第3章 対象事業の実施が想定される区域及びその周辺の概況

3.1 地域特性を把握する範囲

地域特性を把握する範囲は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技 術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に示された各調査項目に係る地域特 性を把握する範囲の目安のうち、最大値である「道路端部から3km程度」(動物・景観の地域特性把 握範囲)を設定した。なお、後述する「人口及び産業の状況」等については、統計範囲の条件から、 対象事業実施想定区域が位置する新潟市全域を対象に整理した。

3.2 自然的状況に関する情報

対象事業実施想定区域及びその周辺における主な自然的状況を把握した結果を表 3.2.1 及び図 3.2.1 に示す。また、それらに示した事項に係る個別要件を図3.2.2 及び表3.2.2 に示す。

なお、自然的状況の把握に用いた既存資料は5.3節にその目録を示す。

表 3.2.1(1) 自然的状況(大気環境)

項目

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

__ 気象、大気質 | 1**. 気象**

等に関する大 気環境の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、新潟地域気象観測所と新津地域気象観測所が 存在する (p. 3-10 図 3. 2. 2(1) 参照)。新潟地域気象観測所における過去 10 年間 (平成 26 年~令和 5 年) の気象の状況は、年間平均気温が 14.4℃、年間降水量の平均値は 1,803.2mm、 年間平均風速が 3.1m/s、最多風向が南であり、日照時間は 1,756.4 時間となる。また、新 津地域気象観測所における過去 10 年間(平成 26 年~令和 5 年)の気象の状況は、年間平 均気温が 13.6℃、年間降水量の平均値が 1,830.4mm、年間平均風速が 3.3m/s、最多風向が 南西であり、日照時間は1,694.4時間となる。

2. 大気質

対象事業実施想定区域及びその周辺には、一般環境大気測定局として、亀田測定局と新 津測定局が存在する (p. 3-10 図 3. 2. 2(1) 参照)。 令和 4 年度の大気質の状況は、二酸化窒 素、光化学オキシダント、微小粒子状物質が 2 局で測定されており、二酸化窒素及び微小 粒子状物質は2局ともに環境基準を達成、光化学オキシダントは2局ともに非達成となっ ている。また、浮遊粒子状物質は亀田測定局で測定され、令和4年度は環境基準を達成し ている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周辺には、自動車排出ガス測定局は存在しない。

対象事業実施想定区域及びその周辺では、令和4年度に一般地域の騒音測定が5地点で 行われ、いずれの地点も環境基準に適合している。

自動車交通騒音の面的評価に係る測定は 17 地点で行われ、昼夜間とも環境基準値を達成 している割合は57~100%である。また、高速道路の騒音測定は1地点で行われており、 昼夜間とも環境基準に適合している。

4. 振動

対象事業実施想定区域及びその周辺では、道路交通振動の測定は実施されていない。

5. 悪臭

対象事業実施想定区域及びその周辺では、悪臭の測定は実施されていない。

6. 公害苦情等の発生状況

新潟市では、令和4年度において大気汚染51件、騒音74件、振動8件、悪臭50件の公 害苦情が発生している。

項目

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

水象、水質等に関する水環境の状況

1. 水象

対象事業実施想定区域及びその周辺では、信濃川水系及び阿賀野川水系の一級河川が存在し、対象事業実施想定区域は小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する(p. 3-7 図 3. 2. 1(1) 参照)。

2. 水質

対象事業実施想定区域及びその周辺では、公共用水域の水質測定が能代川(結地先(大島橋))、小阿賀野川(新瀬橋)、栗ノ木川上流(二本木地先、石山橋)、阿賀野川(横雲橋)の河川 5 地点と鳥屋野潟(弁天橋、鳥屋野潟出口)の湖沼 2 地点で行われている(p. 3-11 図 3. 2. 2(2)参照)。令和 4 年度の測定結果は、生活環境項目では、水素イオン濃度(p H)は弁天橋、溶存酸素量(D O)は新瀬橋、石山橋、弁天橋、鳥屋野潟出口、化学的酸素要求量(C O D)は弁天橋、鳥屋野潟出口、浮遊物質量(S S)は結地先(大島橋)、新瀬橋、二本木地先、弁天橋、鳥屋野潟出口で環境基準不適合となっている。また、健康項目では、栗ノ木川上流(二本木地先、石山橋)を除く河川 3 地点、湖沼 2 地点で測定が行われており、いずれの地点も環境基準に適合している。水生生物の保全に係る項目については、栗木川上流(二本木地先)を除く河川 4 地点、湖沼 2 地点で全亜鉛及びノニルフェノールの測定が行われており、いずれの地点も環境基準に適合している。

そのほか、ダイオキシン類については能代川(結地先(大島橋))、小阿賀野川(新瀬橋)、阿賀野川(横雲橋)、鳥屋野潟(弁天橋)で測定が行われ、いずれの地点においても環境基準に適合している。

3. 底質

対象事業実施想定区域及びその周辺では、水質と同様に、能代川(結地先(大島橋))、 小阿賀野川(新瀬橋)、阿賀野川(横雲橋)、鳥屋野潟(弁天橋)でダイオキシン類の測定 が行われ、いずれの地点においても環境基準に適合している。また、阿賀野川(横雲橋) で総水銀の測定が行われ、底質の暫定除去基準に適合している。

4. 地下水

対象事業実施想定区域及びその周辺では、江南区の3地点、南区の1地点で生活用水井戸及びその他の用途の井戸を対象とした地下水の水質測定が行われ、令和4年度の測定結果は、江南区木津、江南区亀田の井戸で砒素が環境基準不適合となっている。

5. 公害苦情等の発生状況

新潟市では、令和4年度において11件の水質汚濁に関する公害苦情が発生している。

表 3.2.1(3) 自然的状況(土壌及び地盤・地形・地質)

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤	1. 土壌
に関する状況	対象事業実施想定区域及びその周辺には、主に褐色低地土壌、細粒グライ土壌、グライ
	土壌、低位泥炭土壌が分布している (p. 3-12 図 3. 2. 2(3) 参照)。
	また、令和4年度に対象事業実施想定区域及びその周辺において、土壌汚染調査並びに
	ダイオキシン類の測定が1地点で行われ、環境基準に適合している。
	なお、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 139 号)
	に基づく農用地土壌汚染対策地域や「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53
	号)に基づく要措置区域並びに形質変更時要届出区域、「ダイオキシン類対策特別措置法」
	(平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号)に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在
	しない。
	2. 地盤
	対象事業実施想定区域及びその周辺では、砂層を主体とする地盤は地表面下に埋没して
	いることから地表には現れておらず、最上部層は泥炭層ないし砂質土と粘性土の互層とな
	っている (p.3-14 図 3.2.2(4)参照)。
	3. 地盤沈下
	対象事業実施想定区域及びその周辺は、過去5年間(平成30年9月~令和5年9月)の
	地盤変動が 0mm~-20mm の地域に位置している (p.3-15 図 3.2.2(5)参照)。
	4. 公害苦情等の発生状況
	新潟市では、令和4年度において土壌汚染並びに地盤沈下に関する公害苦情は発生して
	いない。
地形に関する	1. 地形
状況	対象事業実施想定区域及びその周辺には、三角州性低地が広く発達し、自然堤防・砂州
	が分布している (p. 3-16 図 3. 2. 2(6)参照)。
	2. 重要な地形
	対象事業実施想定区域及びその周辺には、重要な地形として、阿賀野川下流右岸の沖積
	面に残る旧流路が存在する (p. 3-7 図 3. 2. 1(1) 参照)。
地質に関する	1. 地質
状況	対象事業実施想定区域及びその周辺には、主に沖積層の礫・砂・泥・腐植土が広く分布
	している (p.3-18 図 3.2.2(7)参照)。
	2. 重要な地質
	対象事業実施想定区域及びその周辺には、重要な地質は存在しない。

項目

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況

1. 動物

(1) 重要な種

「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブックー」(平成22年3月 新潟市)によれば、新潟市では、重要な動物種として、哺乳類1種、鳥類42種、両生類9種、淡水魚類22種、大型水生甲殻類7種、昆虫類59種、陸・淡水産貝類30種が確認されている。そのうち、対象事業実施想定区域及びその周辺に生息する可能性がある動物種として、哺乳類1種、鳥類17種、両生類4種、淡水魚類5種、大型水生甲殻類6種、昆虫類5種、陸・淡水産貝類13種があげられる。

(2)集団繁殖地の分布

対象事業実施想定区域及びその周辺には、特別天然記念物・天然記念物に指定されている重要な集団繁殖地は分布していない。

(3) 越冬地の分布

対象事業実施想定区域及びその周辺には、鳥屋野潟鳥獣保護区があり、当該地域は、コハクチョウやオオハクチョウをはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な湖沼であることから、多数の渡り鳥が越冬地として利用している。

2. 植物

(1)重要な種

「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成22年3月 新潟市)によれば、新潟市では、重要な植物種として、188種の維管束植物種が確認され、そのうち、対象事業実施想定区域及びその周辺に生育する可能性がある植物種として、69種があげられる。

(2)植生

対象事業実施想定区域及びその周辺の植生は、概ね地形と相関しており、河川沿いには 主にヨシクラスが分布している。また、対象事業実施想定区域には、水田雑草群落が広く 見られる (p. 3-8 図 3. 2. 1 (2) 参照)。

(3) 特定植物群落

対象事業実施想定区域及びその周辺には、特定植物群落は分布していない。

(4)巨樹・巨木林

対象事業実施想定区域及びその周辺には、ケヤキやイチョウ、タブノキ等の巨樹・巨木 林が分布している (p. 3-8 図 3. 2. 1(2) 参照)。

3. 生態系

対象事業実施想定区域及びその周辺の地形は、三角州性低地、自然堤防・砂州が形成されている。植生は概ね地形と相関していることから、河川沿いには主にヨシクラスが分布しており、対象事業実施想定区域には水田雑草群落が広く見られる。

また、生態系は低地や河原等を基盤として生育する植物群落を生産者とし、一次消費者としてバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やウサギ類等の草食性哺乳類が、二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類や、昆虫類を補食するモグラ類が存在する。三次消費者としてはスズメ類等の鳥類、ネズミ類等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生類・爬虫類が、四次消費者としてヘビ類等の爬虫類が存在し、これらを餌とする最上位の消費者としてタカ科等の猛禽類やテン等の中型哺乳類が存在する。

表 3.2.1(5) 自然的状況 (景観及び人と自然との触れ合いの活動・文化財・放射性物質)

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
景観及び人と	1. 景観
自然との触れ	(1) 眺望点
合いの活動の	、
状況	社、諏訪社等の94 箇所が存在する (p. 3-9 図 3. 2. 1(3) 参照)。
	(2) 景観資源
	ペンス 既真が 対象事業実施想定区域及びその周辺には、主要な景観資源として、新潟砂丘Ⅲやアスパ
	一ク亀田、国道 403 号フラワーロード、小阿賀野川等が存在する (p. 3-9 図 3. 2. 1(3) 参照)。
	2. 人と自然との触れ合い活動の場
	対象事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合い活動の場として、
	 かわね公園や亀田農村公園、阿賀野川フラワーライン等が存在する (p. 3-9 図 3. 2. 1(3)参
	照)。
文化財に関す	1. 指定文化財
る状況	対象事業実施想定区域及びその周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財
	が 21 件 (新潟県指定文化財 2 件、新潟市指定文化財 19 件) が存在する (p. 3-9 図 3. 2. 1(3)
	参照)。
	2. 埋蔵文化財
	対象事業実施想定区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる(p.3-9 図
	3.2.1(3)参照)。
一般環境中の	対象事業実施想定区域及びその周辺における令和5年度の空間放射線量の測定結果は、
放射性物質の	いずれの測定回においても新潟県内における空間放射線量の通常値(0.016 \sim 0.16 μ Sv/h:
状況	既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値)の範囲内であった。
	また、新潟市では平成29年度以降、一般環境土壌の放射性物質量の測定は行われていな
	いが、平成 28 年度の結果では、いずれの地点も放射性物質は検出されていない。

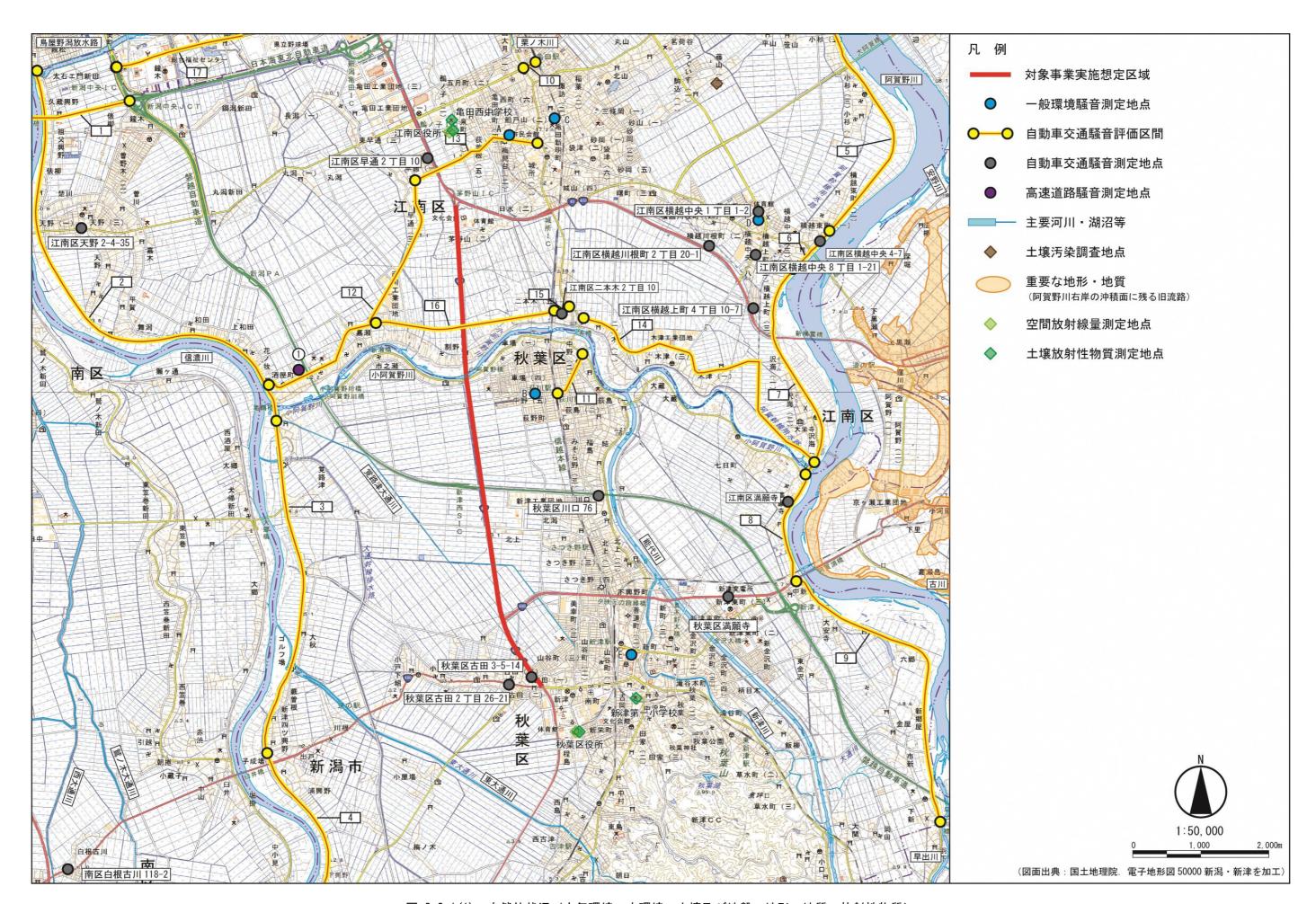


図 3.2.1(1) 自然的状況 (大気環境・水環境・土壌及び地盤・地形・地質・放射性物質)

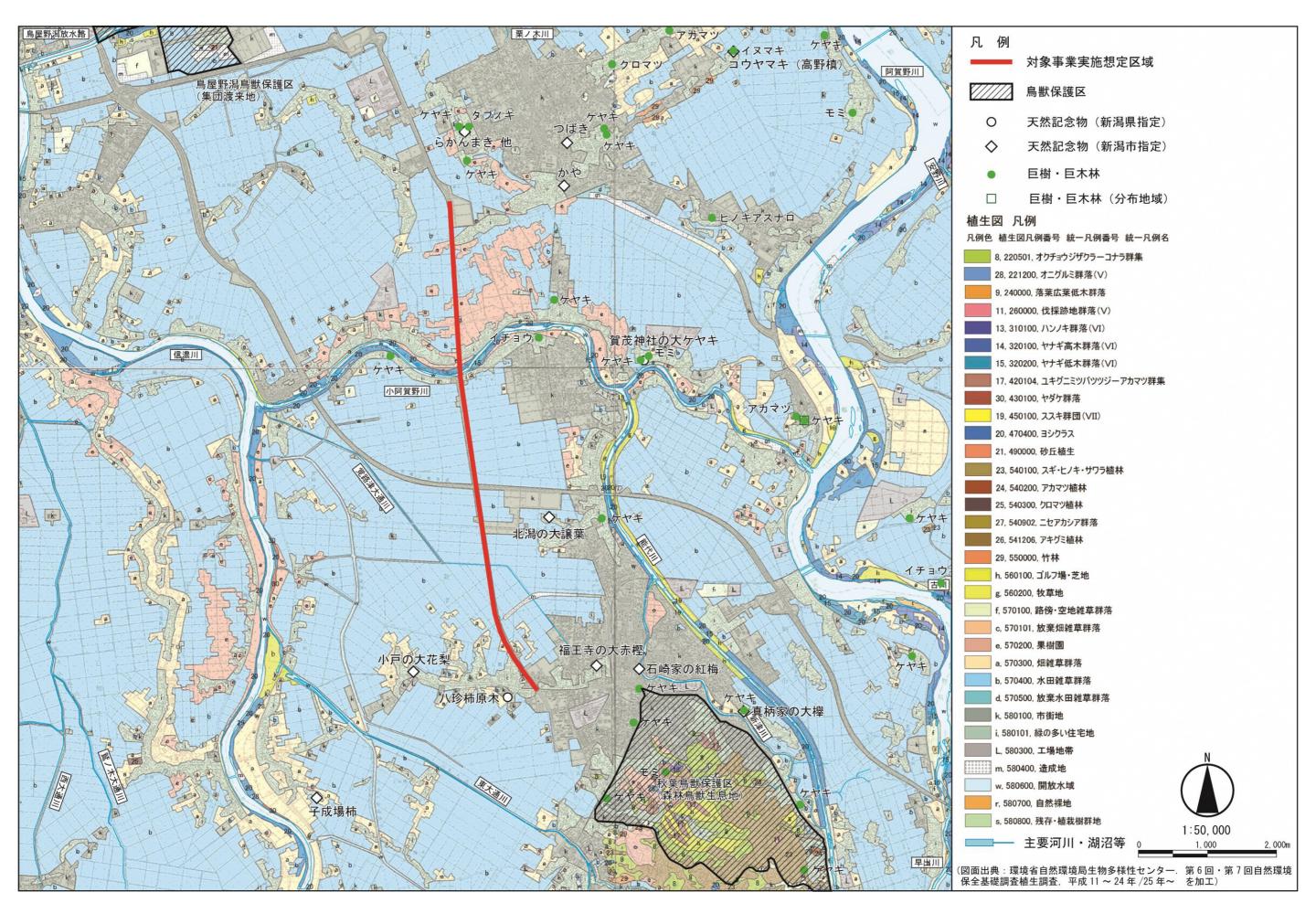


図 3.2.1(2) 自然的状況 (動植物・生態系)

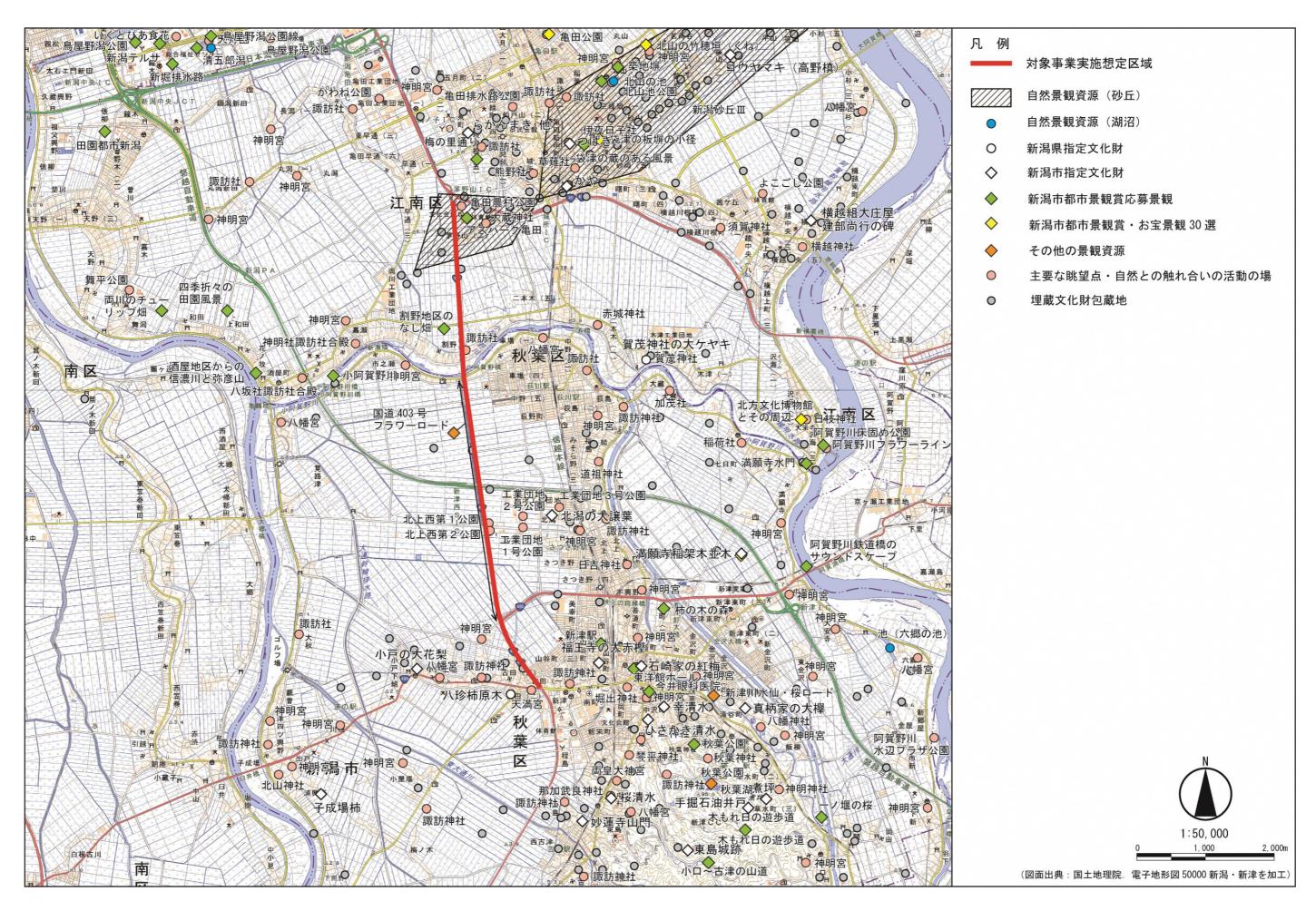


図 3.2.1(3) 自然的状況 (景観・人と自然との触れ合い活動の場・文化財)



図 3.2.2(1) 自然的状況(地域気象観測所及び一般環境大気測定局の位置図)



図 3.2.2(2) 自然的状況(公共用水域水質測定地点の位置図)

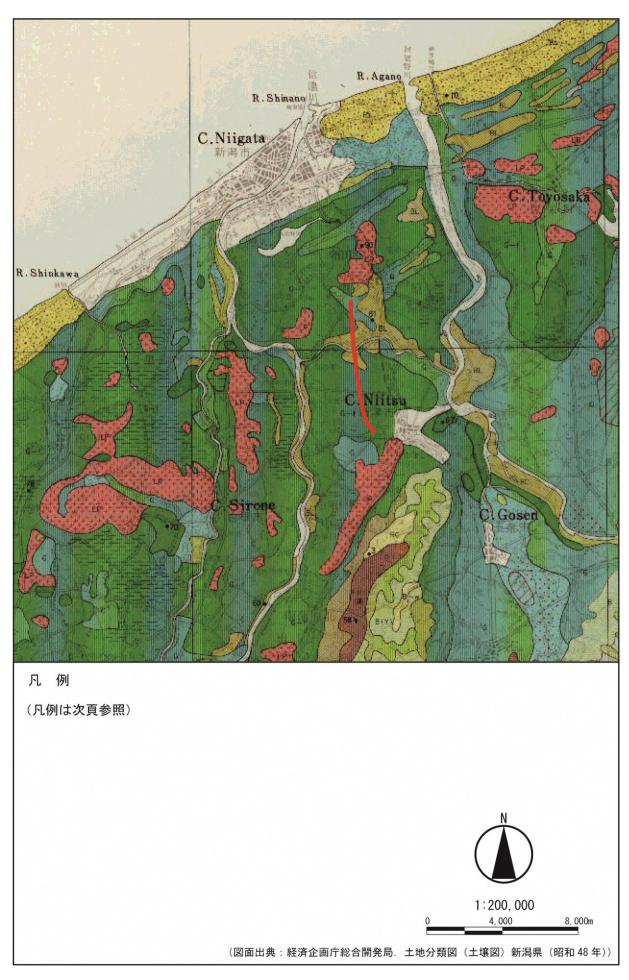


図 3.2.2(3) 自然的状況 (土壌図)

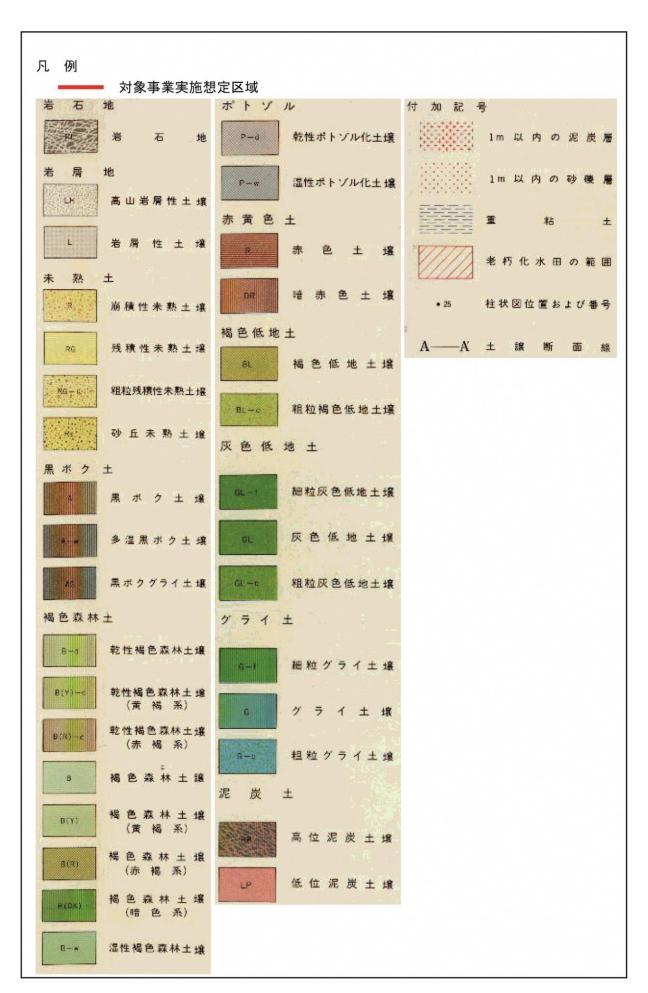


図 3.2.2(3) 自然的状況 (土壌図凡例)

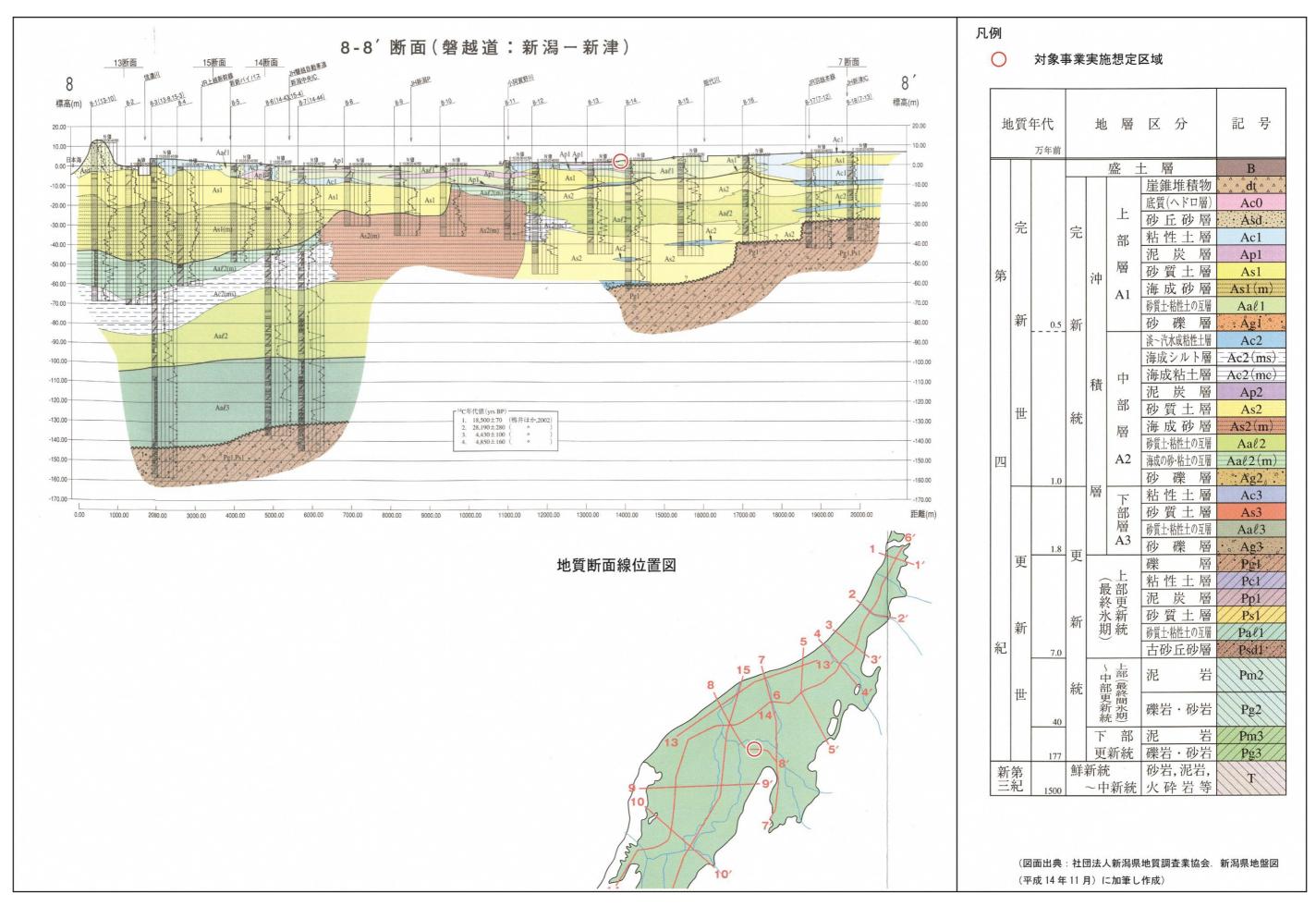


図 3.2.2(4) 自然的状況(地盤図)

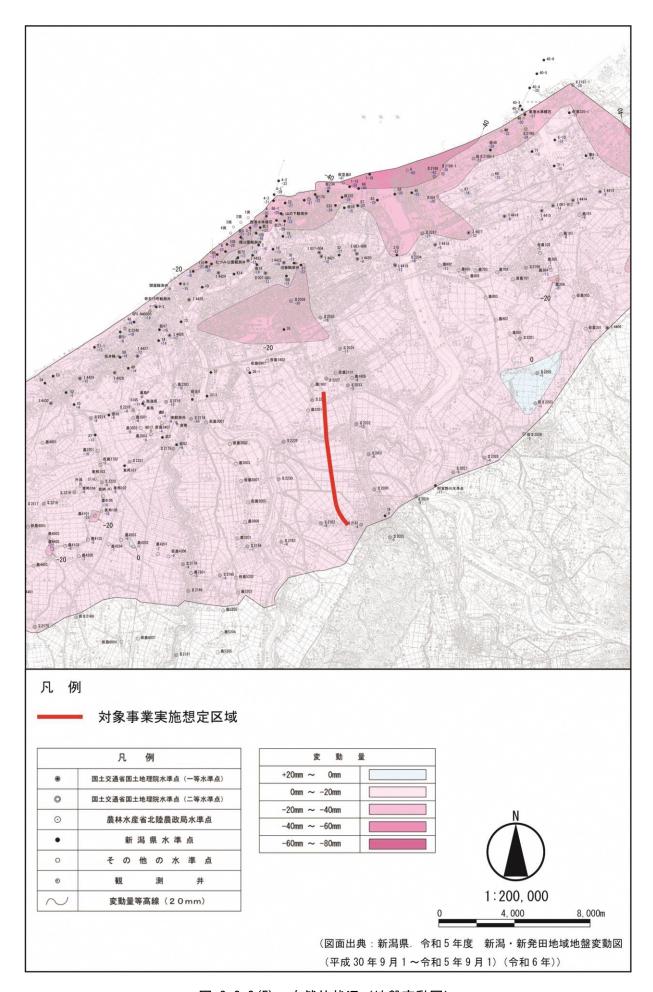


図 3.2.2(5) 自然的状況 (地盤変動図)

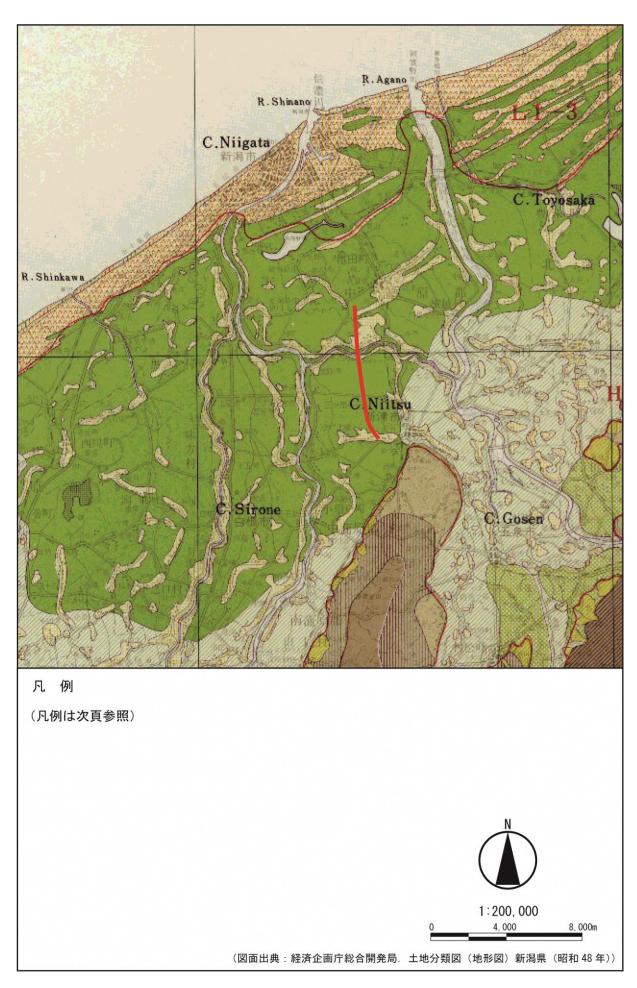


図 3.2.2(6) 自然的状況(地形図)

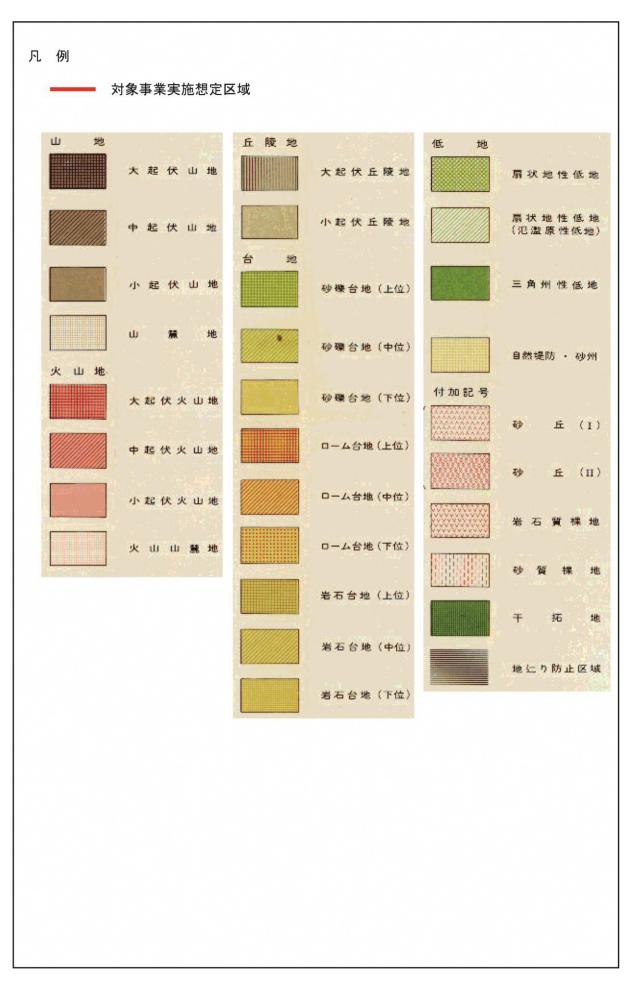


図 3.2.2(6) 自然的状況(地形図凡例)

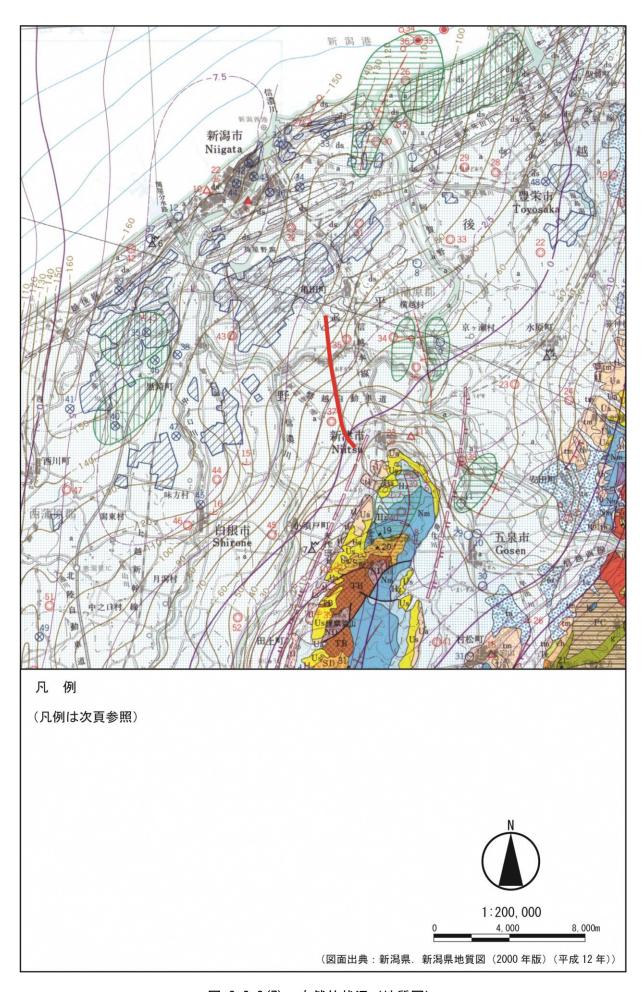


図 3.2.2(7) 自然的状況(地質図)

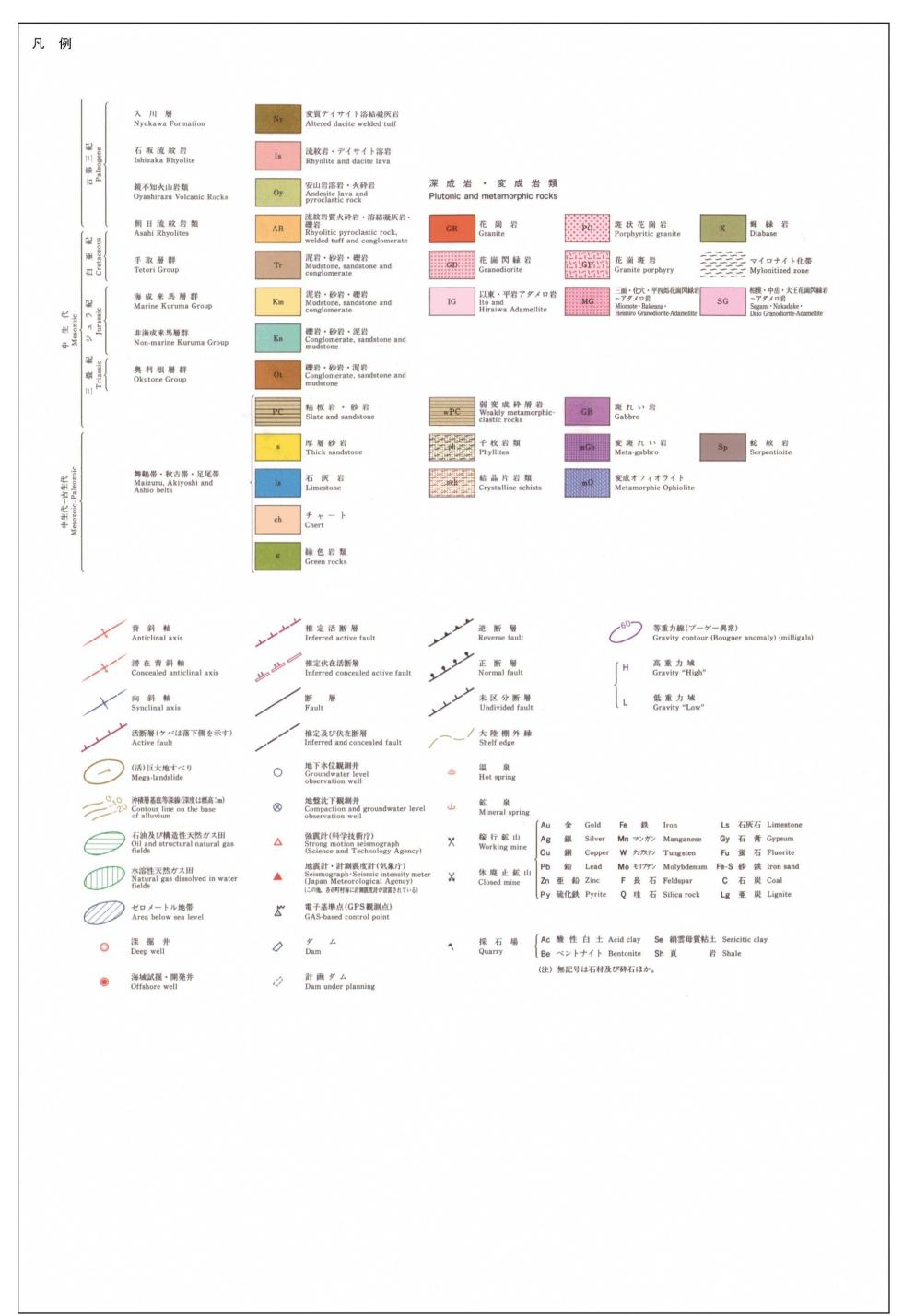


表 3.2.2(1) 気象の状況 (年間値)

地域気象 観測所	観測年		気温(℃)		年間 降水量	最多風向	風速	(m/s)	日照時間
再九 1只1 / /		平均	最高	最低	(mm)		平均	最大	(h)
	平成26年	13. 7	36. 1	-4.4	1, 984. 0	南	3. 2	13. 3	1,764.2
	平成27年	14. 4	36.0	-3.4	1, 467. 5	南	3. 1	15. 3	1,684.6]
	平成28年	14. 5	35. 9	-3.5	1, 499. 0	南)	3.0	13.6	1, 738. 4
	平成29年	13. 7	36. 4	-4.0	2, 036. 5	南)	3. 2	15. 7	1,642.5
	平成30年	14. 3	39. 9	-5.9	1, 795. 5	南	3. 1	18. 2	1, 698.8
新潟	令和1年	14. 6	39. 2	-1.8	1, 352. 0	南)	3.0	14.6	1,832.6
	令和2年	14. 7	38.8	-3.7	2, 077. 5	南	3.0	14.0	1,608.5
	令和3年	14. 5	38. 2	-5.0	1, 952. 0	南)	3. 1	16. 3	1,826.8
	令和4年	14. 5	35. 6	-3.4	2,002.0	南)	2.9	12.8	1, 751. 7
	令和5年	15. 4	39. 1	-5.9	1, 866. 0	南)	2.9	13.0	1,944.0
	平 均	14. 4	37. 5	-4.1	1,803.2	南	3. 1	14.7	1, 756. 4

地域気象 観測所	観測年		気温(℃)		年間 降水量	最多風向	風速	(m/s)	日照時間
19元(月) 7月		平均	最高	最低	(mm)		平均	最大	(h)
	平成26年	12.8	37. 0	-9.6	1, 977. 0	南西	3. 2	15. 5	1, 707. 8
	平成27年	13. 5	37. 9	-5.3	1, 435. 0	南南西)	3. 3	17. 6	1, 706. 7
	平成28年	13.6	35. 9	-9.4	1, 693. 5	南西)	3. 2	16. 1	1, 669. 3
	平成29年	12.8	36. 3	-5.3	2, 208. 5	南南西)	3. 4	18.6	1, 575. 4
	平成30年	13. 5	38. 2	-13.2	1, 732. 0	南西)	3. 3	23. 3	1, 686. 5
新津	令和1年	13. 7	36. 7	-4.3	1, 574. 5	南南西)	3. 2	17. 9	1, 794. 3
	令和2年	13. 9	37.7	-4.7	2, 093. 5	南南西)	3.3	18.0	1, 556. 9
	令和3年	13.8	39. 2	-9.5	2, 084. 0	東南東)	3. 4	20.5	1,579.0]
	令和4年	13. 9	38.0	-4.6	1, 748. 5	南西)	3. 2	17. 7	1, 659. 3
	令和5年	14.8	39. 4	-11.6	1, 757. 5	南西)	3. 1	14. 4	1, 893. 3
	平 均	13. 6	37.6	-7.8	1, 830. 4	南西	3. 3	18. 0	1, 694. 4

注1) 値):統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す(準正常値)。

注2) 値]:統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す(資料不足値)。

出典:「気象統計情報」(気象庁ホームページ)

表 3.2.2(2) 気象の状況(過去5年間の月別平均値)

地域気象 観測所	気象要素		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
	4.70	平均	2. 9	3.5	9. 2	12.7	16.9	22. 1	26.5	30.6	25.8	16.7	12. 1	6. 0	15.4
	気温 (℃)	最高	13. 7	14.8	24. 3	25. 6	31.0	30. 2	34.6	39. 1	35. 2	25.8	26. 1	18. 1	39. 1
	, , ,	最低	-5. 9	-2.8	0.0	2.8	6. 1	10.6	18.2	23.7	16.8	8. 9	3. 7	-0.7	-5.9
新潟	総降水量 (mm)		149.0	109.0	85.0	76. 5	167. 5	182.5	172.5	2.0	192.5	180.0	233. 5	316.0	1866.0
75/1 (20)	最多	風向	北西	北西	南	西南西	北	南南東	南	南東	南東	南	南	南	南
	風速	平均	3.8	3.2	2.7	3. 0	2.4	2. 7	2.3	3. 2	2. 3	2.6	3. 6	3. 1	2.9
	(m/s)	最大	11.5	10.1	10.6	12.0	8. 2	8. 7	8.8	10.9	9. 1	9.8	13.0	12.8	13.0
	日照時間 (h)		54. 4	69.7	213.3	195. 1	222.0	178.1	224.5	326. 1	142.8	150.7	111.1	56. 2	1944.0

地域気象 観測所	気象要素		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
		平均	2.0	2.3	8. 2	11.9	17.0	22. 2	26.3	29. 7	25.3	15.8	11. 1	5. 2	14.8
	気温 (℃)	最高	13. 0	14.6	23. 9	26. 1	33.8	32. 0	37.0	39. 4	37. 1	25. 7	25. 9	17.6	39. 4
	(0)	最低	-11.6	-5.4	-3.1	-0.5	5. 9	12. 1	17.8	22.5	14.8	6. 7	0.8	-2.5	-11.6
新津	総降水量 (mm)		167.5	111.0	85. 5	66. 0	127.5	167.0	98.5	0.0	214.5	205.5	241.0	273.5	1757.5
材件	最多	風向	南南西	南南西	南西	南西	南東	東南東	南西	東南東	東南東	南南西	南西	南南西	南西
	風速	平均	3. 6	3. 2	2.8	3. 3	2.8	3. 2	2.4	3. 4	2. 7	2. 9	3. 6	3. 1	3.1
	(m/s)	最大	14. 4	11.7	12.5	11.7	12.8	13. 0	10.9	11.5	14. 2	9.4	13.6	14. 1	14.4
	日照時間 (h)		55. 4	76.0	203.2	194. 4	217.7	175.5	217.4	309.6	131.1	153.0	107.8	52. 2	1893.3

注) 最多風向が2つ以上ある場合は、その両側の風向の度数を加え、多い方とする。

表 3.2.2(3) 大気測定局の位置及び測定項目

							測	定項	目				
地域名	測定 局名	所在地	用途地域	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度・日射	設置主体
一般環境	竟大気測定周	司											
新潟	亀田	新潟市江南区亀田緑町1丁目2番8号	住		0		0		0	0	0		新潟市
利倫	新津	新潟市秋葉区新栄町4番1号	住		0		0			0	0		新潟市

注) 用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の地域区分による。

表 3.2.2(4) 一般環境大気測定局における環境基準適合状況(令和4年度)

地域名	測定		測定項目ごとの理	景境基準達成状況	
地域石	局名	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
		0	×	0	0
新潟	亀田	環境基準(長期的評価) 達成	環境基準(短期的評価) 非達成	環境基準(長期的評価 及び短期的評価)達成	環境基準(長期基準及 び短期基準)達成
利倫		0	×		0
	新津	環境基準(長期的評価) 達成	環境基準(短期的評価) 非達成	(対象外)	環境基準(長期基準及 び短期基準)達成

出典:「令和4年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.2(5) 二酸化窒素の測定結果(令和4年度)

地域名	測定局名	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	1時间恒 U.Uoppmを 0.06ppm以-		D. 04ppm以上 D. 06ppm以下 の日数と 日平均値の 年間98%値		98%評価値に よる日平均値が 0.06ppmを超えた 日数	環境基準の 達成状況	
			時間	ppm	ppm	目	%	B	%	ppm	日	達成〇・ 非達成×
abert 2064	亀田	356	8, 333	0.005	0.046	0	0.0	0	0.0	0. 012	0	0
新潟	新津	356	8, 330	0.003	0.030	0	0.0	0	0.0	0. 007	0	0

注1) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注2) 長期的評価:年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値) を環境基準と比較して評価を行う。

出典:「令和4年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.2(6) 二酸化窒素の経年変化(平成30年度~令和4年度)

(単位:ppm)

地域名	測定 局名	統計 項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	亀田	年平均値	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
新潟	田	日平均値の 年間98%値	0. 012	0. 012	0.016	0. 011	0.012
利何	新津	年平均値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	利件	日平均値の 年間98%値	0.008	0. 007	0. 010	0. 007	0.007

注)環境基準(長期的評価):1目平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

表 3.2.2(7) 光化学オキシダントの測定結果(令和4年度)

地域名	測定局名	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	越えた	Sppmを	昼間の1時間値 が0.12ppm 以上の日数と 時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高1時間値 の年平均値	環境基準の 達成状況
		Ħ	時間	ppm	目	時間	П	時間	ppm	ppm	達成〇・ 非達成×
新潟	亀田	363	5, 252	0. 038	51	331	0	0	0. 087	0.047	×
材偽	新津	361	5, 220	0. 038	50	265	0	0	0. 086	0.048	×

- 注1) 環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。
- 注2) 短期的評価:5時から20時の昼間時間帯の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
- 注3) 「昼間の1時間値が0.12ppm以上」は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する緊急時の措置の基準。

出典:「令和4年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.2(8) 光化学オキシダントの経年変化(平成30年度~令和4年度)

(単位:ppm)

地域名	測定 局名	統計 項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	亀田	昼間の1時間値 の年平均値	0. 038	0. 038	0.038	0. 038	0.038
立广泛日	电 田	昼間の1時間値 の最高値	0.091	0.114	0.097	0.081	0.087
新潟	新津	昼間の1時間値 の年平均値	0.038	0.038	0.036	0. 039	0.038
	利件	昼間の1時間値 の最高値	0.090	0. 122	0.092	0.081	<u>0. 086</u>

- 注1) 環境基準 (短期的評価) : 昼間 (5時~20時) の1時間値が0.06ppm以下であること。
- 注2) 表中の下線は、環境基準の非達成を示す。

出典:「令和4年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

「令和3年度 大気汚染測定結果報告」(令和5年8月 新潟県環境局環境対策課) 「令和2年度 大気汚染測定結果報告」(令和4年9月 新潟県環境局環境対策課)

「令和元年度 大気汚染測定結果報告」(令和3年3月 新潟県県民生活・環境部環境対策課) 「平成30年度 大気汚染測定結果報告」(令和2年2月 新潟県県民生活・環境部環境対策課)

表 3.2.2(9) 浮遊粒子状物質の測定結果(令和4年度)

			有効 測定 左亚拉		1時間値が 0.20mg/m ³ を			り値が	, n+ 88 /+	日平均値	日平均値が 0.10mg/m ³ を	環境基準の 長期的評価	環境基 達成	
地域名	測定 局名	測定日数	時間	年平均値	超えた数とる	を時間	超えた		1時間値 の最高値	の2% 除外値	超えた日が 2日以上連続 したことの有無	による日平均値 が0.10mg/m ³ を超えた日数	短期的 評価	長期的評価
		目	時間	${\rm mg/m}^3$	時間	%	目	%	${\rm mg/m}^3$	${\rm mg/m}^3$	有×・無○	日	達成 非達	
新潟	亀田	349	8, 312	0.010	0	0.0	0	0.0	0. 077	0. 022	0	0	0	0

- 注1) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。
- 注2) 短期的評価:環境基準と1時間値または1日平均値とを比較して評価を行う。

長期的評価:年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成として評価する。

表 3.2.2(10) 浮遊粒子状物質の経年変化 (平成30年度~令和4年度)

(単位:mg/m³)

地域名	測定 局名	統計 項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新潟	亀田	年平均値	0.012	0.011	0.011	0.009	0.010
机俩	电口	日平均値の 2%除外値	0.029	0. 025	0.027	0.024	0. 022

注)環境基準(長期的評価):1日平均値の2%除外値が0.10mg/m3以下であること。

出典:「令和4年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.2(11) 微小粒子状物質の測定結果(令和4年度)

地域名	測定 局名	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間98%値			環境基準の 達成状況
		日	$\mu \mathrm{~g/m}^3$	$\mu \text{ g/m}^3$	日	%	達成〇・ 非達成×
新潟	亀田	353	6.8	17.6	0	0.0	0
材质	新津	351	8. 1	21.5	0	0.0	0

注1) 環境基準:1年平均値が $15 \mu \text{ g/m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu \text{ g/m}^3$ 以下であること。

注2) 長期的評価:1年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であること(長期基準)、かつ、1日平均値のうち、

低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が35 μ g/m³以下

であること(短期基準)で評価する。

出典:「令和4年度 大気汚染測定結果報告」(新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.2(12) 微小粒子状物質の経年変化(平成30年度~令和4年度)

(単位: μ g/m³)

						`	ΤΕ. μ 8/ Ε. /
地域名	測定 局名	統計 項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	亀田	年平均値	10. 5	8.8	7. 0	6.5	6.8
新潟	电 田	日平均値の 年間98%値	30.8	20. 7	19. 4	16. 1	17. 6
利偽	新津	年平均値	8.6	7. 5	7. 3	6.6	8. 1
	利伊	日平均値の 年間98%値	26. 7	18. 7	22. 4	15.8	21. 5

注)環境基準(長期的評価) : 1年平均値が $15\,\mu$ g/m³以下であり、かつ1日平均値の年間98%値が $35\,\mu$ g/m³以下であること。

表 3.2.2(13) 一般地域騒音調査結果

No.	測定地点	騒音規制法 区域区分	用途地域			基準 B)	等価騒音レベル (dB)		評価 適○・否×	
				類生	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	江南区船戸山5-7-2	第二種区域	一種中	A	55	45	47	39	0	0
В	秋葉区中野5-1-50	第二種区域	一種中	A	55	45	48	38	0	0
С	江南区亀田新明町 1-2-3	第二種区域	一種住	В	55	45	49	40	0	0
D	江南区横越中央1- 1-1	第二種区域	一種住	В	55	45	46	38	0	0
Е	秋葉区新津本町2- 2978-72	第三種区域	商業	С	60	50	47	44	0	0

注) 時間区分:昼間(6時~22時)、夜間(22時~6時)

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)

表 3.2.2(14) 自動車交通騒音面的評価結果

		評価区間の始点~終点	延長			音評価結 ×:不適		沿道	地域の面的		
路線名	No.	計画区面の知点でた点 (騒音測定地点)	(km)		間 ·22:00		間 翌6:00	住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)	
北陸 自動車道	1	江南区鐘木~ 西区山田	2. 3	(53)	0	(49)	0	7	4	57%	
主要地方	2	中央区親松~ 秋葉区覚路津	7. 5	(69)	0	(61)	0	200	200	100%	
道新潟小 須戸三条	3	秋葉区覚路津~ 秋葉区子成場	5.0	(69)	0	(61)	0	118	118	100%	
線	4	秋葉区子成場~ 秋葉区小須戸	2.5	(63)	0	(53)	0	34	34	100%	
	5	東区中興野7~ 江南区横越	8.3	(72)	×	(63)	0	214	214	100%	
	6	江南区横越~ 江南区横越 (江南区横越中央4-7)	0.8	72	×	63	0	52	52	100%	
主要地方 道新潟村 松三川線	7	江南区横越~ 秋葉区満願寺	3. 4	(72)	×	(63)	0	128	128	100%	
	8	秋葉区満願寺~ 秋葉区中新田 (秋葉区満願寺)	1.7	50	0	43	0	49	49	100%	
	9	秋葉区中新田~ 秋葉区下新	4.8	(50)	0	(43)	0	95	95	100%	
一般県道 亀田停車 場線	10	江南区東船場1丁目1~ 江南区東船場4丁目1	0.2	=		-		53	53	100%	
一般県道 荻川停車 場線	11	秋葉区中野3丁目11~ 秋葉区中野2丁目8	0.7	(65)	0	(56)	0	138	138	100%	
一般県道自根亀田	12	江南区酒屋町~ 江南区早通1丁目1	4. 3	_		-		138	138	100%	
線	13	江南区早通1丁目1~ 江南区亀田本町4丁目3	2. 1	_		-		239	239	100%	
	14	江南区沢海~ 江南区二本木1丁目8	5. 1	(63)	0	(56)	0	67	64	96%	
一般県道 沢海酒屋 線	15	江南区二本木2丁目6~ 江南区二本木2丁目10 (江南区二本木2丁目10)	0. 2	68	0	60	0	15	15	100%	
	16	江南区二本木2丁目10~ 江南区嘉瀬	2.8	(68)	0	(60)	0	36	36	100%	
一般県道 曽野木一 日市線	17	中央区湖南~ 中央区長潟	2. 4	(62)	0	(51)	0	17	17	100%	

注1) 道路近傍騒音の環境基準値は、昼間70dB、夜間65dB(幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値)。

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)

注2) 道路近傍騒音評価結果の() 内は、測定地点における騒音レベル(dB)を示す。

注3) 環境基準達成戸数は、住居等戸数のうち、昼夜間とも環境基準値を達成している戸数を示す。

注4) 道路近傍騒音評価結果の欄で「一」の評価区間は、交通量から判断し、「環境基準達成とみなす方法」により評価した区間。

表 3.2.2(15) 高速道路騒音調査結果

No.	高速道路名	測定地点	用途	環境基準	車線数	環境 (d	基準 B)	等価騒音 レベル	評価
NO.	向逐退龄名	例足坦点	地域等	類型	早	時間 区分	等価騒音 レベル	測定結果 (dB)	適○・否×
(Ī)	磐越自動車道	江南区	市街化	B類型相当	9	昼間	65	55	0
	岩凼日期早月	酒屋町799-4	調整区域	D無空作日	2	夜間	60	53	0

注) 時間区分: 昼間 (6時~22時) 、夜間 (22時~6時)

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)

表 3.2.2(16) 主要河川

種別	水系	河川名	延長 (m)
一級河川	信濃川	信濃川	153, 010
		栗ノ木川	6, 855
		鳥屋野潟放水路	1, 440
		鷲ノ木大通川	15, 470
		西大通川	6, 700
		小阿賀野川	10, 797
		能代川	32, 433
		新津川	5, 600
		覚路津大通川	6, 896
		東大通川	9,000
	阿賀野川	阿賀野川	92, 719
		安野川	16, 000
		古川	2, 900
		早出川	26, 497

出典:「新潟県の河川一覧(令和4年4月1日現在)」(新潟県土木部河川管理課) 「新潟県管内図(河川及び海岸)」(平成29年3月 新潟県土木部)

表 3.2.2(17) 公共用水水質測定地点(令和4年度)

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	測定機関
	能代川	1	結地先 (大島橋)	河川B,生物B	新潟市
	小阿賀野川	2	新瀬橋	河川A,生物B	新潟市
河川	栗ノ木川上流	3	二本木地先	河川 C, 生物 B	新潟市
	朱/不川工侃	4	石山橋	河川 C, 生物 B	新潟市
	阿賀野川	5	横雲橋	河川A,生物B	北陸地方整備局
湖沼	鳥屋野潟	6	弁天橋	湖沼B,生物B	新潟市
明伯	局 座判 俩	7	鳥屋野潟出口	湖沼B,生物B	新潟市

注)調査地点No.の○は環境基準点を示す。

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部 環境政策課)

「水環境総合情報サイト」(環境省)

表 3.2.2(18) 公共用水水質測定結果(生活環境項目)(令和4年度)

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小~最大 (m/n)	最小~最大 (m/n)	75%値	最小~最大 (m/n)	90%値
	能代川	1	結地先 (大島橋)	В	6.6~7.0 (0/12)	6. 2~11 (0/12)	2.0	$4 \sim 72$ $(4/12)$	_
	小阿賀野川	2	新瀬橋	A	6.6~7.1 (0/12)	7.0~12 (2/12)	1.3	4~37 (1/12)	_
河川	栗ノ木川上流	3	二本木地先	С	6.8~7.3 (0/12)	6.8~11 (0/12)	2. 2	$5 \sim 79$ $(1/12)$	_
	宋 / 本川上 / M	4	石山橋	С	6.7~7.0 (0/12)	3.7~10 (1/12)	1.5	7~22 (0/12)	_
	阿賀野川	5	横雲橋	А	7.0~7.2 (0/12)	8. 2~14 (0/12)	0.7	3~17 (0/12)	84
			A類型		6.5以上 8.5以下	7.5mg/L以上	2mg/L以下	25mg/L以下	300CFU/100mL 以下
	環境基準		B類型		6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	3mg/L以下	25mg/L以下	1,000CFU/100mL 以下
			C類型		6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	5mg/L以下	50mg/L以下	_

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小~最大 (m/n)	最小~最大 (m/n)	75%値	最小~最大 (m/n)	90%値
洲勿	鳥屋野潟	6	弁天橋	В	6. 4~7. 2 (1/24)	3.5~10 (2/24)	5. 7	6~47 (3/24)	_
例伯	局 <u></u> 局	7	鳥屋野潟出口	В	6.6~7.6 (0/24)	4.9~13 (1/24)	7. 4	8~120 (13/24)	_
	環境基準		B類型		6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	5mg/L以下	15mg/L以下	_

注1) 表中の調査地点No.の〇は環境基準点を示す。

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課) 「水環境総合情報サイト」(環境省)

注2) 表中の「m」は環境基準値を超える検体数を示し、「n」は総検体数を示す。

注3) 環境基準の達成状況は、BOD、CODは75%水質値、大腸菌数は90%水質値、その他は日間平均値で判定する。

表 3.2.2(19) 公共用水水質測定結果 (健康項目) (令和 4 年度)

		12 0. 2. 2 (10)		小人员从一个	11 (1)=131 211	-, (1-11-	1 ,227	
水域名	No.	測定地点	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
(河川名等)	NO.	换定地点	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	1	結地先 (大島橋)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
小阿賀野川	2	新瀬橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
阿賀野川	(5)	横雲橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
ė □ mz γα	6	弁天橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
鳥屋野潟	7	鳥屋野潟出口	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
	環境基	基準	0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下
水域名	No.	測定地点	РСВ	ジクロロ メタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	シス-1, 2-ジクロ ロエチレン
(河川名等)			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	1	結地先 (大島橋)	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
小阿賀野川	2	新瀬橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
阿賀野川	5	横雲橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
± □ == 1/2	6	弁天橋	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
鳥屋野潟	7	鳥屋野潟出口	-	-	-	-	-	-
	環境基	基準	検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下
水域名 (河川名等)	No.	測定地点	1,1,1-トリクロ ロエタン	1, 1, 2-トリクロ ロエタン	トリクロロエチ レン	テトラクロロエ チレン	1,3-ジクロロプ ロペン	チウラム
(四川石寺)			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	(1)	結地先 (大島橋)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
小阿賀野川	2	新瀬橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
阿賀野川	5	横雲橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
鳥屋野潟	6	弁天橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
河庄 月 何	7	鳥屋野潟出口	_	-	_	_	_	_
	環境基	基準	1mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下
水域名 (河川名等)	No.	測定地点	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素
(例川名寺)			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	(1)	結地先 (大島橋)	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.46	<0.1
小阿賀野川	2	新瀬橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.49	<0.1
阿賀野川	5	横雲橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0. 26	0. 1
鳥屋野潟	6	弁天橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.51	<0.1
局座野 偽	7	鳥屋野潟出口	=	=	=	=	0.47	<0.1
	環境基	基準	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	0.8mg/L以下
* tot 0			ほう妻	1 4-ジオキサン				

水域名	No.	測定地点	ほう素	1,4-ジオキサン
(河川名等)			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	1	結地先 (大島橋)	<0.1	<0.005
小阿賀野川	2	新瀬橋	<0.1	<0.005
阿賀野川	4	横雲橋	<0.1	<0.005
鳥屋野潟	6	弁天橋	<0.1	<0.005
局座對偽	7	鳥屋野潟出口	<0.1	_
j	景境基	準	1mg/L以下	0.05mg/L以下

注)表中の調査地点No.の〇は環境基準点を示す。 出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課) 「水環境総合情報サイト」(環境省)

表 3.2.2(20) 公共用水水質測定結果(水生生物保全項目)(令和4年度)

			水生生物	保全項目
水域名 (河川名等)	No.	測定地点	全亜鉛	ノニル フェノール
			平均値(mg/L)	平均値(mg/L)
能代川	1	結地先 (大島橋)	0.013	<0.00006
小阿賀野川	2	新瀬橋	0.010	<0.00006
栗木川上流	4	石山橋	0.015	<0.00006
阿賀野川	5	横雲橋	0.011	<0.00006
鳥屋野潟	6	弁天橋	0.016	<0.00006
	7	鳥屋野潟出口	0.018	
Į	環境基	上 準	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

注)表中の調査地点No.の〇は環境基準点を示す。

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月

新潟市環境部環境政策課)

「水環境総合情報サイト」(環境省)

表 3.2.2(21) ダイオキシン類調査結果 (令和4年度)

 水域名		ダイオキシン	/ 類調査結果
(河川名等)	測定地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
能代川	結地先 (大島橋)	0.47	0. 56
小阿賀野川	新瀬橋	0. 17	0. 54
阿賀野川	横雲橋	0.072	0. 21
鳥屋野潟	弁天橋	0.33	11
環境	5基準	1 pg-TEQ/L 以下	150 pg-TEQ/g 以下

注)水質の結地先(大島橋)及び新瀬橋、弁天橋の水質の結果は2回 行った調査結果の平均値を示す。

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)

表 3.2.2(22) 底質調査結果(令和4年度)

~ \	, ,	>	- 16 - 1 ,20,
水域名	No.	測定地点	総水銀
(河川名等)			平均値(μg/g)
阿賀野川	4	横雲橋	0.01未満

注)底質の暫定除去基準(昭和63年9月8日、環水管第127号)

:総水銀25μg/g

出典:「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(令和6年3月 新潟県環境局環境対策課)

表 3.2.2(23) 地下水調査結果(令和4年度)

	井戸番号		3230004	2010171	2010146	2010160	
	地区名		江南区木津	南区白根古川	江南区亀田新明町	江南区亀田	
井戸の 諸元	調査区分		概況調査	新規汚染井戸 周辺地区調査	継続監視調査	継続監視調査	環境基準
	用途		生活用水井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	その他の井戸	
	水温 (℃)		16. 5	15.0	15. 5	17. 5	
	検査項目	単位	2022/7/19	2023/2/27	2022/8/1	2022/7/25	
	水素イオン濃度(pH)		6. 4	6. 6	6.3	6.7	_
	電気伝導率	ms/m	28	29	36	30	_
	カドミウム	mg/L	0.0003未満	_	_	_	0.003以下
	全シアン	mg/L	0.1未満	_	_	_	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	_	_	0.01以下
	六価クロム	mg/L	0.01未満	_	_	_	0.02以下
	砒素	mg/L	<u>0.014</u>	_	_	0.14	0.01以下
	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	_	_	0.0005以下
	РСВ	mg/L	_	_	_	_	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	_	_	_	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	_	_	_	0.002以下
	クロロエチレン mg/L		0.0002未満	_	_	_	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン mg/L		0.0004未満	_	_	_	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/		0.01未満	_	_	_	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L		0.002未満	_	_	_	_
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	_	_	_	_
調査 項目	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	_	_	_	0.04以下
73. 17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	_	_	_	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	_	_	=	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	_	_	_	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	_	_	=	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	_	_	_	_	0.002以下
	チウラム	mg/L	_	_	_	_	0.006以下
	シマジン	mg/L	_	_	_	_	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	_	_	_	_	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	0.001未満	_	0.001未満	_	0.01以下
	セレン	mg/L	_	_	_	_	0.01以下
	硝酸性窒素 mg/L		0.01未満	_	_	_	-
	亜硝酸性窒素 mg/L		0.01未満	_	_	_	_
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02未満	_	_	_	10以下
	ふっ素	mg/L	0.2	_	_	_	0.8以下
	ほう素	mg/L	0.1未満	_	_	_	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	_	_	_	0.05以下
	ダイオキシン類	0.043	_	_	_	1以下	

注)表中の下線は環境基準不適合を示す。 出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課) 「地下水水質測定結果(令和元~4年度)」(新潟県オープンデータ)

表 3.2.2(24) 土壌汚染調査結果(採取年月日:令和4年9月14日)

項目名	単位	環境基準	江南区 藤駒農村公園
カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満
全シアン	mg/L	検出されないこと	検出しない
有機リン	mg/L	検出されないこと	検出しない
鉛	mg/L	0.01以下	0.005未満
六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満
砒素	mg/L	0.01以下	0.005未満
総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満
РСВ	mg/L	検出されないこと	検出しない
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.1未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満
シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満
セレン	mg/L	0.01以下	0.005未満
ふっ素	mg/L	0.8以下	0.1未満
ほう素	mg/L	1以下	0.1未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000以下	3.2

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧(1/5)

番号	綱名	科名	種名	(1)	(2)	選定基注 ③	4	(5)	生息の 可能性	備考
1	哺乳類	モグラ科	エチゴモグラ			EN	VU	VU	0	田園地帯一円で確認されている。
2	鳥類	カモ科	サカツラガン			DD	VU	VU		冬鳥。福島潟や佐潟などで確認記録がある。
3	鳥類	力モ科	ヒシクイ	天		VU	NT	NT	0	冬鳥。潟や水田で生活する。主に福島潟でま とまった群れが見られ、その他の地域では少 ない。
4	鳥類	カモ科	マガン	天		NT	NT	NT	0	冬鳥。主に福島潟でまとまった群れが見られ る。周辺の水田で採餌を行う。
5	鳥類	カモ科	ハクガン			CR	VU	VU	0	冬鳥。福島潟や佐潟などの湖沼で確認されて いる。
6	鳥類	カモ科	シジュウカラガン		国内	CR	VU	VU	0	冬鳥。福島潟とその周辺で観察される。
7	鳥類	カモ科	コクガン	天		VU	NT	NT		冬鳥。常に海上で生活する。移動個体の観察 事例のみ。
8	鳥類	カモ科	ヨシガモ				NT	NT	0	冬鳥。主に福島潟で少数認められ、その他の 湖沼ではあまり見られない。
9	鳥類	カモ科	トモエガモ			VU	NT	NT	0	冬鳥。福島潟や佐潟などで確認されている。
10	鳥類	カモ科	シノリガモ				NT	NT		冬鳥。岩礁海岸に渡来する。
11	鳥類	カモ科	ホオジロガモ				NT	NT		冬鳥。海岸や河口などでごく希に観察される。
12	鳥類	ウ科	ウミウ				NT	NT		冬鳥。沿岸部や河口などで見られ、しばしば 護岸堤や漁港で認められる。佐渡島や栗島に 小さな繁殖コロニーがある。
13	鳥類	サギ科	オオヨシゴイ			CR	VU	VU	0	夏鳥。過去に旧新潟市で確認例がある。
14	鳥類	サギ科	ミゾゴイ			VU	VU	VU	0	夏鳥。新津地区や旧新潟市の海岸林などで確 認例がある。
15	鳥類	サギ科	チュウサギ			NT	NT	NT	0	夏鳥。阿賀野川や信濃川の下流部中州などで 繁殖する。水田のほか、潟や川で採餌し、田 園地帯では観察例も多い。
16	鳥類	クイナ科	ヒクイナ			NT	EN	VU		夏鳥。湿地の草むらを好む。海岸林内の湿地 で繁殖した例がある。
17	鳥類	ヨタカ科	ヨタカ			NT	NT	NT		夏鳥。新津地区の山林で確認例があった。
18	鳥類	セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT	NT	0	留鳥。主に福島潟とその周辺の水田で観察され、佐潟にも出現したことがある。
19	鳥類	シギ科	オオジシギ			NT	VU	NT	0	夏鳥。春と秋に河川流域や水田で確認されている。かつて阿賀野川河口西岸や北部海浜の草地で少数が繁殖していた例がある。
20	鳥類	シギ科	ホウロクシギ			VU	NT	NT		旅鳥。四ツ興野地区の海浜や阿賀野川河口な どで確認されている。
21	鳥類	シギ科	アカアシシギ			VU	NT	NT		旅鳥。かつて巻地区の海浜で観察されたこと がある。
22	鳥類	シギ科	ヘラシギ		国内	CR	VU	NT		旅鳥。過去に潟東地区、巻地区で確認例がある。
23	鳥類	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	NT	NT		旅鳥または迷鳥。過去に阿賀野川河口、福島 潟、鳥屋野潟などで観察例があった。
24	鳥類	カモメ科	コアジサシ			VU	NT	NT	0	夏鳥。河川、湖沼及び海岸などで観察され、 河口や中州の広い砂礫地に集団で営巣する。 造成地で繁殖することもある。
25	鳥類	ミサゴ科	ミサゴ			NT	NT	NT	0	留鳥。水辺(湖沼、河川、海岸、港湾)に広 く出現する。
26	鳥類	タカ科	ハチクマ			NT	NT	NT		夏鳥。低山に渡来し、弥彦山麓などで見られ る。
27	鳥類	タカ科	オジロワシ	天	国内	VU	EN	EN	0	冬鳥。福島潟や阿賀野川下流域などで確認さ れている。
28	鳥類	タカ科	オオワシ	天	国内	VU	EN	EN		冬鳥。かつて福島潟や佐潟などで観察され た。
29	鳥類	夕力科	チュウヒ		国内	EN	NT	NT	0	冬鳥。湖沼や河川流域など広い湿生草地のある環境に棲み、時には山麓にも出現する。福 島潟では観察例が多い。
30	鳥類	夕力科	ツミ				NT	NT		留鳥。移動個体が角田山や海岸林などで観察 されている。かつて西新潟の海岸林で繁殖し たこともある。
31	鳥類	タカ科	ハイタカ			NT	NT	NT		漂鳥。山林、海岸林、湖沼などで確認され、 非繁殖期の観察例が角田山や福島潟などであ る。
32	鳥類	タカ科	オオタカ			NT	NT	VU		留鳥。海岸林などで繁殖している。秋から冬 の間は湖沼や河川流域にも出現する。
33	鳥類	フクロウ科	オオコノハズク				NT	NT		市内の海岸林では例年春と秋に少数が移動している様子がわかっている。
34	鳥類	フクロウ科	コノハズク				NT	NT		夏鳥。移動期の春と秋に市内の海岸林など緑 地帯を通過しているものとみられる。
35	鳥類	フクロウ科	アオバズク				NT	NT		夏鳥。初夏と秋に海岸林などで確認されている。また、神社の社叢や屋敷林に立ち寄ることもある。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧(2/5)

			衣 3. 2. 2 (4						見(- <i>i</i> - <i>i</i>
番号	綱名	科名	種名	1	2	選定基達 ③	集 ④	(5)	生息の 可能性	備考
36	鳥類	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	NT	NT	0	留鳥。広く市内で確認されている。非繁殖期 は福島潟周辺や西新潟の田園地域での観察頻 度が高い。
37	鳥類	サンショウクイ 科	サンショウクイ			VU	NT	NT		夏鳥。初夏の頃に海岸林や山地などの緑地帯 で観察されている。生息確認情報は秋葉区の 低山帯や角田・弥彦山麓に集中している。阿 賀野川流域の河畔林でも観察例がある。
38	鳥類	カササギヒタキ 科	サンコウチョウ					NT		夏鳥。山林や海岸林などで確認されている。 市内の生息記録は新津丘陵や角田・弥彦山麓 に集中し、少数派海岸林でも観察されてい る。
39	鳥類	モズ科	チゴモズ			CR	VU	VU		夏鳥。海岸林とその周辺で確認されている。
40	鳥類	モズ科	アカモズ			EN	EN	VU		夏鳥。かつて海岸林やその周辺に生息してい た。
41	鳥類	ヒタキ科	コサメビタキ				NT	NT		夏鳥。海岸林や緑地帯などで確認されてい る。角田・弥彦山麓や新津丘陵などの山林で 生息確認記録がある。
42	鳥類	ホオジロ科	ノジコ			NT	NT	NT	0	夏鳥。移動の途中と思われる個体が湿地の草むら、河畔林、山麓のブッシュなどで観察されている。
43	鳥類	ホオジロ科	コジュリン			VU	VU	NT		夏鳥。春から秋にかけて観察され、その生息 地はほぼ福島潟に限られる。
44	両生類	イモリ科	アカハライモリ			NT	NT	EN		中央区の海岸林内で確認されている。過去に 西区の黒崎、西蒲区の岩室で確認記録があ
45	両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル				NT	EN		北区、西区の池、沼、水田で確認されている。
46	両生類	アカガエル科	トウキョウダルマガ エル			NT	VU	EN	0	過去に新潟、黒崎、味方、中之口及び巻地区 で確認記録がある。
47	両生類	アカガエル科	トノサマガエル			NT	VU	VU	0	江南区、秋葉区、南区、西蒲区の水田、池、 沼で確認されている。
48	両生類	サンショウウオ 科	トウホクサンショウ ウオ			NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地・丘陵地のゆるい沢な どで確認されている。
49	両生類	サンショウウオ 科	クロサンショウウオ			NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地の池、沼などで確認さ れている。
50	両生類		ハコネサンショウウオ				NT	NT		西蒲区の山地の沢などで確認されている。
51	両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				NT	NT	0	北区、東区、中央区、江南区、西区、西蒲区 の池沼などで広範囲に確認されている。
52	両生類	アオガエル科	モリアオガエル				NT	NT	0	市内では、すべての区の山地や池沼で広く確認されている。
53	淡水魚類	ヤツメウナギ科	スナヤツメ			VU	NT	VU		山麓の小河川で確認されている。
54	淡水魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメ			VU	VU	VU		阿賀野川、信濃川に毎年遡上する。
55	淡水魚類	ウナギ科	ウナギ			EN	VU	NT		佐潟では放流が行われており、毎年捕獲され ている。
56	淡水魚類	コイ科	ヤリタナゴ			NT	NT	NT	0	支川や農業用水路で確認されている。
57	淡水魚類	コイ科	アカヒレタビラ			EN		NT	0	支川や農業用水路で確認されている。
58	淡水魚類	コイ科	ゼニタナゴ			CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲区にあった鎧潟から 記録がある。江南区でも昭和30年代の生息情 報があったが、現在ではまったく確認できな
59	淡水魚類	コイ科	アブラハヤ					LP		限られた山麓の小河川で確認されている。
60	淡水魚類	コイ科	マルタ					NT	0	信濃川や阿賀野川に産卵のために遡上する。
61	淡水魚類	コイ科	ウケクチウグイ			EN	VU	NT	0	信濃川、阿賀野川の他、湖沼でも確認されて いる。
62	淡水魚類	フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN	VU	VU		山麓の水田地帯の水路や細流で確認されてい る。
63	淡水魚類	アカザ科	アカザ			VU	NT	NT		過去に豊栄、新津及び潟東地区で確認記録が ある。
64	淡水魚類	キュウリウオ科	ワカサギ				NT	NT		かつて鳥屋野潟や福島潟が海と繋がっていた 頃は、湖内で漁獲された。現在でも、信濃川 や阿賀野川では、数は少ないが、春の産卵期 に遡上が見られる。
65	淡水魚類	サケ科	サクラマス(ヤマメ)			NT	NT	NT		ヤマメが阿賀野川支川で確認されており、サ クラマスが信濃川、阿賀野川の下流域を通過 して降海、遡河している。
66	淡水魚類	トゲウオ科	イトヨ日本海型			LP	EN	EN		ごく希に阿賀野川下流部などで確認される程度である。県内各地では河川下流域や用水路で普通に見られたが、近年激減している。
67	淡水魚類	トゲウオ科	イバラトミヨ			LP	EN	EX		新潟市絶滅。かつて信濃川河口付近の沼垂に 生息していた記録があるが、現在では生息可 能な環境は存在しない。
68	淡水魚類	メダカ科	メダカ北日本集団			VU	NT	NT	0	小河川や農業用水路、池沼などで確認されている。
69	淡水魚類	カジカ科	カマキリ			VU	NT	NT		小河川の下流部で確認されており、信濃川、 阿賀野川では春季に2cm前後に育った幼魚が遡 上する。
70	淡水魚類	カジカ科	カジカ中卵型			EN	VU	NT		信濃川および阿賀野川で、成魚や遡上中の幼 魚が確認されている。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧 (3/5)

番号	綱名	科名	種名	1)	ž 2	選定基注 ③	4	(5)	生息の 可能性	備考
71	淡水魚類	カジカ科	カジカ大卵型			NT	NT	NT		市内の生息地は、丘陵の上流部に限られる。
72	淡水魚類	ハゼ科	ミミズハゼ					NT		小河川の河口付近で確認されている。
73	淡水魚類	ハゼ科	シロウオ			VU	VU	NT		小河川の河口付近で確認されている。
74	淡水魚類	ハゼ科	ルリヨシノボリ					NT		小河川で確認されている。流れの速い山地流 に棲む。
75	大型水生 甲殻類	ヌマエビ科	ミズレヌマエビ					NT	0	河川の下流部で確認されている。
76	大型水生 甲殻類	ヌマエビ科	ヌカエビ				VU	NT	0	水草が茂った河川や池沼で確認されている。
77	大型水生 甲殻類	テナガエビ科	テナガエビ				NT	NT	0	河川や池沼で確認されている。
78	大型水生 甲殼類	テナガエビ科	スジエビ				NT	NT	0	湖沼や河川で確認されている。
79	大型水生 甲殼類	サワガニ科	サワガニ					NT		丘陵地を流れる細流で確認されている。
80	大型水生 甲殻類	ベンケイガニ科	クロベンケイガニ				NT	NT	0	河川や農業用水路で確認されている。かつて は市街地の水路や堀でも見られたという。
81	大型水生 甲殻類	ベンケイガニ科	アカテガニ				NT	NT	0	河川の河口付近で確認されているが、数は少ない。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
82	昆虫類	アオイトトンボ 科	コバネアオイトトン ボ			EN	VU	EN		かつて数ヶ所の生息地が記録されていたが、 近年はまったく確認されていない。
83	昆虫類	イトトンボ科	オオセスジイトトン ボ			EN	EN	EN		北区と西区の池沼で確認された。
84	昆虫類	モノサシトンボ 科	オオモノサシトンボ			EN	EN	EN		北区、東区、西区の池沼で確認された。
85	昆虫類	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EN		1950年代に西蒲区(巻)での確認記録がある。
86	昆虫類	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	NT	EN		1950年代に西蒲区(巻)での確認記録がある。
87	昆虫類	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	NT	NT		
88	昆虫類	ヤンマ科	マダラヤンマ			NT	VU	VU		過去には旧市域や北区(豊栄)、西蒲区 (巻)での確認記録がある。
89	昆虫類	ヤンマ科	カトリヤンマ				VU	EN		1950年代に秋葉区 (新津) 、西蒲区 (巻) で の確認記録がある。
90	昆虫類	サナエトンボ科	オナガサナエ					NT		秋葉区の丘陵地の沢筋で確認されている。
91	昆虫類	サナエトンボ科	ホンサナエ				VU	VU		過去には旧市域、秋葉区(新津)、西蒲区 (巻)などでの確認記録がある。
92	昆虫類	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ			VU	NT	NT	0	いくつかの区の大河川や中小河川で確認され ている。
93	昆虫類	サナエトンボ科	メガネサナエ			VU	EN	EN		1950年代に秋葉区(新津)、西蒲区(巻)で の確認記録がある。
94	昆虫類	エゾトンボ科	トラフトンボ				NT	NT		北区や東区などの抽水植物、浮葉植物の多い池沼で確認されている。
95	昆虫類	トンボ科	ベッコウトンボ			CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲原の鎧潟に生息したが、同潟の消失以降、県内全域で絶滅したと 考えられる。
96	昆虫類	トンボ科	オオキトンボ			EN	EN	EN		1950年代に旧市域、西蒲区(巻)、北区(豊 栄)などでの確認記録がある。
97	昆虫類	カマキリ科	ヒナカマキリ					LP		過去には西蒲区(岩室、巻)の海岸部で確認 記録がある。
98	昆虫類	カマキリ科	ハラビロカマキリ				NT	NT	0	旧市域の住宅地、湖沼、西蒲区の海岸砂丘で 確認されている。
99	昆虫類	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD		NT	0	旧市域や西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
100	昆虫類	キリギリス科	オオクサキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。ヨ シやススキ群落に生息する。
101	昆虫類	キリギリス科	カヤキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部や北区の湖沼で生息が確認されていつ。 ススキやヨシの群落が生息場所である。
102	昆虫類	マツムシ科	マツムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
103	昆虫類	コオロギ科	クマコオロギ					LP		過去には旧市域や西区(黒崎)や西蒲区 (巻)での確認記録がある。
104	昆虫類	コオロギ科	クマスズムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
105	昆虫類	ヒバリモドキ科	ナギサスズ					LP		過去には西蒲区(岩室、巻)の海岸部で確認 記録がある。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧(4/5)

番号	綱名	科名	種名	(I)	②	選定基注 ③	進	(5)	生息の 可能性	備考
106	昆虫類	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR		EN	7 110 1-12	過去には西蒲区(巻)の記録がある。
107	昆虫類	バッタ科	ヤマトバッタ					NT		西区の海岸で生息が確認されている。
108	昆虫類	セミ科	ハルゼミ				NT	NT		西蒲区の山地でわずかに鳴き声が確認されている。
109	昆虫類	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメム シ			NT	VU	VU		市内で確認されていない。県内では北蒲原や 佐渡で記録がある。
110	昆虫類	ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ				NT	NT		中央区の海岸地域で確認されている。
111	昆虫類	アメンボ科	ババアメンボ			NT	NT	NT		北区及び西区の池沼で確認されている。
112	昆虫類	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	NT	NT		池沼、河川、水田の水際部の雑草間に生息する種であり、かつては広く分布していたものと思われるが、確実な記録は北区の福島潟である。
113	昆虫類	コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	NT		北区の湖沼で確認されている。
114	昆虫類	コオイムシ科	タガメ			VU	EN	EN		かつては各地の水田に普通に見られたが、近 年の確実な記録はない。
115	昆虫類	タイコウチ科	タイコウチ				EN	EN		北区、秋葉区の湖沼や水田地帯で確認されて いる。
116	昆虫類	セセリチョウ科	ホソバセセリ				NT	VU		過去には岩室、間瀬、角田山など西蒲区での 採集・観察記録がある。
117	昆虫類	タテハチョウ科	ホシミスジ				NT	VU		過去には秋葉区の新津丘陵での採集記録があ る。
118	昆虫類	タテハチョウ科	オオムラサキ			NT	NT	VU		1950年代には新津地区での観察記録がある。
119	昆虫類	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	NT	NT		西蒲区 (角田・弥彦山系) や秋葉区 (新津丘陵) などで確認されている。
120	昆虫類	ツトガ科	ムナカタミズメイガ			NT	NT	VU		1960年代には東区 (じゅんさい池) に生息していた。
121	昆虫類	シャクガ科	フチグロトゲエダ シャク				NT	LP		西蒲区の海岸部で生息が確認された。
122	昆虫類	シャクガ科	カバシタムクゲエダ シャク			CR	EN	EN		旧市域(関屋浜)に1950年代後半に生息していたが、その後全く確認されておらず、絶滅が危惧される。
123	昆虫類	ヤママユガ科	シンジュサン				LP	LP		弥彦山の市域から1個体が確認された。
124	昆虫類	ヤガ科	ハマヤガ			NT	NT	NT		北区、西区、西蒲区の海岸部で確認された。
125	昆虫類	ヤガ科	ヤヒコカラスヨトウ				NT	NT		弥彦山の市域からわずか1個体が確認されたの みである。
126	昆虫類	ヤガ科	コシロシタバ			NT	NT	NT		1950年代までは旧市域のクヌギ林に生息していたが、絶滅した。西蒲区や秋葉区の里山に生息している可能性があるが、確認できていない。
127	昆虫類	ヤガ科	フシキキシタバ				LP	LP		秋葉区の丘陵地において生息を確認した。
128	昆虫類	ヤガ科	アオモンギンセダカ モクメ			NT	NT	NT		北区の海岸部で確認された。1950年代から60年代中頃まで旧市域の数ヶ所から記録されている。
129	昆虫類	ヤガ科	イチモジヒメヨトウ			VU	NT	NT		1963年に西蒲区(西川)で1個体が採集された だけで、県内の他の記録もない。
130	昆虫類	オサムシ科	アカガネオサムシ				NT	NT		中央区(鳥屋野潟)と北区(福島潟)で確認 された。
131	昆虫類	オサムシ科	マークオサムシ			VU	EN	EN		過去には北区(豊栄)での確認記録がある。
132	昆虫類	オサムシ科	エチゴトックリゴミ ムシ			NT	NT	NT		北区(福島潟)において確認記録がある。
133	昆虫類	オサムシ科	オオヒョウタンゴミ ムシ			NT	LP	LP		新潟東区の工事現場で得られた1個体が唯一の 記録である(1998)。
134	昆虫類	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			VU	NT	NT		1950年代には西蒲区(巻)での確認記録がある。
135	昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ			EN	NT	NT		過去には旧市域や、秋葉区(新津)、西蒲区 (巻)から記録されている。
136	昆虫類	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ			VU	NT	NT	0	かつては各地の湖沼や水田に生息していたも のと思われる。
137	昆虫類	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ			VU	NT	NT		1958年に旧市域で採集された記録がある。
138	昆虫類	ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウ モドキ		国内	CR	EN	EN		古く北区(豊栄)での確認記録がある。
139	昆虫類	ガムシ科	エゾコガムシ			NT	NT	NT		過去には北区(福島潟)での確認記録があ る。
140	昆虫類	ハムシ科	オオルリハムシ			NT	NT	NT	0	阿賀野川、信濃川沿いの水湿地と福島潟とそ の周辺湿地(北区)で確認されている。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧(5/5)

番号	綱名	科名	種名	(1)	2	選定基準 ③	<u>#</u>	(5)	生息の 可能性	備考
141	陸・淡水 産貝類	タニシ科	マルタニシ	•		VU	NT	NT		海岸林付近や水田地帯で確認されている。
142	陸・淡水 産貝類	タニシ科	オオタニシ			NT		NT	0	湖沼、水田、用水路で確認されている。
143	陸・淡水 産貝類	イツマデガイ科	ニクイロシブキツボ			NT	NT	VU		過去に岩室地区や巻地区で確認記録がある。
144	陸・淡水 産貝類	エゾマメタニシ 科	マメタニシ			CR	NT	EN	0	水田地帯で確認されている。
145	陸・淡水 産貝類	ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU		NT	0	河川や用水路で確認されている。
146	陸・淡水 産貝類	モノアラガイ科	コシダカヒメモノア ラガイ			DD		NT	0	湖沼や用水路などで確認されている。
147	陸・淡水 産貝類	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT	NT	0	湖沼や用水路などで確認されている。
148	陸・淡水 産貝類	モノアラガイ科	ヒメオカモノアラガ イ					NT	0	湖沼や用水路で確認されている。
149	陸・淡水 産貝類	モノアラガイ科	ナガオカモノアラガ イ			NT	NT	NT	0	湖沼や河川、用水路で確認されている。
150	陸・淡水 産貝類	ヒラマキガイ科	カワネジガイ			CR	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
151	陸・淡水 産貝類	ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラ ガイ			CR+EN	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
152	陸・淡水 産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマ イ			DD		NT	0	水田や池沼で確認されている。
153	陸・淡水 産貝類	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
154	陸・淡水 産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ			NT		NT	0	農業用水路で確認されている。
155	陸・淡水 産貝類	イシガイ科	カラスガイ			EN	NT	VU	0	湖沼や農業用水路で確認されている。
156	陸・淡水 産貝類	イシガイ科	マツカサガイ			NT	NT	EN	0	過去に新潟地区で確認記録がある。河川や用 水路などに生息している。
157	陸・淡水 産貝類	シジミ科	マシジミ			VU	NT	VU	0	河川や用水路で確認されている。
158	陸・淡水 産貝類	マメシジミ科	ハイイロマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
159	陸・淡水 産貝類	マメシジミ科	ウエジマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
160	陸・淡水 産貝類	マメシジミ科	アッケシマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
161	陸・淡水 産貝類	キバサナギガイ 科	スナガイ			NT		EN		海岸緑地で確認された。
162	陸・淡水 産貝類	キバサナギガイ 科	ナタネキバサナギガ イ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
163	陸・淡水 産貝類	ミジンマイマイ 科	ミジンマイマイ					EN		海岸緑地で確認された。
164	陸・淡水 産貝類	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガ イ			VU	VU	EN		丘陵で確認されている。
165	陸・淡水 産貝類	ナタネガイ科	ハリマナタネ					VU		湖沼周辺で確認されている。
166	陸・淡水 産貝類	ベッコウマイマ イ科	ヒラベッコウガイ			DD		NT		山地で確認されている。
167	陸・淡水 産貝類	ベッコウマイマ イ科	キヌツヤベッコウ			DD		NT		山地で確認されている。
168	陸・淡水 産貝類	ベッコウマイマ イ科	オオウエキビ			DD		NT		丘陵で確認されているが、1個体の死殻であ る。
169	産貝類	ベッコウマイマ イ科	ヒメカサキビ			NT		NT		山地で確認されている。
170	陸・淡水 産貝類	オナジマイマイ 科	トウキョウコオオベ ソマイマイ			NT	NT	NT		丘陵地や山地で確認されている。

注) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天:特別天然記念物、天:天然記念物

- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - 国内:国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③環境省レッドリスト2020
- EX:絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群 ④新潟県第2次レッドリスト
- - EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧 I 類、CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

- DD: 旧報 TAE

 ⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブックEX: 絶滅、EW: 野生絶滅、EN: 絶滅危惧 I 類、W: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、LP: 地域個体群
 生息の可能性: 当該動物種の確認された地区及び生息環境から、対象事業実施想定区域及びその周辺にその種が生育する可能性がある場合 に「〇」を付した。
- 出典:「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成22年3月 新潟市)

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (1/6)

番号	科名		要に							
	件有	種名	1	2	企 基	4	(5)	生育の可能性	備考	
1	イワヒバ科	ヒモカズラ				VU	VU		岩上に生える常緑性シダ。海岸近くの山地で確認さ れている。	
2	ミズニラ科	ミズニラ			NT	EN	EN	0	沈水~湿生の夏緑性シダ。過去に確認記録がある。	
3	トクサ科	イヌドクサ				NT	NT		常緑性シダ。海岸砂丘で確認されている。	
4 /	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ				EN	EN		海岸近くの湿った砂地に生える夏緑性のシダ。過去 に新潟地区で確認記録がある。	
5 ŗ	ウラジロ科	ウラジロ				NT	NT		常緑性シダ。山地や丘陵で確認されている。	
6	デンジソウ科	デンジソウ			VU	EW	EW		新潟市野生絶滅。水生シダ。湖沼(植栽)	
7	サンショウモ科	オオアカウキクサ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。水生シダ。過去に新潟地区で確認 記録がある。	
8 4	サンショウモ科	サンショウモ			VU	VU	VU	0	一年生の水生シダ。池沼や水田で確認されている。	
9	イノモトソウ科	ミズワラビ				NT	NT	0	浅い水中または湿地に生える一年生シダ。主に休耕 田で確認されている。	
10	イノモトソウ科	タチシノブ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
11 -	イノモトソウ科	イノモトソウ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
12	イノモトソウ科	オオバノハチジョウシダ				NT	NT		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
13	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ				LP	LP		岩上や石垣上に生える常緑性シダ。丘陵で確認され ている。	
14	ヒメシダ科	ハシゴシダ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
15	ヌリワラビ科	ヌリワラビ					LP		夏緑性シダ。山地で確認されている。	
16	メシダ科	タニイヌワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
17	オシダ科	ツルデンダ				NT	NT		やや湿った岩上に生える常緑性シダ。丘陵で確認さ れている。	
18	オシダ科	イノデモドキ				VU	VU		常緑性シダ。山地で確認されている。	
19	オシダ科	ヒメカナワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
20	シノブ科	シノブ				EN	EN		岩上や樹幹に着く夏緑性シダ。山地で確認されてい る。	
21	ヒノキ科	ハイネズ				VU	EN		常緑低木。過去に新潟、岩室地区で確認記録があ る。	
22	ジュンサイ科	ジュンサイ				VU	EN		沈水植物。湖沼で確認されている。	
23	スイレン科	オニバス			VU	VU	VU		浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。	
24	スイレン科	ヒツジグサ				VU	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、潟 東及び巻地区で確認記録がある。	
25	マツブサ科	サネカズラ				VU	VU		常緑のつる性木本。山地や丘陵で確認されている。	
26	ドクダミ科	ハンゲショウ				VU	EN		多年草。湖沼の岸部や湿地で確認されている。	
97	ウマノスズクサ 科	ウマノスズクサ				NT	VU	0	多年草。河川付近で確認されている。	
	ウマノスズクサ 科	コシノカンアオイ			NT	NT	NT		多年草。山地や丘陵で確認されている。	
29	クスノキ科	ヤマコウバシ				VU	EN	0	落葉低木。湖沼周辺や農村集落付近で確認されてい る。	
30	サトイモ科	ヒメザゼンソウ					NT		多年草。山地で確認されている。	
31	オモダカ科	サジオモダカ				VU	VU	0	多年草、抽水植物。河川の止水域で確認されてい る。	
32	オモダカ科	マルバオモダカ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。抽水~浮葉植物。過去に新潟、豊 栄地区で確認記録がある。	
33 >	オモダカ科	アギナシ			NT	NT	EN	0	多年草。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録 がある。	
34	オモダカ科	ウリカワ				VU	EN	0	多年草。水田地帯で確認されている。	
35	トチカガミ科	スブタ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄地区 で確認記録がある。	

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧(2/6)

番号	女 0.2.2 (25)								
	科名	種名	1	2	<u> </u> (3)	4	(5)	生育の 可能性	備考
36	トチカガミ科	クロモ				VU	VU	0	多年草、沈水植物。河川、湖沼、池沼、水田地帯な どで確認されている。
37	トチカガミ科	トチカガミ			NT	VU	VU	0	多年草、浮葉植物。池沼や用水路などで確認されている。
38	トチカガミ科	イトトリゲモ			NT	EN	EN		沈水植物。丘陵で確認されている。
39	トチカガミ科	トリゲモ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、潟 東及び巻地区で確認記録がある。
40	トチカガミ科	ミズオオバコ			VU	VU	VU	0	一年草、沈水植物。用水路などで確認されている。
41	トチカガミ科	コウガイモ				VU	VU	0	多年草、沈水植物。河川や用水路などで確認されて いる。
42	トチカガミ科	セキショウモ				VU	EN	0	沈水植物。河川で確認されている。
43	ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、岩 室、潟東及び巻地区で確認記録がある。
44	ヒルムシロ科	エゾヤナギモ				EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に豊栄地区で確認 記録がある。
45	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水〜浮葉植物。過去に新潟、豊 栄及び潟東地区で確認記録がある。
46	ヒルムシロ科	センニンモ				VU	EN	0	沈水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。
47	ヒルムシロ科	オヒルムシロ				VU	EN		浮葉植物。池沼で確認されている。
48	ヒルムシロ科	ヒロハノエビモ				VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に湖沼で確認され ている。
49	ヒルムシロ科	ササバモ				EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水〜浮葉植物。過去に豊栄地区 で確認記録がある。
50	ヒルムシロ科	ヒメオヒルムシロ				NT	VU	0	浮葉植物。水田地帯や河川付近で確認されている。
51	ヒルムシロ科	オオミズヒキモ (カモガワ モ)				EN	EN	0	沈水~浮葉植物。河川で確認されている。
52	ヒルムシロ科	アイノコヒルムシロ					VU	0	沈水植物。水田地帯で確認されている。
53	ユリ科	キバナノアマナ				NT	NT		多年草。山地で確認されている。
54	ユリ科	スカシユリ				NT	NT		多年草。海岸近くの山地で確認されている。
55	ラン科	エビネ			NT	VU	VU		多年草。山地、丘陵で確認されている。
56	ラン科	ギンラン					NT		多年草。山地で確認されている。
57	ラン科	キンラン			VU	VU	VU		多年草。丘陵で確認されている。
58	ラン科	クマガイソウ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。過去に新津丘陵や弥彦山系で確認 記録がある。
59	ラン科	カキラン					NT		多年草。海岸近くの水湿地で確認されている。
60	ラン科	ミズトンボ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟地区で確認記録があ る。
61	ラン科	ホクリクムヨウラン				VU	VU		多年草、腐生植物。丘陵で確認されている。
62	ラン科	ミズチドリ				VU	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
63	ラン科	イイヌマムカゴ			EN	EN	EN		山地の林下に生える多年草。山地に希に生育してい る。
64	ラン科	ヒトツボクロ				VU	VU		常緑の多年草。山地や丘陵で確認されている。
65	ラン科	ヒメノヤガラ			VU	LP	LP		多年草、腐生植物。市内現地調査で確認されていない。
66	ラン科	トケンラン			VU	EN	EN		落葉広葉樹林内に生える多年草。山地で希に生育し ている。
67	アヤメ科	ヒオウギ				LP	EN		多年草。山地で確認されている。
68	アヤメ科	ノハナショウブ					NT		多年草。海岸で確認されている。
69	アヤメ科	カキツバタ			NT	VU	VU	0	多年草、湿生植物。湖沼付近や湿地帯で確認されて いる。
70	クサスギカズラ 科	ヒメイズイ				VU	VU	0	多年草。池沼や草原などで確認されている。

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (3/6)

	(1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7					14th at 27.			
番号	科名	種名	1	2	3	4	(5)	工育の可能性	備考
71	クサスギカズラ 科	オモト				NT	NT		多年草。海岸林や丘陵などで確認されている。
72	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	VU	VU	0	一年草、抽水植物。河川や湖沼で確認されている。
73	ガマ科	ミクリ			NT	NT	NT	0	多年草、抽水植物。河川付近や水田地帯で確認され ている。
74	ガマ科	ヤマトミクリ			NT	VU	EN		抽水植物。山麓の湿地にわずかながら生育してい る。
75	ガマ科	ナガエミクリ			NT	NT	NT	0	多年草。用水路で確認されている。
76	カヤツリグサ科	シラスゲ				LP	VU		多年草。山地や海岸林内で確認されている。
77	カヤツリグサ科	ムジナスゲ				LP	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記 録がある。
78	カヤツリグサ科	ヤガミスゲ				NT	NT	0	多年草。河川や湖沼の周辺で確認されている。
79	カヤツリグサ科	ミコシガヤ				VU	VU	0	多年草。河川付近で確認されている。
80	カヤツリグサ科	アワボスゲ				VU	EN	0	多年草。過去に新津地区で確認記録がある。
81	カヤツリグサ科	ツルスゲ				EW	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟、豊栄地区で 確認記録がある。
82	カヤツリグサ科	オニナルコスゲ				VU	VU	0	多年草。河川付近で確認されている。
83	カヤツリグサ科	ヒナガヤツリ					NT	0	一年草。水田地帯で確認されている。
84	カヤツリグサ科	スジヌマハリイ			VU	VU	EN	0	水生・湿生植物。過去に新潟、岩室地区で確認記録 がある。
85	カヤツリグサ科	クロテンツキ					EN	0	一年草または多年草。過去に豊栄、小須戸、岩室及 び巻地区で確認記録がある。
86	カヤツリグサ科	アオテンツキ					NT	0	一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
87	カヤツリグサ科	ビロードテンツキ				VU	VU		多年草。海岸砂丘で確認されている。
88	カヤツリグサ科	ヒンジガヤツリ					NT	0	一年草。河川や湖沼付近の湿地で確認されている。
89	カヤツリグサ科	ヒメホタルイ				VU	EN	0	水生・湿生植物。過去に新潟、巻地区で確認記録が ある。
90	カヤツリグサ科	ツルアブラガヤ				NT	NT	0	多年草、抽水植物。河川付近の湿地などで確認され ている。
91	イネ科	カモノハシ				VU	EN	0	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
92	イネ科	アイアシ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。
93	マツモ科	マツモ				VU	VU	0	沈水植物。河川や池沼、用水路などで確認されている。
94	メギ科	サンカヨウ					EN		多年草。過去に岩室、巻地区で確認記録がある。
95	キンポウゲ科	フクジュソウ				VU	EN		多年草。山地や丘陵で確認されている。
96	キンポウゲ科	オオミスミソウ				LP	NT		多年草。山地で確認されている。
97	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	VU	VU		多年草。山地で確認されている。
98	ユキノシタ科	ハルユキノシタ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
99	タコノアシ科	タコノアシ			NT	VU	VU	0	多年草。河川付近で確認されている。
100	アリノトウグサ 科	オグラノフサモ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。水生植物。
101	アリノトウグサ 科	ホザキノフサモ				VU	EN	0	沈水植物。河川付近、池沼、水路などで確認されて いる。
102	アリノトウグサ 科	タチモ			NT	VU	EN	0	水生植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録があ る。
103	マメ科	マルバハギ				NT	NT		落葉低木。丘陵で確認されている。
104	マメ科	イヌハギ			VU	VU	VU	0	多年草。住宅地で確認されている。
105	バラ科	ズミ					EN	0	落葉低木。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録 がある。
	1								[n ⇔ w ₀

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (4/6)

番号	科名	種名	(Ī)	選	定基	準 ④	(5)	生育の 可能性	備考
106	バラ科	カワラサイコ	(I)	(2)	<u>(3)</u>	VU	EN	□ 旧往	多年草。新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
107	バラ科	ハマナス				VU	VU		落葉低木。海岸砂丘で確認されている。
108	バラ科	フユイチゴ				LP	LP		常緑低木。山地や丘陵で確認されている。
109	バラ科	ミヤマフユイチゴ				LP	LP		常緑低木。過去に新津地区で確認記録がある。
110	バラ科	サナギイチゴ			VU	VU	VU		落葉低木。過去に岩室地区で確認されている。
111	バラ科	ワレモコウ				VU	EN	0	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
112	バラ科	アイズシモツケ				VU	VU		落葉低木。山地で確認されている。
113	ブナ科	スダジイ				LP	LP		常緑高木。山地などで確認されている。
114	ブナ科	アカガシ				LP	LP		常緑高木。丘陵で確認されている。
115	ブナ科	ウラジロガシ					LP	0	常緑高木。丘陵や集落付近で確認されている。
116	ニシキギ科	ニシキギ				NT	NT	0	落葉低木。海岸林内や農村集落付近で確認されているが、それらのほとんどは植栽である。
117	ヤナギ科	ジャヤナギ				LP	LP		落葉高木。山地や湖沼付近で確認されている。
118	スミレ科	テリハタチツボスミレ					NT		多年草。山地で確認されている。
119	スミレ科	イソスミレ			VU	VU	EN	0	多年草。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録が ある。
120	スミレ科	ヒカゲスミレ				VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。
121	オトギリソウ科	トモエソウ				VU	VU	0	多年草。河川付近で確認されている。
122	ミソハギ科	エゾミソハギ					EN	0	多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認 記録がある。
123	ミソハギ科	ミズマツバ			VU	VU	VU	0	一年草。水田地帯で確認されている。
124	ミソハギ科	ヒメビシ			VU	VU	EN		浮葉植物。湖沼で確認されている。
125	アカバナ科	ミズユキノシタ				NT	NT	0	多年草。河川付近や湿地で確認されている。
126	ムクロジ科	カラコギカエデ					LP		落葉小高木。丘陵で確認されている。
127	アブラナ科	ハマハタザオ					NT		越年草。海岸砂丘で確認されている。
128	アブラナ科	ミズタガラシ				EN	EN	0	越年草。過去に湿地に生育していた。
129	アブラナ科	オオユリワサビ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
130	オオバヤドリギ 科	マツグミ				VU	EN		常緑低木。モミ、ツガ、マツなどの針葉樹の枝や幹 に半寄生する。丘陵で確認記録がある。
131	タデ科	ナガバノウナギツカミ			NT	EN	EN		一年草。過去に豊栄地区で確認記録がある。
132	タデ科	サデクサ				VU	VU		湿生植物。湖沼付近の湿地で確認されている。
133	タデ科	ヌカボタデ			VU	VU	VU		一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
134	タデ科	ノダイオウ			VU	VU	VU	0	多年草。河川付近で確認されている。
135	ナデシコ科	ハマハコベ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。
136	ハマミズナ科	ツルナ				VU	VU		海岸砂地に生える多年草。海岸で確認されている。
137	アジサイ科	クサアジサイ				LP	LP		多年草。山地で確認されている。
138	サクラソウ科	カラタチバナ				VU	VU		常緑小低木。丘陵で確認されている。
139	サクラソウ科	ヤナギトラノオ				EN	EN		多年草。湖沼周辺の湿地で確認されている。
140	サクラソウ科	ハイハマボッス			NT	VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧(5/6)

番号	科名	種名	(1)	選	定基	準	(5)	生育の 可能性	備考
141	アカネ科	キクムグラ		9		LP	LP	0	多年草。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。
142	リンドウ科	アケボノソウ					VU		二年草。山地で確認されている。
143	キョウチクトウ 科	スズサイコ			NT	VU	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
144	キョウチクトウ 科	バシクルモン			VU	EN	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
145	ナス科	マルバノホロシ				LP	LP	0	多年草。水田地帯で確認されている。
146	ムラサキ科	ホタルカズラ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
147	ムラサキ科	スナビキソウ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
148	オオバコ科	アワゴケ					NT		一年草。山地や丘陵で確認されている。
149	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	EN	EN	0	一年草。湖沼や水田地帯で確認されている。
150	オオバコ科	サワトウガラシ				NT	NT	0	一年草、湿生植物。水田地帯で確認されている。
151	オオバコ科	アブノメ				VU	VU	0	一年草、抽水~湿生植物。水田地帯で確認されてい る。
152	オオバコ科	オオアブノメ			VU	VU	VU	0	一年草。河川の止水域で確認されている。
153	オオバコ科	キクモ					NT	0	多年草。水田地帯や河川付近で確認されている。
154	オオバコ科	エゾオオバコ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
155	オオバコ科	トウオオバコ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
156	オオバコ科	ヒシモドキ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、潟 東及び巻地区で確認記録がある。
157	オオバコ科	イヌノフグリ			VU	VU	EN	0	越年草。過去に白根、豊栄、岩室及び巻地区で確認 記録がある。
158	オオバコ科	カワヂシャ			NT	NT	NT	0	越年草、湿生植物。河川付近で確認されている。
159	ゴマノハグサ科	エチゴトラノオ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
160	アゼナ科	アゼナ					NT	0	一年草。湿生植物で水田雑草として知られる。水田 地帯や河川付近で確認されている。
161	アゼナ科	ウリクサ					NT	0	一年草。水田地帯や丘陵で確認されている。
162	シソ科	シソバタツナミ					EN		多年草。丘陵で確認されている。
163	シソ科	ナミキソウ				NT	EN	0	多年草。過去に新潟、豊栄、岩室及び巻地区で確認 記録がある。
164	シソ科	ハマゴウ				NT	NT		落葉低木。海岸で確認されている。
165	ハマウツボ科	オオナンバンギセル				NT	VU		一年草、寄生植物。山地や丘陵で確認されている。
166	ハマウツボ科	ハマウツボ			VU	VU	VU		一年草、寄生植物。海岸砂丘で確認されている。
167	ハマウツボ科	キョスミウツボ				VU	VU		多年草、寄生植物。岩室地区で確認されている。
168	ハマウツボ科	ヒキヨモギ					VU		一年草。海岸付近で確認されている。
169	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
170	タヌキモ科	タヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
171	モチノキ科	モチノキ				LP	LP		常緑高木。海岸林内、海岸近くの山地、丘陵などで 確認されている。
172	モチノキ科	ミヤマウメモドキ					EN	0	落葉低木。過去に新潟、新津及び巻地区で確認記録 がある。
173	キキョウ科	サワギキョウ				VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟、豊栄及び巻地区で確 認記録がある。
174	ミツガシワ科	ミツガシワ				VU	EW		新潟市野生絶滅。抽水植物。用水路(植栽)。
175	ミツガシワ科	ガガブタ			NT	VU	EN	0	浮葉植物。河川や池沼周辺で確認されている。

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧(6/6)

番号	到力			選	定基	準		生育の	備考
番号	科名	種名	1	2	3	4	5	可能性	7,11
176	ミツガシワ科	アサザ			NT	VU	EN	0	浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。用水路で も確認されているが、植栽の可能性がある。
177	キク科	シロヨモギ				EN	EN		多年草。海岸で確認されている。
178	キク科	タカアザミ				NT	NT	0	越年草、湿生植物。河川、湖沼、用水路付近の湿地 などで確認されている。
179	キク科	カセンソウ				NT	NT		多年草、湿生植物。海岸で確認されている。
180	キク科	ノニガナ				VU	VU	0	一年草または越年草。水田地帯で確認されている。
181	キク科	サワギク				NT	NT		多年草。丘陵で確認されている。
182	キク科	サワオグルマ					NT	0	多年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
183	セリ科	ホタルサイコ				NT	NT		夏緑性の多年草。山地で確認されている。
184	セリ科	ツボクサ				LP	LP		多年草。海岸近くの岩場で確認されている。
185	セリ科	ハマゼリ				VU	VU		多年草。海岸地帯の岩場で確認されている。
186	セリ科	ハマボウフウ					EN		多年草。海岸の砂丘に分布。岩室地区や巻地区など で確認されている。
187	スイカズラ科	ナベナ				VU	EN		越年草。過去に山地に生育していた。
	スイカズラ科	オミナエシ				EN	EN		多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認 記録がある。

注) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天:特別天然記念物、天:天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

国内:国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種、特定:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③環境省レッドリスト2020

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、

DD:情報不足、LP:地域個体群 ④新潟県第2次レッドリスト EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 I 類、NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-

EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、EN: 絶滅危惧 I 類、VU: 絶滅危惧 I 類、NT: 準絶滅危惧、LP: 地域個体群 生育の可能性: 当該植物種の確認された地区及び生育環境から、対象事業実施想定区域及びその周辺にその種が生育する可能性がある場合 に「○」を付した。 出典:「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成22年3月 新潟市)

表 3.2.2(27) 主要な景観資源

1 自然景観資源 (砂丘) 新潟砂丘Ⅲ 江南区、北区地内 1) 1 自然景観資源 (湖沼) 2 1 加の池 江南区北山183番地1 1) 1	番号	種別	名称	所在地	出典
清五郎鴻 中央区清五郎 1)	1	自然景観資源(砂丘)	新潟砂丘Ⅲ	江南区、北区地内	1)
4	2	自然景観資源(湖沼)	北山の池	江南区北山183番地1	1)
5 6 広等景観 北山の池 江南区人蔵興野 2) 7 8 月島屋野湯公園 中央区鏡木 2) 8 9 10 中央区鏡木 2) 10 清五郎湯 中央区鏡木 3) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 13 14 14 14 11 15 16 16 17 18 19 12	3		清五郎潟	中央区清五郎	1)
6 新潟中央インターの夜景 江南区久蔵奥野 2)3) 8 8 8 8 9 9 9 9 10 10 11 12 12 13 14 15 15 15 15 15 16 15 16 16	4	新潟市都市景観賞	築地塀	江南区大山地区丸山	2)
1	5	応募景観	北山の池	江南区北山183番地1	2)
新潟テルサ 中央区鐘木185-18	6		新潟中央インターの夜景	江南区久蔵興野	2)3)
9	7		鳥屋野潟公園	中央区鐘木	2)
10 11 12 新堀排水路 中央区鏡木地内 3)4 11 12 13 14 15 16 16 17 18 15 16 17 18 17 18 19 17 18 19 19 19 19 19 19 19	8		新潟テルサ	中央区鐘木185-18	2)3)
11 12	9		鳥屋野潟公園線	中央区鐘木	3)
12 13 14 15 16 17 18 16 17 18 19 19 19 19 19 19 19	10		新堀排水路	中央区鐘木地内	3)4)
13	11		清五郎潟	中央区清五郎	4)
14	12		両川のチューリップ畑	江南区両川地区	3)4)
15 16 16 17 18 19野地区のなし畑 江南区曽野木 4) 17 18 19 20 20 21 22 22 22 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 35 36 37 その他の景観資源 36 37 その他の景観資源 36 37 70 40 30 37 40 37 40 37 40 37 40 37 40 37 40 30 37 40 37 40 37 40 40 40 40 40 40 40 4	13		酒屋地区からの信濃川と弥彦山	江南区酒屋地区	3)
田園都市新潟 江南区曽野木 4 2 2 4 17 18 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14		小阿賀野川	小阿賀野川全域	3)
17	15		割野地区のなし畑	江南区割野地区	3)
18	16		田園都市新潟	江南区曽野木	4)
19 20 20 21 20 21 20 21 21	17		四季折々の田園風景	江南区両川地区	4)
図	18	\Diamond	北山の竹穂垣(くね)	江南区北山	4)
21 梅の里通り 江南区荻曽根周辺 5) 7 スパーク亀田 江南区茅野山3 5) 23 24 25 26 27 26 27 28 29 29 29 29 30 31 32 33 34 35 36 37 その他の景観資源 35 20 27 28 37 28 37 20 30 37 20 30 37 20 30 37 20 30 37 20 30 37 20 30 37 20 30 30 30 30 30 30 30	19	*	北方文化博物館とその周辺	江南区沢海2	5)
22 アスパーク亀田 江南区茅野山3 5) 24 第世の蔵のある風景 江南区袋津 5) 25 袋津の蔵のある風景 江南区袋津 5) 26 新津駅 秋葉区新津本町1 5) 27 大葉区新津本町3丁目7-38 5) 28 大井眼科医院 秋葉区新津本町4 5) 30 大井眼科医院 秋葉区新町3 5) 30 大井眼科医院 秋葉区新町3 5) 31 大東公園 秋葉区新町3 5) 32 水葉区新町3 5) 33 大東区新町3 5) 34 大東区本町37531番地2ほか 5) 35 木もれ日の遊歩道 秋葉区山下へ古津 5) 36 大東区満願寺 5) 36 大郷の世界田へ阿賀野市下里 5) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区大関 5)	20		阿賀野川床固め公園	江南区沢海	5)
23 ※ 亀田公園 江南区検津 5) 24 25 ※ 袋津の蔵のある風景 江南区袋津 5) 26 新津駅 秋葉区新津本町1 5) 27 28 ※ 大葉区新津本町3丁目7-38 5) 29 ※ 大井眼科医院 秋葉区新津本町4 5) 30 31 ※ 本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21		梅の里通り	江南区荻曽根周辺	5)
24 25 25 ※ 26 27 28 東洋館ホール 秋葉区新津本町3丁目7-38 5) 29 ※ 30 秋葉区新津本町4 5) 30 秋葉区新津本町4 5) 31 32 33 秋葉区新町3 5) 水葉公園 秋葉区秋葉3 5) 木もれ日の遊歩道 秋葉区田家7531番地2ほか 5) 小口~古津の山道 秋葉区小口~古津 5) 34 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日室町ほか 6)	22		アスパーク亀田	江南区茅野山3	5)
25 26 26 新津駅 秋葉区新津本町1 5) 27 東洋館ホール 秋葉区新津本町3丁目7-38 5) 28 今井眼科医院 秋葉区新津本町4 5) 30 新建駅 大葉区新津本町4 5) 30 林葉区新町3 5) 31 秋葉区新町3 5) 32 秋葉区秋葉3 5) 33 木もれ日の遊歩道 秋葉区田家7531番地2ほか 5) 34 大葉区小口~古津 5) 35 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 36 下賀野川鉄道橋のサウンドスケープ 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 大葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	23	*	亀田公園	江南区向陽4	5)
26 新津駅 秋葉区新津本町3丁目7-38 5) 28 大葉区新津本町3丁目7-38 5) 29 大葉区新津本町4 5) 30 大葉区満願寺 5) 6) 30 大葉区満願寺 5) 6) 31 大葉公園 大葉区新町3 5) 32 大きれ日の遊歩道 大葉区田家7531番地2ほか 5) 33 小口~古津の山道 大葉区小口~古津 5) 34 満願寺水門 大葉区満願寺 5) 35 一ノ堰の桜 大葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 大葉区大関 5) 6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日室町ほか 6)	24		袋津の蔵のある風景	江南区袋津	5)
27 東洋館ホール 秋葉区新津本町3丁目7-38 5) 28 今井眼科医院 秋葉区新津本町4 5) 29 ※ 満願寺はさ木並木 秋葉区満願寺 5)6) 30 31 秋葉区教報3 5) 31 32 秋葉区秋葉3 5) 33 小口~古津の山道 秋葉区小口~古津 5) 34 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 35 一ノ堰の桜 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	25	*	袋津の板塀の小径	江南区袋津	5)
28 今井眼科医院 秋葉区新津本町4 5) 29 ※ 満願寺はさ木並木 秋葉区満願寺 5) 6) 30 31 秋葉区新町3 5) 31 秋葉区景で、531番地2ほか 5) 32 小口~古津の山道 秋葉区小口~古津 5) 34 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 35 河賀野川鉄道橋のサウンドスケープ 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5) 6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	26		新津駅	秋葉区新津本町1	5)
29 29 30 31 4 4 35 35 31 32 33 34 35 36 37 4 37 36 37 4 37 37 38 39 39 39 39 39 39 39	27		東洋館ホール	秋葉区新津本町3丁目7-38	5)
おの木の森 秋葉区新町3 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1	28		今井眼科医院	秋葉区新津本町4	5)
31 32 32 木もれ日の遊歩道 秋葉区田家7531番地2ほか 5) 33 小口~古津の山道 秋葉区小口~古津 5) 34 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 35 阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	29	*	満願寺はさ木並木	秋葉区満願寺	5)6)
32 木もれ日の遊歩道 秋葉区田家7531番地2ほか 5) 33 小口~古津の山道 秋葉区小口~古津 5) 34 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 35 阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	30		柿の木の森	秋葉区新町3	5)
33	31		秋葉公園	秋葉区秋葉3	5)
34 満願寺水門 秋葉区満願寺 5) 35 阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	32		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家7531番地2ほか	5)
35 阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ 秋葉区新津中新田~阿賀野市下里 5) 36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	33		小口~古津の山道	秋葉区小口~古津	5)
36 一ノ堰の桜 秋葉区大関 5)6) 37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	34		満願寺水門	秋葉区満願寺	5)
37 その他の景観資源 新津川水仙・桜ロード 秋葉区日宝町ほか 6)	35		阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ	秋葉区新津中新田~阿賀野市下里	5)
	36		一ノ堰の桜		5)6)
38 秋葉湖 秋葉 区田家7530 6)	37	その他の景観資源	新津川水仙・桜ロード	秋葉区日宝町ほか	6)
	38		秋葉湖	秋葉区田家7530	6)
国道403号フラワーロード 秋葉区車場~大鹿 6)	39		国道403号フラワーロード	秋葉区車場~大鹿	6)

- 出典:1)第3回自然環境保全基礎調查「新潟県自然環境情報図」(平成元年 環境省)
 - 2)都市景観ガイドマップ「まちのいいとこ」新潟市都市景観賞応募編(平成8年3月 新潟市都市整備局都市計画部 都市計画課)
 - 3)都市景観ガイドマップ「まちのいい顔・いい表情」平成10年度新潟市都市景観賞応募の紹介(新潟市都市計画課都市景観室)
 - 4)都市景観ガイドマップ「みつけよう!四季映えるまちにいがた」第3回新潟市都市景観賞応募の紹介 (新潟市都市 整備局開発建築部建築指導課都市環境整備室)
 - 5) 都市景観ガイドマップ第4回新潟市都市景観賞「お宝景観30選」と応募景観の紹介(平成17年12月 新潟市都市整備 局開発建築部街づくり推進課)
 - ◇新潟市都市景観賞(第3回新潟市都市景観賞)
 - ※お宝景観30選(第4回新潟市都市景観賞)
 - 6) 新津まちあるき歴史探訪(令和6年4月 新津観光協会)

表 3.2.2(28) 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場(公園、神社等)(1/2)

番号	種別	名称	所在地	出典
1	レジャー・公園	いくとびあ食花	中央区清五郎336番地	1)
2		天寿園	中央区清五郎633-8	1)2)
3	,	よこごし公園	江南区横越字新田郷5239番地1	1)2)
4	,	亀田公園	江南区亀田向陽4丁目1779番地1	1)2)
5	,	北山池公園	江南区北山183番地1	1)2)
6	·	舞平公園	江南区平賀234番地1	1)2)
7		阿賀野川フラワーライン	江南区沢海 (阿賀野川河川敷)	1)2)
8		亀田排水路公園	江南区亀田地区(主要地方道新潟新津線「峰橋」~JR信 越線本線「城山踏切」間)	1)
9	,	亀田農村公園	江南区茅野山3丁目1番13号	1)
10		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家7531番地2ほか	1)
11		阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新594番地13	1)2)
12		秋葉公園	秋葉区秋葉3丁目7383番地4ほか	1)2)
13	広域公園	鳥屋野潟公園 (スポーツ公園)	中央区長潟、清五郎、女池南、鐘木	2)3)
14	近隣公園	かわね公園	江南区亀田工業団地1丁目2528番地17	2)3)
15		北上西第1公園	秋葉区北上2044番地	2)3)
16	,	北上西第2公園	秋葉区北上2003番地	2)3)
17		工業団地1号公園	秋葉区川口578番地1	2)3)
18		工業団地2号公園	秋葉区川口578番地30	2)3)
19		工業団地3号公園	秋葉区川口578番地28	2)3)
1	神社	赤城神社	江南区二本木1丁目7番16号	4)
2		伊夜日子社	江南区袋津1丁目4番44号	4)
3		大藏神社	江南区茅野山1172番地	4)
4		賀茂神社	江南区木津4丁目5番3号	4)
5		草薙社	江南区所島1丁目5番15号	4)
6		熊野社	江南区城所1丁目4番3号	4)
7		神明宮 (村社神明宮)	江南区丸山461番地	4)
8		神明宮(北山神社)	江南区北山868番地	4)
9		神明宮	江南区嘉瀬846番地	4)
10		神明宮 (天照皇太神宮?)	江南区鵜ノ子201番地	4)
11		神明宮(大神宮)	江南区丸潟848番地	4)
12		神明宮	江南区鍋潟新田190番地	4)
13	,	神明宮	江南区丸潟新田1343番地	4)
14	,	神明社諏訪社合殿	江南区嘉瀬3792番地	4)
15		須賀神社	江南区横越1631番地(横越川根町2丁目3-6)	4)
16		諏訪社	江南区割野685番地の1	4)
17		諏訪社	江南区東本町4丁目4番22号	4)
18		諏訪社	江南区稲葉2丁目1番20号	4)
19		諏訪社	江南区荻曽根16番地(荻曽根5丁目3-40)	4)
20		諏訪社	江南区亀田早通4891番地(下早通1丁目6-24)	4)
21		諏訪社	江南区丸潟新田501番地(丸潟新田592-4)	4)
22		八幡宮(大蔵神社?)	江南区茅野山2984番地(茅野山1丁目4-20)	4)
23		八幡宮	江南区小杉1069番地	4)
24	,	日枝神社	江南区沢海2丁目15番30号	4)
25		八坂社諏訪社合殿 #######	江南区酒屋町440番地	4)
26		横越神社	江南区横越3549番地(横越中央5丁目6-22)	4)
27		秋葉神社	秋葉区秋葉3丁目8番19号	4)
28		和节科	秋葉区七日町964番地	4)
29		加茂社	秋葉区大蔵1150番地4	4)
30		北山神社	秋葉区子成場140番地	4)

表 3.2.2(28) 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場(公園、神社等)(2/2)

番号	種別	名称	所在地	出典
31	神社	琴平神社	秋葉区田家2丁目10番17号	4)
32		神明宮	秋葉区新津本町4丁目13番14号	4)
33	*	神明宮	秋葉区下興野町8番27号	4)
34	·	神明宮	秋葉区善道町2丁目5番15号	4)
35	*	神明宮	秋葉区金沢町2丁目3番10号	4)
36		神明宮	秋葉区北上新田1814番地	4)
37	*	神明宮	秋葉区飯柳129番地	4)
38		神明宮	秋葉区満願寺4559番地	4)
39		神明宮	秋葉区田島58番地	4)
40		神明宮	秋葉区大安寺465番地	4)
41	*	神明宮	秋葉区東金沢530番地	4)
42		神明宮	秋葉区中新田514番地3	4)
43		神明宮	秋葉区市之瀬83番地	4)
44		神明宮	秋葉区栗宮528番地	4)
45		神明宮	秋葉区川根甲217番地1	4)
46		神明宮	秋葉区小屋場1154番地	4)
47		神明宮	秋葉区浦興野445番地	4)
48		神明宮	秋葉区新津四ツ興野1710番地	4)
49		神明宮	秋葉区下新42番地	4)
50		神明宮	秋葉区小口1020番地	4)
51		神明神社	秋葉区草水町3丁目5番1号	4)
52		諏訪社	秋葉区中野1丁目1番23号	4)
53		諏訪社	秋葉区大秋141番地3	4)
54		諏訪神社	秋葉区田家3丁目12番6号	4)
55		諏訪神社	秋葉区山谷町3丁目8番20号	4)
56		諏訪神社	秋葉区川口7番地	4)
57		諏訪神社	秋葉区荻島14番地	4)
58		諏訪神社	秋葉区梅ノ木1100番地	4)
59		諏訪神社	秋葉区出戸609番地	4)
60		諏訪神社	秋葉区大鹿255番地	4)
61		諏訪神社	秋葉区古津277番地	4)
62		諏訪神社	秋葉区西島306番地	4)
63	*	天満宮	秋葉区古田2丁目9番3号	4)
64		豊受神社 (十二神社)	秋葉区田家1丁目14番14号	4)
65		道祖神社	秋葉区結48番地	4)
66		那加武良神社	秋葉区中村148番地	4)
67		八幡宮	秋葉区車場1丁目11番5号	4)
68		八幡宮	秋葉区覚路津3649番地1	4)
69		八幡宮	秋葉区小戸上組836番地甲	4)
70		八幡宮	秋葉区東島228番地	4)
71		八幡宮	秋葉区六郷881番地	4)
72		八幡神社	秋葉区柄目木63番地	4)
73		日吉神社	秋葉区北上2丁目1番5号	4)
74		堀出神社	秋葉区新津本町3丁目14番6号	4)
75		両皇大神宮	秋葉区程島244番地	4)

出典:1)レジャー・公園(新潟市ホームページ)

- 2) 新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」 (新潟市ホームページ)
- 3)都市公園データ(国土数値情報ダウンロードサイト)
- 4) 県内神社一覧 (新潟県神社庁ホームページ)

表 3.2.2(29) 指定文化財

番号	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者・管理者	備考
1	国指定文化財	該当なし					
2	新潟県指定文化財	天然記念物	八珍柿原木	昭和37年3月29日	秋葉区古田	個人	
3			賀茂神社の大ケヤキ	昭和42年3月25日	江南区木津	賀茂神社	
4	新潟市指定文化財	有形文化財 (建造物)	横越組大庄屋建部尚行の碑	昭和51年6月20日	江南区横越	個人	江戸末期
5			妙蓮寺山門	昭和53年4月14日	秋葉区東島	妙蓮寺	文政9年
6		有形民俗文化財	満願寺稲架木並木	昭和57年2月27日	秋葉区満願寺	満願寺集落・新潟市	
7		記念物(史跡)	煮坪	昭和50年9月4日	秋葉区草水町3	個人・新潟市	慶長13年
8			幸清水	昭和50年12月2日	秋葉区秋葉1	新潟市	文化4年
9			東島城跡	昭和60年3月4日	秋葉区東島	新潟市 他	中世
10			桜清水	昭和61年1月14日	秋葉区中村	那加武良神社	弘安元年
11			ひさかき清水	平成5年1月20日	秋葉区田家1	妙本寺	享保年間
12			手掘石油井戸	平成5年1月20日	秋葉区田家	新潟市	明治10年頃
13		記念物 (天然記念物)	真柄家の大欅	平成5年1月20日	秋葉区柄目木	個人	樹齡約800年
14			福王寺の大赤樫	平成5年1月20日	秋葉区山谷町1	福王寺	樹齡約300年
15			小戸の大花梨	平成5年1月20日	秋葉区小戸下組	個人	樹齢150年以上
16			北潟の大譲葉	平成5年1月20日	秋葉区北潟	個人	樹齢250年以上
17			子成場柿	平成5年1月20日	秋葉区浦興野	個人	樹齡約240年
18			石崎家の紅梅	平成5年1月20日	秋葉区新津本町2	個人	樹齡約250年
19			コウヤマキ (高野槙)	昭和50年7月12日	江南区藤山	個人	樹齢300年以上
20			らかんまき 外	平成6年4月1日	江南区荻曽根	個人	樹齢300年以上
21			つばき	平成6年4月1日	江南区袋津	個人	樹齢600年以上
22			かや	平成6年4月1日	江南区城山	個人	樹齢700年以上

出典:新潟市の文化財(新潟市ホームページ)

表 3.2.2(30) 各区におけるサーベイメータによる空間放射線量率測定結果(地上 1mの測定値)

(単位: μ Sv/h)

測定年月日	測定	地点	新潟県が公開している		
例是千万日	江南区役所庁舎	秋葉区役所庁舎	通常の測定範囲		
令和5年6月9日	0. 088	0.076			
令和5年9月11日	0. 076	0.073	0.016~0.16		
令和5年12月11日	0.080	0.076	0.010 0.10		
令和6年3月8日	0.086	0.076			

出典:「各区における放射線量の測定結果について(令和5年度の測定値)」 (新潟市ホームページ)

表 3.2.2(31) 土壌の放射性物質測定結果

測定地点	土壌採取日	放射性物質 (Bq/kg)			
例足地点	上街床収口	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	
亀田西中学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出	
江南区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出	
新津第一小学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出	
秋葉区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出	

注)定量下限値は10Bq/kg

出典:「新潟市の環境 資料編(平成28年度データ集)」(平成29年12月 新潟市環境部環境政策課)

3.3 社会的状況に関する情報

対象事業実施想定区域及びその周辺における主な社会的状況を把握した結果を表 3.3.1 及び図 3.3.1 に示す。また、表 3.3.1 及び図 3.3.1 に示した事項の一覧を表 3.3.2 に示す。

なお、社会的状況の把握に用いた既存資料は5.3節にその目録を示す。

表 3.3.1(1) 社会的状況(人口・産業・土地利用)

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口に関する	1. 人口及び世帯数
状況	「令和2年国勢調査」(総務省統計局)によれば、新潟市の人口は789,275人、世帯数は
	331, 272 世帯であり、「平成 27 年国勢調査」(総務省統計局) 時と比較すると、人口は 20, 882
	人減少している。
	2. 集落の分布
	対象事業実施想定区域は、茅野山集落、割野集落、古田集落等を通過する。また、人口
	集中地区(DID)は、対象事業実施想定区域周辺に複数地区見られ、対象事業実施想定区域
	には終点付近に存在する (p. 3-60 図 3.3.1(4)参照)。
産業に関する	「令和2年国勢調査」(総務省統計局) によれば、新潟市の就業者の総数は402,267人で
状況	あり、産業3部門別就業者の構成比をみると、第1次産業は3.2%、第2次産業は21.5%、
	第3次産業は75.3%と、第3次産業が占める割合が高い状況となっている。
土地利用に関	1. 土地利用の指定状況
する状況	対象事業実施想定区域及びその周辺は、土地利用計画の都市地域、農業地域、森林地域
	に該当する地域であり、対象事業実施想定区域は市街化区域、市街化調整区域、農業地域、
	農用地区域となっている (p.3-56 図 3.3.1(1)参照)。
	また、都市計画区域の指定状況は、対象事業実施想定区域の終点付近が第一種住居地域
	に指定されており、そのほか、第一種中高層住居専用地域や準工業地域が隣接している
	(p. 3-57 図 3. 3. 1(2)参照)。
	2. 土地利用状况
	新潟市の地目別構成比は、田が全体の39.7%と最も大きな割合を占めており、次いで雑
	種地その他が 28.5%、宅地が 17.6%となっている。

	表 3.3.1(2) 社会的状況(水利用・交通・公共施設・生活環境施設)					
項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況					
河川、湖沼及	1. 河川利用					
び海域の利用	対象事業実施想定区域及びその周辺は、東側に一級河川阿賀野川が、西側に一級河川信					
並びに地下水	濃川が流れており、一級河川に挟まれた地域となっている。対象事業実施想定区域は信濃					
の利用の状況	川水系の小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。					
	対象事業実施想定区域及びその周辺では、阿賀野川、小阿賀野川、信濃川は農業用に利					
	水されているほか、阿賀野川、信濃川は水道用にも利水されている (p. 3-58 図 3. 3. 1(3) 参					
	照)。					
	2. 漁業権及び保護水面					
	対象事業実施想定区域及びその周辺では、阿賀野川において、あゆ、こい、ふな等を対					
	象とした内水面漁業権(第5種共同漁業権 内共第8号)が、信濃川において、こい、ふ					
	な、もくずがにを対象とした内水面漁業権(第5種共同漁業権 内共第10号)が設定され					
	ている。なお、保護水面の区域は設定されていない。					
	3. 地下水					
	対象事業実施想定区域及びその周辺では、水道水源としての地下水の利用は見られない。					
	飲用井戸については、専用水道の利用はあるが、私的管理によるもののみとなっており、					
交通に関する	利用状況は把握されていない。 対象事業実施想定区域及びその周辺の主要な道路として、事業区間である一般国道 403					
大畑に関する	号のほか、日本海東北自動車道、磐越自動車道、一般国道 49 号、一般国道 460 号等があ					
1/1/1	り、一般県道沢海酒屋線等が対象事業実施想定区域と交差している。また、このほか、主					
	要地方道新潟中央環状線の予定線が対象事業実施想定区域と交差する計画となっている。					
	「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査(道路交通センサス)」(国					
	土交通省) の調査結果によると、事業区間である一般国道 403 号の 24 時間交通量は 24, 436					
	台~27,257 台、昼間 12 時間大型車混入率は8.2%~8.4%となっている。					
	また、主要な鉄道としては、対象事業実施想定区域と概ね並列して、JR 信越本線が走っ					
	ている。					
公共施設に関	対象事業実施想定区域及びその周辺には、教育施設、福祉施設、文化施設等の環境保全					
する事項	の配慮が必要な公共施設が多数存在する (p.3-60 図 3.3.1(4)参照)。					
生活環境施設	1. 水道、下水道の状況					
等の保全に関	「事業年報 にいがたの水道 令和4年度」(新潟市水道局)によれば、令和4年度の新					
する施設の状	潟市の上水道の普及率は99.7%であり、平成30年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。					
況	また、上水道は地表水の利用が全体の多くを占め、地下水や湧水の利用はない。					
	なお、「下水道処理人口普及率」(新潟市ホームページ)によれば、令和4年度末時点の					
	下水道の処理人口普及率は87.2%となっている。					
	2. 廃棄物処理施設					
	対象事業実施想定区域及びその周辺には、廃棄物処理施設が複数存在する。					
	また、新潟市の一般廃棄物の処理状況は、直接焼却量が最も多い状況となっている。					

表 3.3.1(3) 社会的状況(法令、条例等による指定、規制等)(1/4)

-7	-
ᄺ	

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

環境の保全に 1. 都市 係る法令、条 途地域 例等による指 対象 定、規制等に 3.3.1(3 関する状況 2. 環境

環境の保全に 1. 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第八条第一項第一号の規定により定められた用係る法令、条 途地域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、用途地域が定められている (p.3-57 図 3.3.1(2)参照)。

2. 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第十七条の規定により策定された公害防止計画の 策定の状況 (策定の時期、計画の時期、計画の目標値等)

新潟市では、新潟県が「新潟地域公害防止計画」を策定しており、令和3年現在では、 第8次公害防止計画に基づき、総合的な公害防止対策が講じられている。

3. 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第五条の二第一項の規定により定められた指 定地域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、指定地域は存在しない。

4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に 関する特別措置法(平成4年法律第70号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により 定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、指定地域は存在しない。

5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭和 55 年法律第 34 号) 第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

対象事業実施想定区域及びその周辺には、沿道整備道路は存在しない。

6. 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺は、騒音に係る環境基準の類型が指定されており、 対象事業実施想定区域の終点付近はB類型に指定されている (p. 3-61 図 3.3.1(5)参照)。

7. 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 第三条第一項及び第四条第一項に基づく指定地域 内における特定工場等に関する規制の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、騒音に係る届出及び規制基準が適用される指定地域が存在しており、対象事業実施想定区域の終点付近は第2種区域に指定されている (p. 3-62 図 3.3.1(6)参照)。

8. 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 第三条第一項及び第四条第一項に基づく指定地域 内における特定工場等に関する規制の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺には、振動に係る届出及び規制基準が適用される指定地域が存在しており、対象事業実施想定区域の終点付近は第1種区域に指定されている (p. 3-63 図 3.3.1(7)参照)。

9. 悪臭防止法(昭和46年法律第91条)第三条の規定により定められた指定地域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、悪臭防止法により定められた指定地域が存在 しており、対象事業実施想定区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている (p. 3-65 図 3.3.1(9)参照)。 項目

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

環境の保全に 係る法令、条 例等による指 定、規制等に 関する状況

10. 環境基本法(平成5年法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた水質汚 濁に係る環境基準の類型の指定状況

対象事業実施想定区域及びその周辺で行われている公共用水の水質測定地点の河川等の水域類型は、小阿賀野川及び阿賀野川がA類型、能代川がB類型、栗木川上流がC類型、鳥屋野潟がB類型に指定されている。また、対象事業実施想定区域及びその周辺に位置する信濃川の下流部はA類型に指定されている。

11. 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第三条第一項の規定に基づく排水基準

排水基準は、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質(有害物質)を含む排水に係る項目、水の汚染状態を示す項目(生活環境項目)について基準を定めている。有害物質については28項目の基準が設定されており、有害物質を排出するすべての特定事業場に基準が適用される。生活環境項目については、15項目の基準が設定されており、1日の平均的な排水量が50m³以上の特定事業場に基準が適用される。これらの基準は「一律排水基準」と呼ばれる。

12. 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第三条第三項及び第四項に基づく新潟県 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和 46 年新潟県条例第 46 号)で定めら れている特定事業場における適用区域への排水基準

一律排水基準だけでは水質汚濁の防止が不十分な地域において、新潟県が条例によって 上乗せ排水基準を定めている。対象事業実施想定区域及びその周辺では、信濃川水域及び 鳥屋野潟水域の特定事業場に対し生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)等 の基準が定められている。また、新潟県内すべての公共用水域について、クロムの基準が 定められている。

13. 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年条例第51号)第三十六条の規定に基づく特定施設の排水基準

新潟県は、水質汚濁防止法のほか、新潟県生活環境の保全等に関する条例で定めた特定施設からの公共用水域への排出水に対し、有害項目、生活環境項目の規制基準を定めている。

14. 新潟市生活環境の保全等に関する条例(平成9年条例第47号)第二十六条の規定に基づく指定施設の排水基準

新潟市は、一律排水基準及び新潟県条例による規制の対象となる施設以外の施設のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水等を排出する施設を指定し、有害項目、生活環境項目、水域別の規制基準を定めている。対象事業実施想定区域及びその周辺では、信濃川及び阿賀野川水域の指定施設に対し生物化学的酸素要求量(BOD)と浮遊物質量(SS)の規制基準が定められている。

15. 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第六条の規定により指定された区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、土壌汚染対策法の規定により指定された区域 は存在しない。

16. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する文化遺産及び自然遺産の区域は存在しない。

項目

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

環境の保全に 係る法令、条 例等による指 定、規制等に 関する状況

17. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する生息地等保護区の区域は存在しない。

18. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する湿地の区域は存在しない。

19. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観

対象事業実施想定区域及びその周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が 21 件(新潟県指定文化財 2 件、新潟市指定文化財 19 件)が存在する(前出 p. 3-9 図 3. 2. 1(3)参照)。

20. 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第九十三条第一項の規定により定められた 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施想定区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる(前出 p. 3-9 図 3. 2. 1(3) 参照)。

21. 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定に基づき新潟県立自然公園条例 (昭和 43 年 12 月 26 日新潟県条例第 28 号) により指定された都道府県立自然公園の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する国立公園並びに都道府県立自然公園 の区域は存在しない。

22. 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する自然環境保全地域は存在しない。

23. 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)第十四条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、同法第二十一条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する自然環境保全地域及び緑地環境保全 地域は存在しない。

24. 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) 第五条第一項の規定により指定された緑地保全 地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する緑地保全地域並びに特別緑地保全地域は存在しない。

表 3.3.1(3) 社会的状況(法令、条例等による指定、規制等)(4/4)

項目

対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

環境の保全に 係る法令、条 例等による指 定、規制等に 関する状況

25. 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)

新潟市では、緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「新潟市みどりの基本計画」(令和4年7月改訂 新潟市)が策定されているが、対象事業実施想定区域及びその周辺には、緑地協定締結地区は存在しない。

26. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する規定により指定された鳥獣保護区として、鳥屋野潟鳥獣保護区、秋葉鳥獣保護区が存在する(前出 p. 3-8 図 3. 2. 1(2) 参照)。

27. 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第八条第一項第七号の規定により定められた風 致地区の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、都市計画法の規定により定められた風致地区として、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区が存在する (p. 3-57 図 3.3.1(2) 参照)。

28. 景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画 (景観計画)

新潟市では、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画として、「新潟市景観計画」(令和6年4月変更 新潟市)が策定され、新潟市全域が景観計画区域となっている。なお、対象事業実施想定区域及びその周辺には、景観計画区域の特別区域は存在せず、対象事業実施想定区域及びその周辺は一般区域に該当する。

29. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(「歴史的風致維持向上計画」)

対象事業実施想定区域及びその周辺には、歴史的風致の維持及び向上に関する計画は策 定されていない。

- 30. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況
- (1)「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官 通達)により指定された保護林の区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する保護林の区域は存在しない。

- (2) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第二十五条の規定により定められた保安林の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する保安林の区域は存在しない。
- (3)地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第三条の規定により定められた地すべり 防止区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第七条及び第九条の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災 害特別警戒区域

対象事業実施想定区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 が複数存在する (p. 3-60 図 3. 3. 1(4) 参照)。

表 3 3 1(4) 社会的状況 (環境保全計画等策定状況) (1/2)

	表 3.3.1(4) 社会的状況 (環境保全計画等策定状況) (1/2)
計画等	概 要
第4次 新潟市環境基本計画 (令和5年4月)	・計画期間:令和5年度から令和12年度 ・目指す都市像:「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」 ・施策: 「1 脱炭素社会の創造」 (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進
	「3 自然との共生」 (1) 生物多様性の保全 (2) 自然環境の持続可能な利用 「4 良好な生活環境の確保」(1) 環境負荷の低減・抑制 (2) 環境保全のための事前配慮の推進
新潟市地球温暖化 対策実行計画(地 域推進版)-環境モ デル都市推進プラ ン- (令和5年3月)	 ・計画期間:令和5年度から令和12年度 ・計画の対象地域:新潟市全域 ・計画の推進主体:市民、事業者、新潟市 ・二酸化炭素排出量削減目標: (短期) 2024年度までに2013年度比で30%削減 (中期) 2030年度までに2013年度比で40%削減 (長期) 2050年度までに2013年度比で80%削減 ・取り組み方針: 1)田園環境の保全・持続可能な利用 2)スマートエネルギーシティの構築 3)低炭素型交通への転換 4)低炭素型ライフスタイルへの転換 5)適応策の実践
新潟市地球温暖化 対策実行計画(第5 期市役所率先実行版) (令和5年6月一部見直し)	・計画期間:2019 年度(令和元年度)から6年間 最終目標年度は2030年 ・温室効果ガスの削減目標: (中間)2024年度までに2013年度比で総排出量31%削減 (最終)2030年度までに2013年度比で総排出量50%以上削減 ・取り組みの基本方針: 1)率先して取り組みます 2)市民、事業者へ取組みの展開を見据えた施策の検討をします 3)着実なPDCAサイクルのためのマネジメントシステムで運用します 4)実施状況を公表します
新潟市一般廃棄物 処理基本計画 (令和2年3月)	・計画期間:令和2年度から10年間 ・推進主体:市民、事業者、新潟市の協働 ・理念:ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた ・ごみ処理の施策: 1) リデュース・リユースの推進によるごみの減量 2) さらなる資源循環の推進 3) 意識啓発の推進 4) 市民サービスの向上 5) 地域の環境美化の推進 6) 安定かつ効率的な収集・処理体制 7) 低炭素社会に向けた体制整備 8) 大規模災害に備えた体制整備 ・生活排水処理の施策 1) 地域に応じた生活排水処理の推進 2) 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築 3) 環境保全のための広報啓発の推進

表 3.3.1(4) 社会的状況 (環境保全計画等策定状況) (2/2)

	_表_3.3.1(4) 社会的状況(環境保全計画等策定状況)(2/2)
計画等	概 要
にいがた命のつながりプラン 〜新潟市生物多様性地域計画〜 (平成24年3月)	・短期目標(5~10年後):生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取り組みを展開 ・長期目標(50年後):まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの命と共に生きる暮らしを創出 ・基本方針: 1)在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生 2)自然環境の持続可能な利用の推進 3)人材育成・協働の推進 4)地球温暖化防止などの推進
にいがた都市交通 戦略プラン [基本 計画] (令和1年7月)	 ・計画期間:2019 年度(令和元年度)から概ね10年間 ・計画区域:新潟市全域 ・新たな交通の将来像:県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち ・基本方針: 1)多核連携型のまちづくりを支える交通戦略(視点:都心アクセスの強化) 2)都市の活力と拠点性を強化する交通戦略(視点:広域交通との連携強化) 3)まちなかの賑わいを創出する交通戦略(視点:都心部の移動円滑化) 4)暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略(視点:生活交通の確保維持・強化) 5)みんなで築き上げる交通戦略(視点:市民や関係者による協働)
新潟市みどりの基本計画 (平成21年6月) (令和4年7月一部改訂)	・目標年次:2009年度(平成21年)から概ね20年間後(令和10年) ・まちの範囲: ①市街化区域と用途地域 ②市街化区域と用途地域に隣接するみどり資源 ・基本理念:次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑 ~新潟らしい風格ある都市を目指して~ ・基本方針: 1)まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します 2)新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します 3)生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します 4)潤いとやすらぎをもたらし、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出します 5)安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります 6)市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します
新潟市都市計画基本方針-都市計画マスタープラン-(令和5年3月	・目標年次:2032(令和14)年度 ・計画区域:新潟市の行政区域全域 ・理念:持続的に発展する都市(全市レベル) 誰もが暮らしやすい個性ある地域(地域レベル) ・目指す都市の姿:市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市新潟・基本方針: 1)多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市 2)国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市 3)田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市 4)それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち 5)地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち

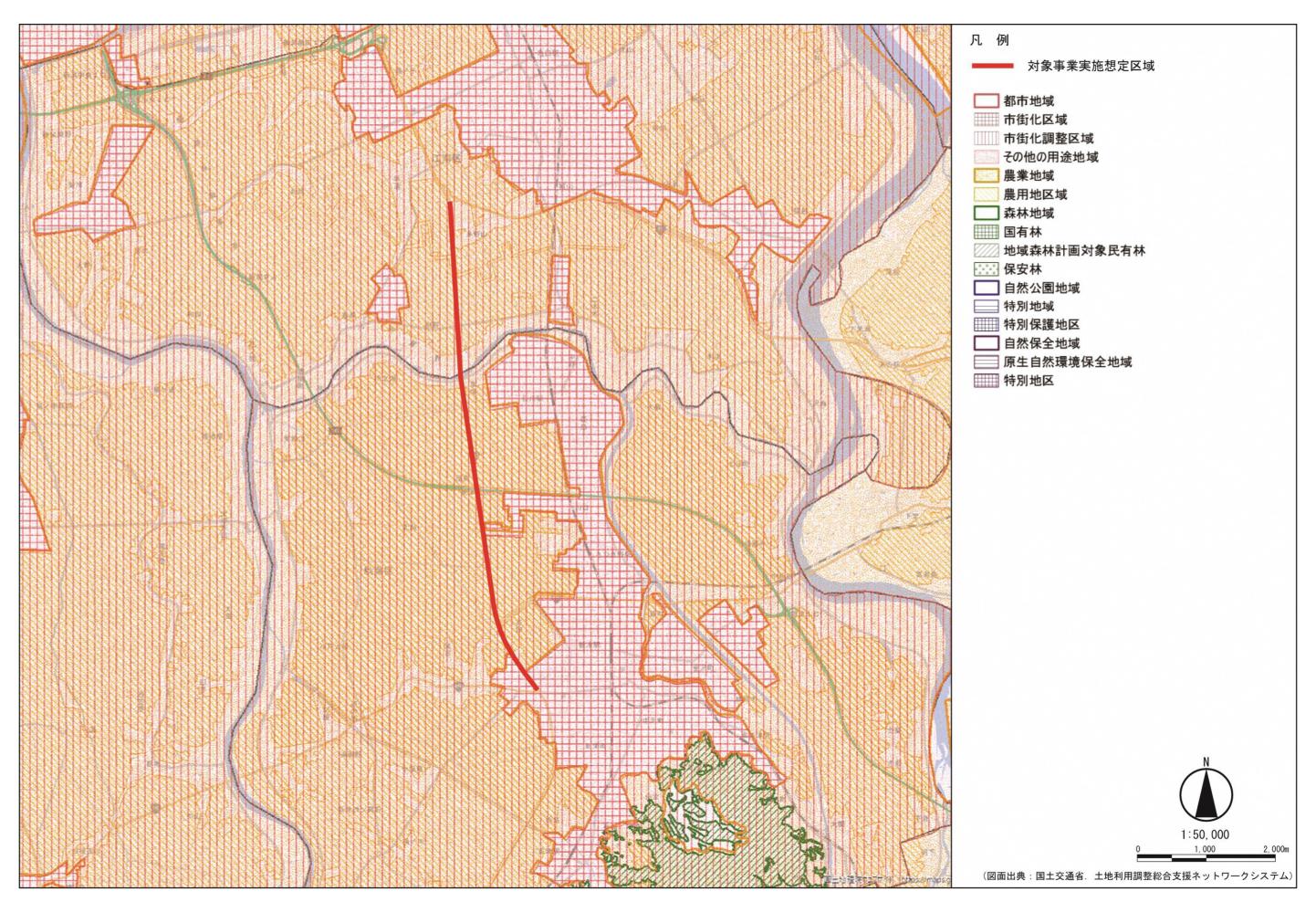


図 3.3.1(1) 社会的状況(土地利用計画図)

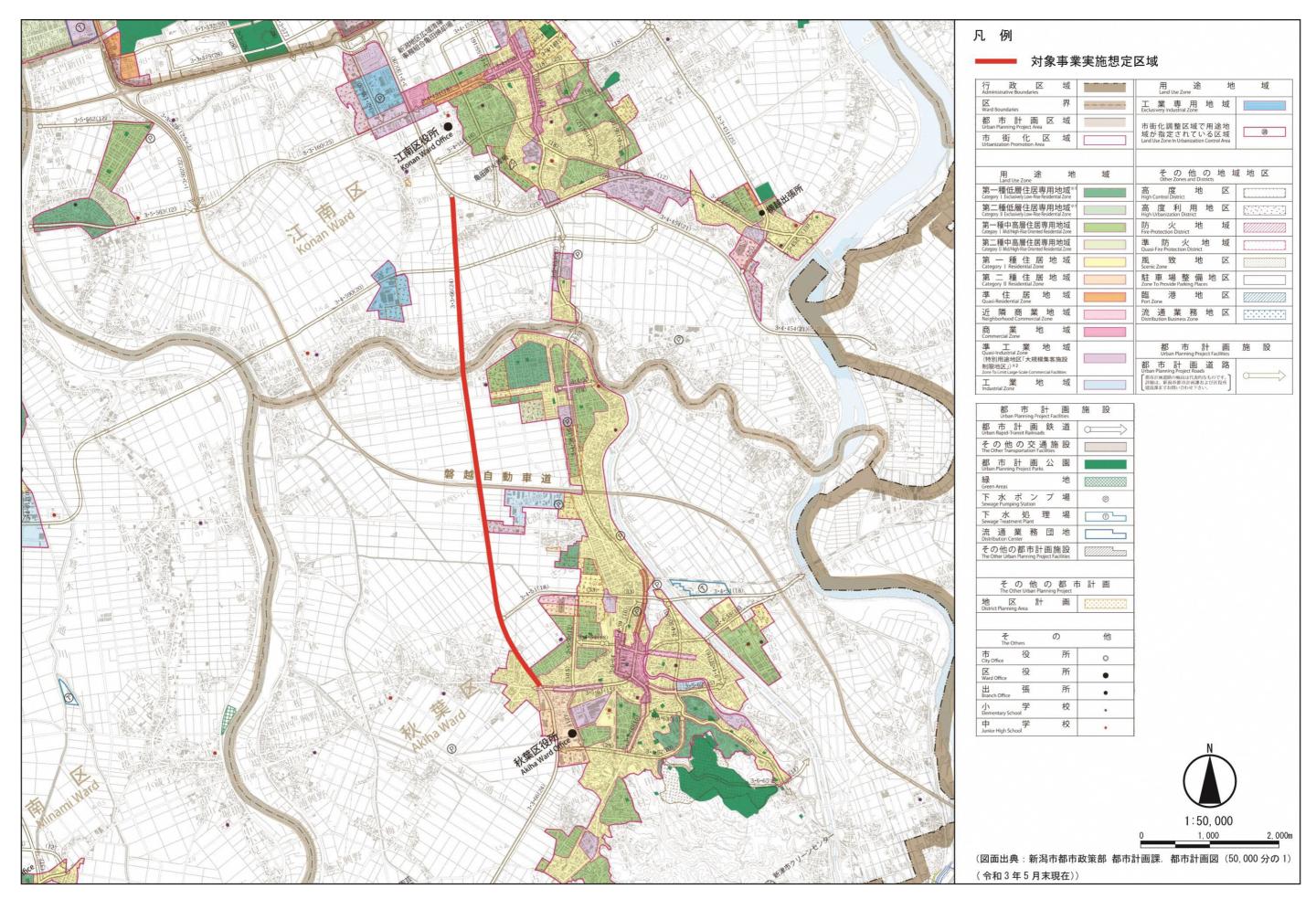


図 3.3.1(2) 社会的状況(都市計画区域図)

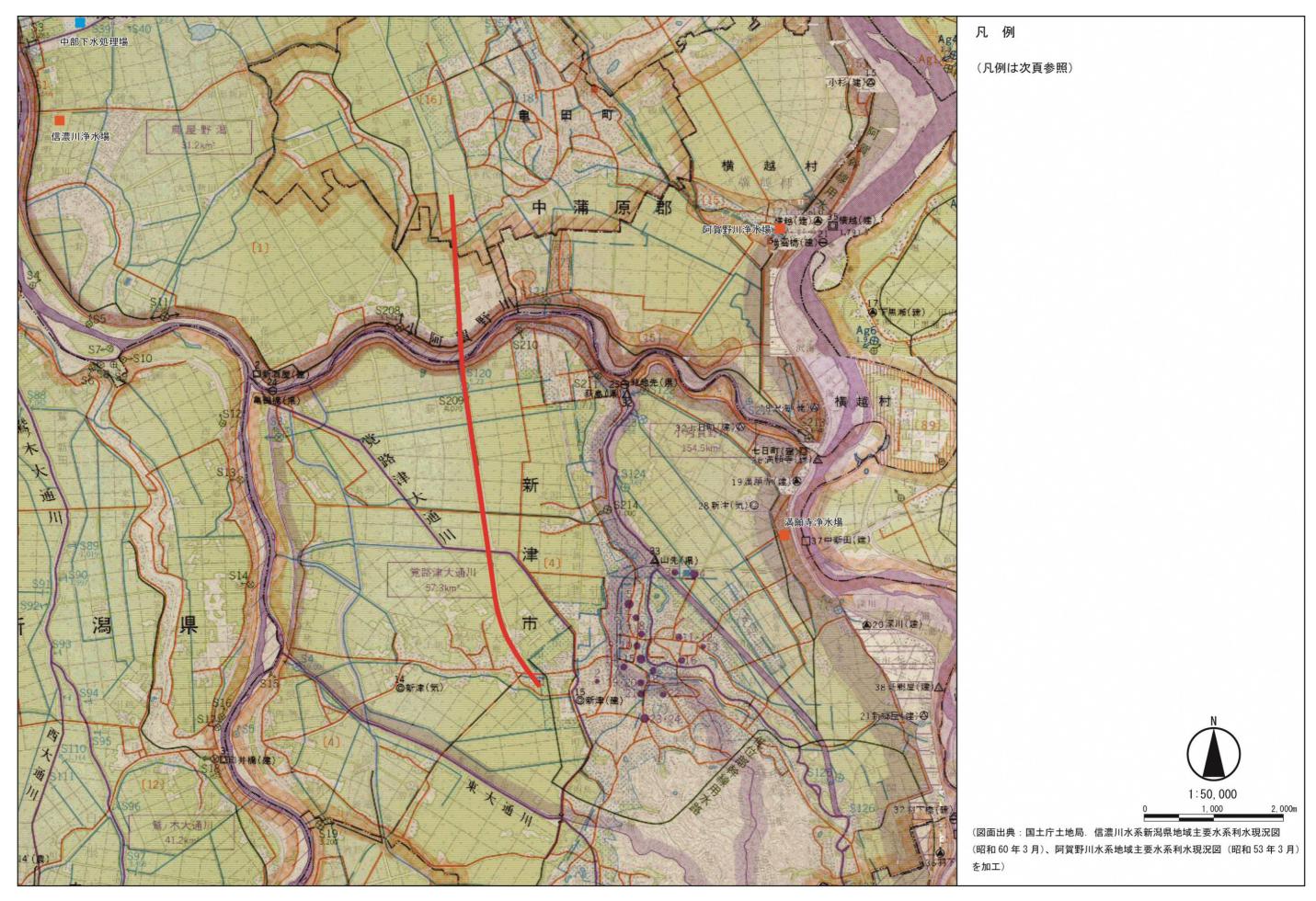


図 3.3.1(3) 社会的状況(利水現況図)

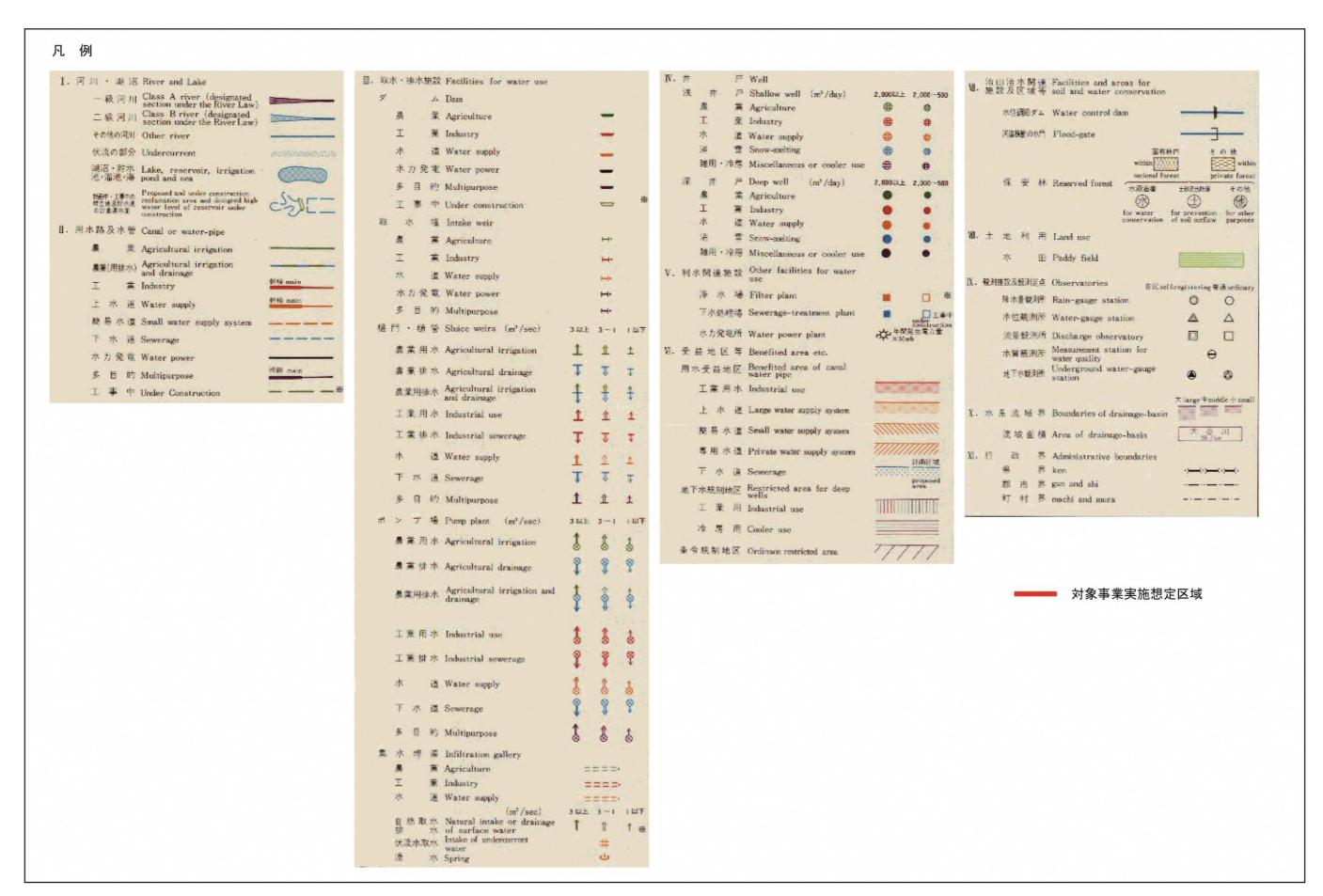


図 3.3.1(3) 社会的状況(利水現況図の凡例)

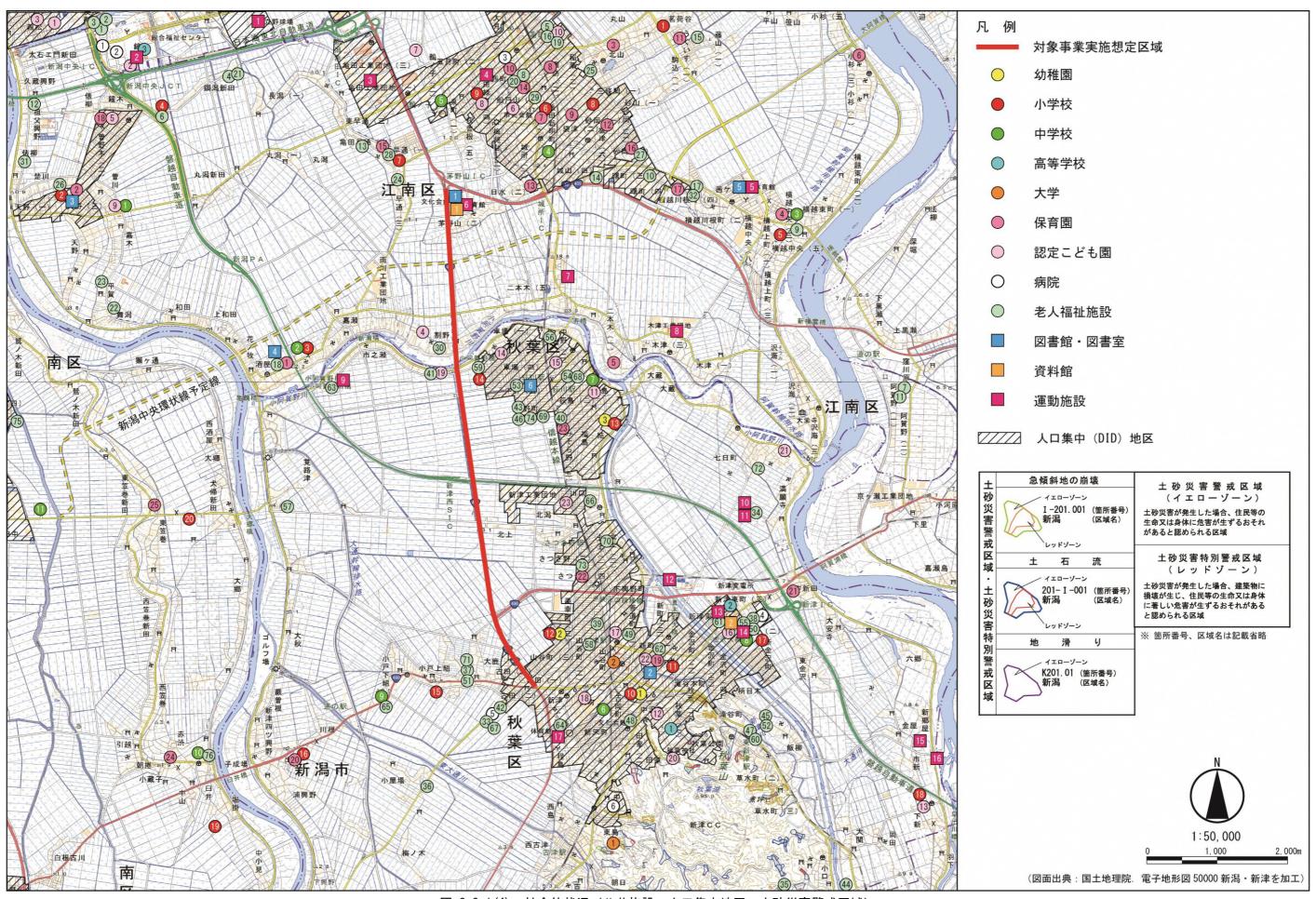


図 3.3.1(4) 社会的状況(公共施設・人口集中地区・土砂災害警戒区域)

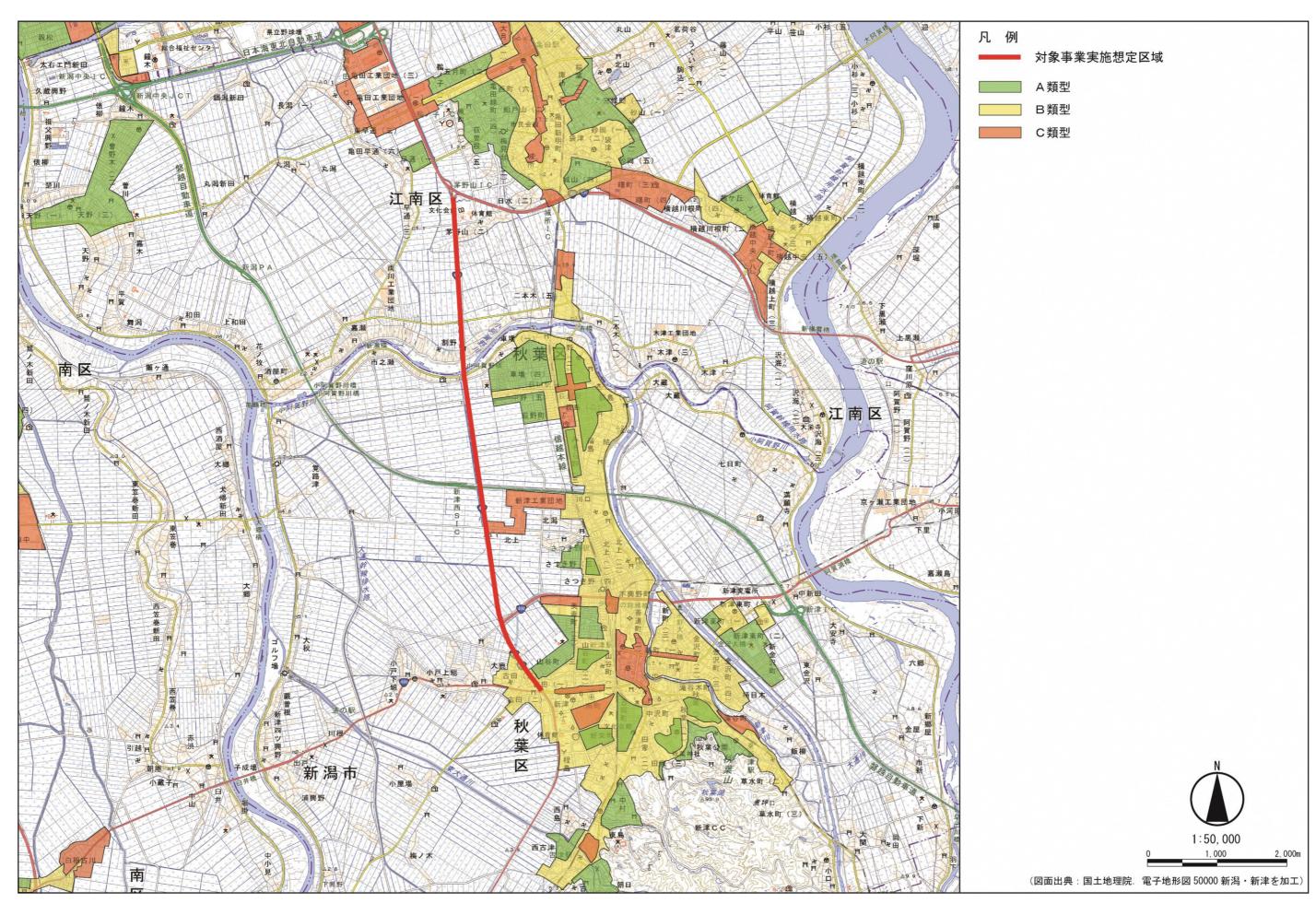


図 3.3.1(5) 社会的状況 (騒音に係る環境基準の地域の類型指定の状況)

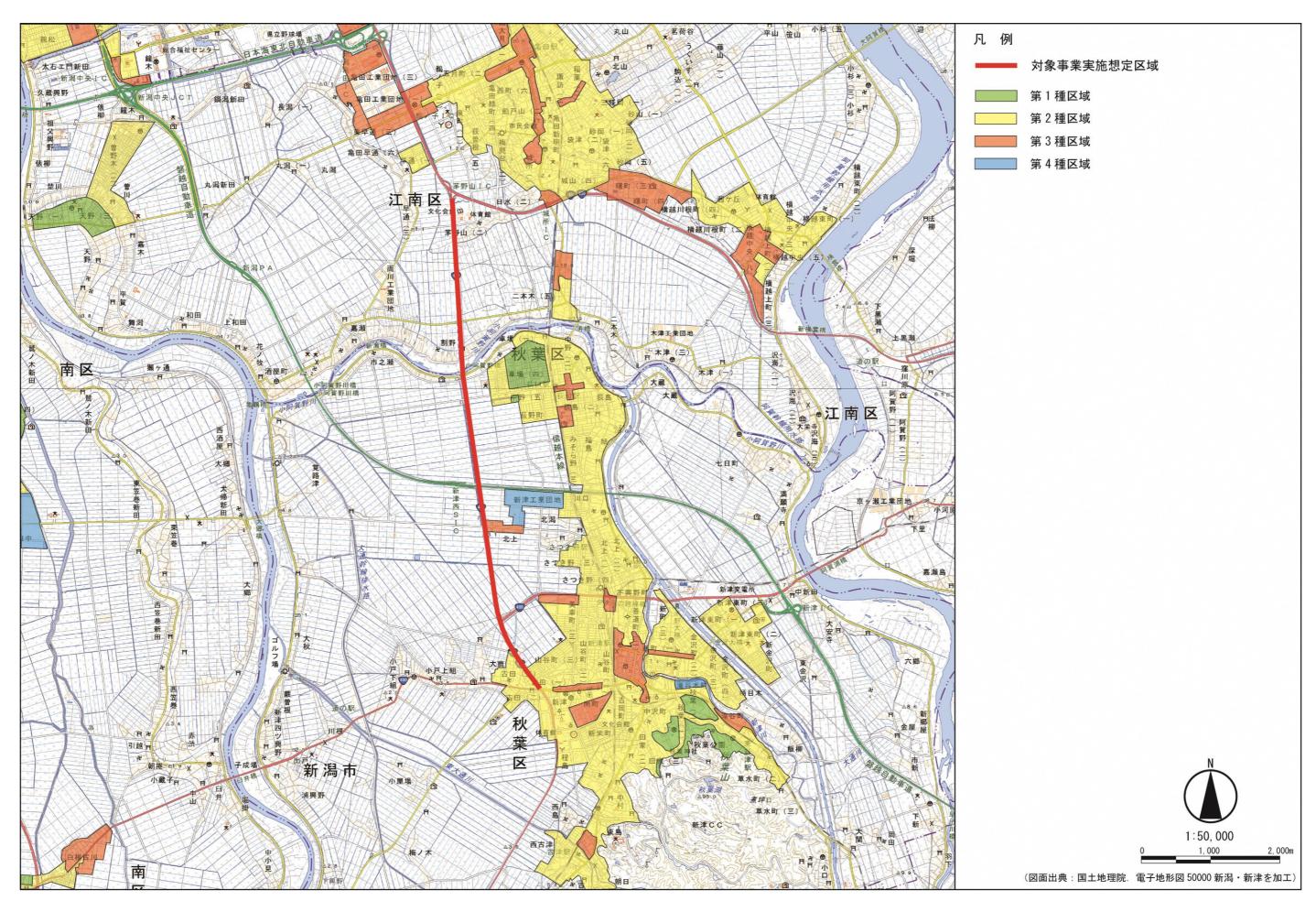


図 3.3.1(6) 社会的状況(騒音規制法による規制区域)

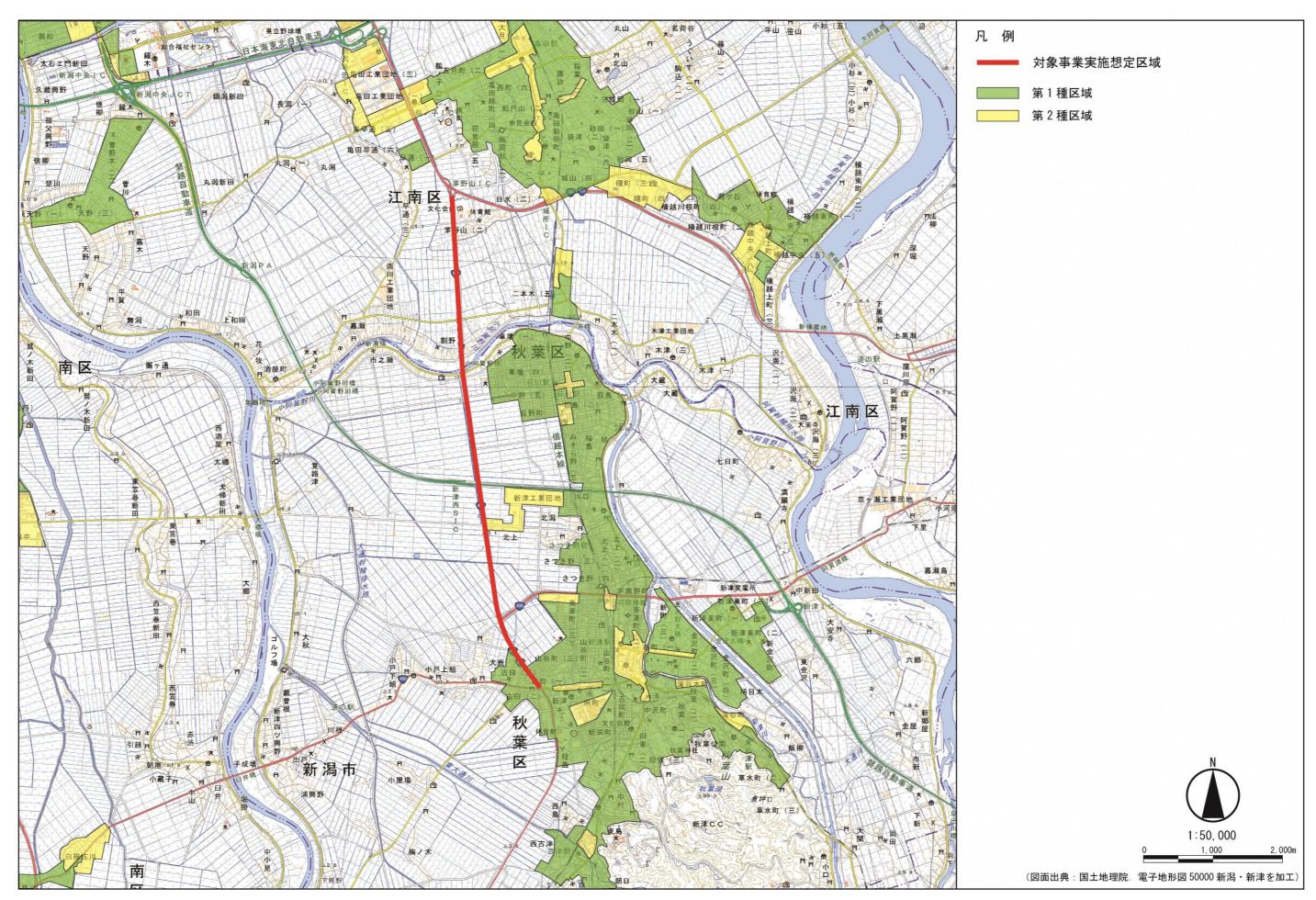


図 3.3.1(7) 社会的状況 (振動規制法による規制区域)

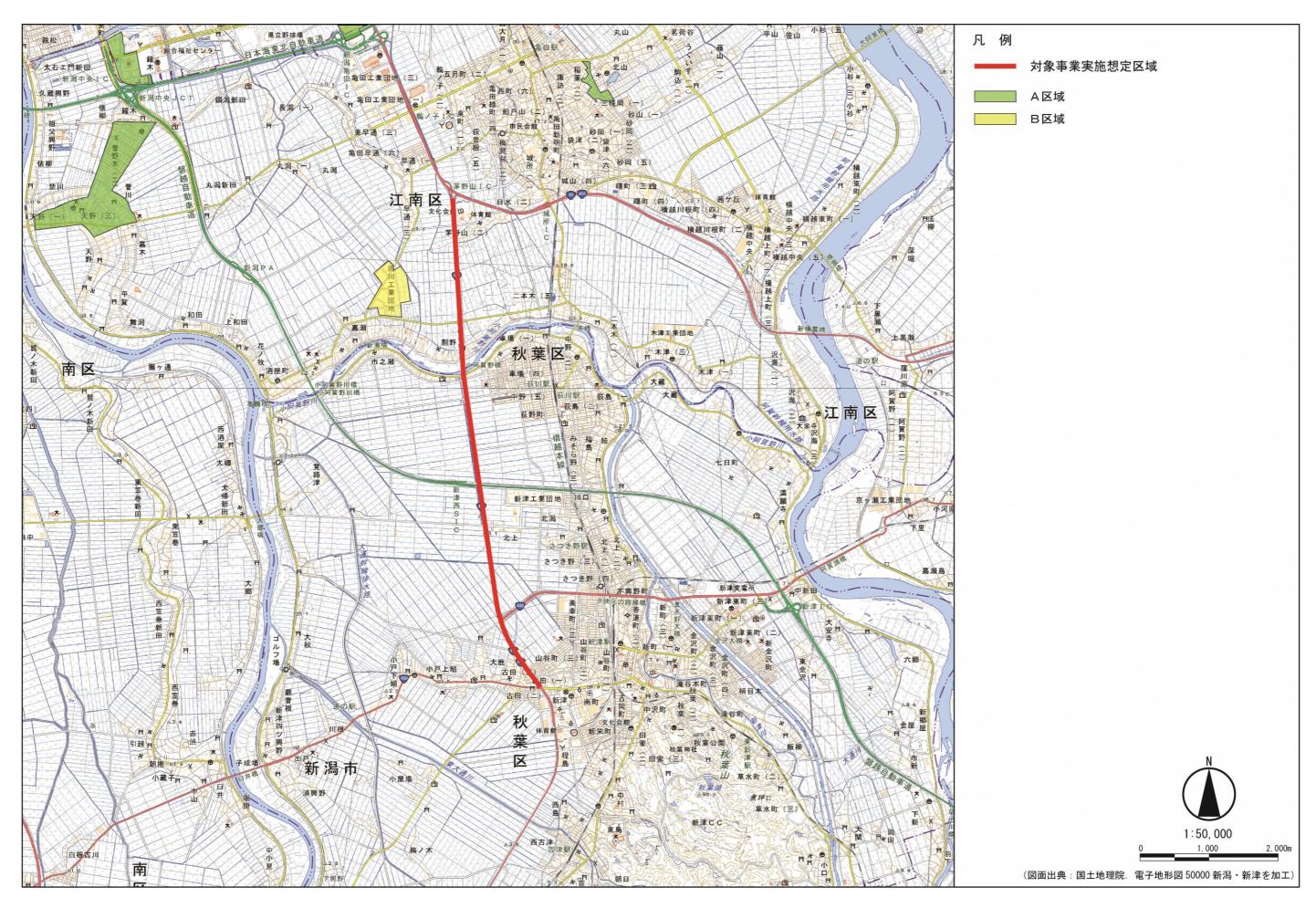


図 3.3.1(8) 社会的状況 (悪臭防止法による特定悪臭物質規制区域)

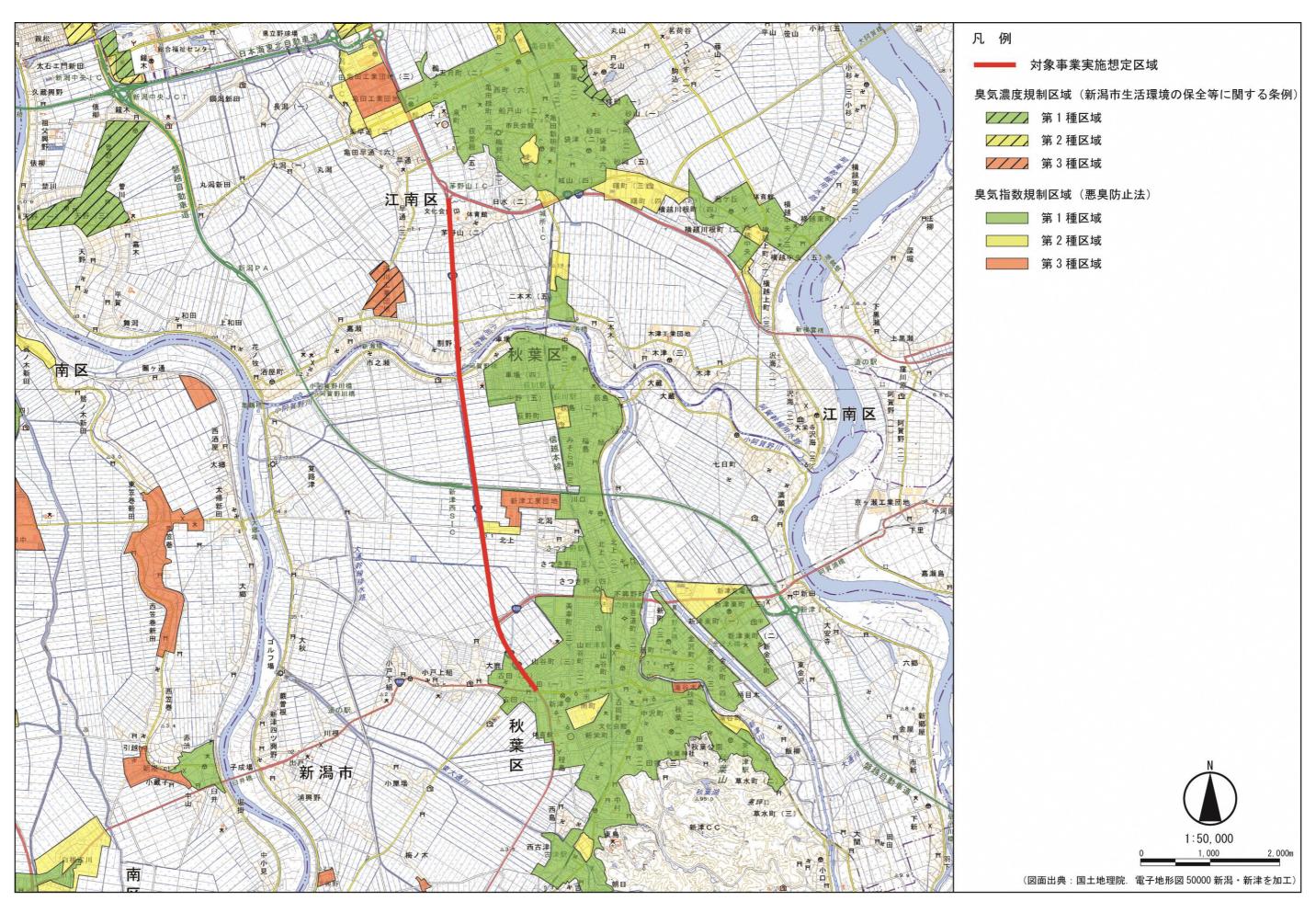


図 3.3.1(9) 社会的状況 (新潟市生活環境の保全等に関する条例及び悪臭防止法による悪臭の規制基準指定図)

表 3.3.2(1) 人口及び世帯数

	令和2年			平成27年との比較			
行政区分	人口	面積	人口密度	世帯数	人口	増減数	増減率
	(人)	(km^2)	$($ 人 $/$ km $^2)$	(世帯)	(人)	(人)	(%)
新潟市	789, 275	726. 27	1, 086. 8	331, 272	810, 157	△ 20,882	△ 2.6
新潟県	2, 201, 272	12, 583. 96	174. 9	864, 750	2, 304, 264	△ 102, 992	△ 4.5

出典:「令和2年国勢調査 人口等基本集計」(令和3年11月30日 総務省統計局)

表 3.3.2(2) 就業者数(令和2年国勢調査)

	就業者数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
行政区分	総数 (人)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
新潟市	402, 267	12, 729	3. 2	86, 462	21.5	303, 076	75. 3
新潟県	1, 136, 258	58, 782	5. 3	322, 523	29.0	754, 953	67.8

出典:「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 別表2」(令和4年6月22日 新潟県総務部統計課)

表 3.3.2(3) 農業産出額等(令和2年)

行政区分	総農家数	農業 産出額 (1,000万円)	全県に対する農業産出額 構成比(%)
新潟市	9,675	5, 699	22. 6
新潟県	62, 556	25, 260	100. 0

出典:「2020年農林業センサス報告書 第1巻都道府県別統計書」(令和3年12月24日 農林水産省) 「令和2年 都道府県別農業産出額及び生産農業所得」(令和4年12月27日 農林水産省) 「令和2年 市町村別農業産出額(推計)」(令和4年3月29日 農林水産省)

表 3.3.2(4) 工業製造品出荷額等(令和2年)

行政区分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)	全県に対する出荷 額構成比(%)
新潟市	949	37, 478	1, 083, 391	22.8
新潟県	5, 053	186, 900	4, 753, 251	100.0

出典:「第132回 新潟県統計年鑑 2021」(令和4年3月 新潟県総務部統計課) 「第134回 新潟県統計年鑑 2023」(令和6年3月 新潟県総務部統計課)

表 3.3.2(5) 商業出荷額等(令和3年)

行政区分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売 額(百万円)	全県に対する販売 額構成比(%)
新潟市	7, 370	68, 053	3, 112, 690	49. 2
新潟県	22, 670	175, 924	6, 320, 956	100.0

出典:「第134回 新潟県統計年鑑 2023」(令和6年3月 新潟県総務部統計課)

表 3.3.2(6) 観光入込客数 (令和 4 年)

行政区分	令和4年 (人)	令和3年 (人)	平成3年比 (%)	全県に対する構成比(令和4年,%)
新潟市	13, 408, 644	11, 685, 424	114. 7	24. 2
新潟県	55, 324, 776	42, 997, 139	128. 7	100. 0

出典:「令和4年新潟県観光入込客統計」(新潟県観光文化スポーツ部観光企画課)

表 3.3.2(7) 地目別土地利用の状況(令和5年)

(単位:ha, ()内は%)

							(+ <u> 12. 114</u>)	() 1110 /0/
行政区分	田	畑	宅 地	池沼	山林	原野	雑種地その他	総数
新潟市	28, 815. 0	5, 307. 3	12, 775. 4	379.7	4, 488. 2	185. 7	20, 676. 5	72, 628. 0
	(39.7)	(7.3)	(17. 6)	(0.5)	(6.2)	(0.3)	(28.5)	(100.0)
新潟県	156, 744. 5	33, 235. 1	51, 208. 5	2, 688. 8	334, 646. 5	24, 473. 1	655, 398. 6	1, 258, 395. 0
	(12.5)	(2.6)	(4.1)	(0.2)	(26.6)	(1.9)	(52.1)	(100.0)

注) 地目別の構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、総数が合わない場合がある。

令和5年1月1日現在

出典:「第134回 新潟県統計年鑑 2023」(令和6年3月 新潟県総務部統計課)

表 3.3.2(8) 上水道利用の状況

所在地 事業 主体者	-b- 2444		計画1日最大取水量 (m³)							地下水		
			地表水		地下水		渔业	小計	浄水受水	小計	浅井戸数	深井戸数
	T-1412.41		(自流)	伏流水	浅井戸	深井戸	务小					
新潟市	新潟市	800, 000	513, 253	0	0	0	0	513, 253	38, 000	551, 253	0	0

出典:「令和3年度 新潟県の水道(令和4年3月31日現在)」(令和6年3月 新潟県福祉保健部)

表 3.3.2(9) 教育施設

分類		番号	名称	住所
	幼稚園	1	新津第一幼稚園	秋葉区新津本町4-4-3
		2	新津第三幼稚園	秋葉区山谷町3-4785
		3	結幼稚園	秋葉区結160-3
		1	丸山小学校	江南区丸山300
		2	曽野木小学校	江南区天野2-7-1
		3	両川小学校	江南区酒屋町687-1
		4	東曽野木小学校	江南区鐘木214-1
		5	横越小学校	江南区横越中央6-3-1
		6	亀田小学校	江南区亀田新明町1-1-46
		7	早通小学校	江南区早通5-7-2
		8	亀田東小学校	江南区亀田水道町3-2-45
		9	亀田西小学校	江南区亀田四ツ興野4-1-1
	小学校 小学校	10	新津第一小学校	秋葉区新津本町4-4-3
	小子权	11	新津第二小学校	秋葉区新町2-3-3
		12	新津第三小学校	秋葉区山谷町3-4785
		13	結小学校	秋葉区結132
		14	荻川小学校	秋葉区車場992-1
		15	小合東小学校	秋葉区小戸上組234
		16	小合小学校	秋葉区出戸180
教育施設		17	阿賀小学校	秋葉区新津東町2-1325
		18	新関小学校	秋葉区下新766
		19	臼井小学校	南区臼井4483
		20	大鷲小学校	南区東笠巻1202
		1	曽野木中学校	江南区曽川甲387-1
		2	両川中学校	江南区酒屋町702-1
		3	横越中学校	江南区横越中央3-4-1
		4	亀田中学校	江南区城山1-3-5
		5	亀田西中学校	江南区早苗3-1-8
	中学校	6	新津第一中学校	秋葉区新栄町4-1
		7	新津第二中学校	秋葉区荻島1-15-17
		8	新津第五中学校	秋葉区新津東町2-7-29
		9	小合中学校	秋葉区小戸下組77
		10	臼井中学校	南区臼井1425
		11	白根北中学校	南区鷲ノ木新田4814
		1	新津高等学校	秋葉区秋葉1-19-1
	高等学校	2	新津工業高等学校	秋葉区新津東町1-12-9
		3	東京学館新潟高等学校	中央区鐘木185-1
	大学	1	新潟薬科大学	秋葉区東島265-1
	八子	2	新潟薬科大学(新津駅東キャンパス)	秋葉区新津本町1-2-37

出典:「新潟市立学校便覧」(令和6年5月 新潟市)

「新潟市の学校一覧」(新潟市ホームページ)

「新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」」 (新潟市ホームページ)

表 3.3.2(10) 福祉施設(保育園・認定こども園)

分類		番号	名称	住所
		1	両川保育園	江南区酒屋町424-8
		2	ことぶき保育園	江南区天野3-1-38
		3	大江山保育園	江南区北山868
		4	横越中央保育園	江南区横越中央3-2-8
		5	横越双葉保育園	江南区木津5-5-10
		6	横越小杉保育園	江南区小杉3-14-16
.		7	亀田第一保育園	江南区亀田新明町2-6-1
		8	亀田第二保育園	江南区諏訪1-6-10
		9	亀田第三保育園	江南区亀田東町3-5-15
		10	亀田第四保育園	江南区西町4-6-24
		11	よこごしなかの保育園	江南区うぐいす1-16-5
		12	袋津保育園	江南区砂岡1-3-40
	保育園	13	栄徳寺保育園	江南区日水1-3-25
		14	亀田平和の園保育園	江南区亀田本町2-3-20
		15	早通保育園	江南区早通5-1-5
		16	かめだなかの保育園	江南区砂岡5-1571-1
		17	ひまわり保育園	江南区曙町5-4-31
		18	曽野木アルル保育園	江南区曽野木1-21-9
		19	新津東保育園	秋葉区日宝町9-4
		20	小合西保育園	秋葉区出戸181
		21	中新田保育園	秋葉区中新田512-1
		22	北上保育園	秋葉区さつき野4-15-12
		23	荻川ほのぼの保育園	秋葉区田島109
福祉施設		24	臼井保育園	南区赤渋4540
佃加加政		25	大鷲保育園	南区東笠巻新田270-2
		1	親松幼稚園	中央区親松136
		2	YOU鐘木こども園	中央区湖南27-6
		3	こどものいえこども園	中央区親松101-1
		4	割野こども園	江南区割野2092-3
		5	曽野木まるみ幼稚園	江南区曽野木1-19-17
		6	亀田カトリック幼稚園	江南区船戸山4-5-7
		7	このはこども園	江南区鵜ノ子3-4-44
		8	こども園トキめき	江南区亀田四ツ興野4-5-27
		9	いぶき保育園	江南区曽川甲518番1
		10	四つ葉こども園	江南区亀田向陽2-11-27
	部件	11	敬愛こども園	秋葉区荻島3-1-20
	認定 こども園	12	こども園あおぞら	秋葉区中沢町14-18
		13	こども園おひさま	秋葉区下新361-1
		14	にこにここども園	秋葉区あおば通2-24-5
		15	おぎかわこども園	秋葉区中野3-20-7
		16	こども園にじ	秋葉区新津東町2-2-8
		17	にいつ愛慈こども園	秋葉区新津本町1-9-6
		18	新津認定こども園 (さくらこども園)	秋葉区南町10-3
		19	小阿賀ほのぼのこども園	秋葉区車場1-389-1
		20	Akiha森のようちえん	秋葉区田家3-17-80-25
		21	満日こども園	秋葉区七日町17-25
		22	新津カトリック幼稚園	秋葉区日宝町2-1
, J		23	さつき野こども園	秋葉区川口2181番地

出典:「新潟県社会福祉施設等名簿(令和5年度)」(令和5年4月 新潟県福祉保健部)

「保育園一覧」 (新潟市ホームページ) 「認定こども園一覧」 (新潟市ホームページ)

表 3.3.2(11) 福祉施設(老人福祉施設)(1/2)

分类	類	番号	名称	住所
		1	はなことば新潟	中央区湖南5-2
		2	サニーウイング鳥屋野 (有料)	中央区湖南508-3
		3	ショートステイ・ゆきよしとやの	中央区湖南1-14
		4	にいがた恵風園	江南区鍋潟新田382
		5	向陽の里	江南区亀田向陽2-6-1
		6	にいがた新生園	江南区曽川甲1333-1
		7	横雲の里	江南区阿賀野1-2-1
		8	かめだ本町の里(地域密着)(*1)	江南区亀田本町1-4-14
		9	にこやか(地域密着)(*1)	江南区横越中央5-2-3
		10	なかかんの里	江南区曙町4-1-29
		11	マチュアハウス横越	江南区阿賀野1-2-2
		12	第二にいがた園	江南区祖父興野270-1
		13	亀田園	江南区早通6-7-34
		6	グループホームしんせい	江南区曽川甲1333-1
		14	グループホームあけぼの	江南区曙町2-5-19
		15	認知症高齢者グループホームおおやちの家	江南区うぐいす2-7-5
		16	グループホームスミール向陽	江南区亀田向陽1-8-7
		17	ニチイケアセンター新潟東	江南区横越川根町4-1-40
		18	グループホーム酒屋	江南区酒屋町330-3
		19	グループホームこうよう	江南区亀田向陽2-7-10
		20	グループホームスミール亀田	江南区船戸山1-1-10
	老人福祉施設	21	ケアハウス新寿園	江南区鍋潟新田374
		22	サンライフ舞(特定)	江南区舞潟38
		16	有料老人ホームハートフルケア亀田向陽(特定)	江南区亀田向陽1-8-7
		23	きららふれあいの杜(特定)	江南区平賀194-1
		14	高齢者向け賃貸住宅 長寿	江南区曙町2-5-19
		24	ココファンガーデン新潟亀田	江南区早通4-2-5
			ショートステイ松明	江南区北山651
		26	曽野木ふれあいの杜	江南区楚川乙20-4
福祉施設		27	ショートステイかめだなかの	江南区砂岡5-5-10
			ショートステイかめだ早通の里	江南区早通5-6-20
		29	トーク&トークかめだショートステイ	江南区東本町5-6-1
		30	ささえ愛わりの	江南区割野4028
			小規模多機能俵柳の里慶寿苑	江南区俵柳177-1
		32	SOMPOケア新潟横越小規模多機能	江南区横越川根町4-1-10 5k
			かんばらの里 はさぎの里	秋葉区古田613-1 秋葉区七日町2186-9
			こぐち苑(*1)	秋葉区小口443
			こうめの里(地域密着)(*1)	秋葉区小屋場335-1
			真寿苑(地域密着)(*1)	秋葉区大鹿516-1
			あがうら	秋葉区東金沢1459-5
			藤花(地域密着)(*1)	秋葉区新津本町1-11-12
			藤花・荻川(地域密着)(*1)	秋葉区田島109
			藤花・小阿賀(地域密着)(*1)	秋葉区車場1-389-1
			健進館	秋葉区古田608
			おぎの里	秋葉区荻野町3-8
			夢眠あきは	秋葉区大関242-1
		45	グループホーム風見鶏	秋葉区柄目木352
			はあとふるあたごグループホーム新津	秋葉区荻野町2-26
		47	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームたきや	秋葉区滝谷町4-19
		48	グループホームささえ愛なかよし家	秋葉区中沢町8-28
		49	グループホームふれあいの杜新津	秋葉区善道町2-1-1
		50	グループホームあがうら和	秋葉区東金沢1674-5
		51	ケアハウス真寿苑	秋葉区大鹿522
		35	生活支援ハウスこぐち苑	秋葉区小口443
		52	シェアハウス鐘のなる家	秋葉区柄目木357-5
		53	すずらん	秋葉区中野5-2-27
		54	リビングハウス荻川	秋葉区荻島3-20-43
1		55	アレック北栄 東金沢	秋葉区東金沢1690-1

表 3.3.2(11) 福祉施設 (老人福祉施設) (2/2)

分	類	番号	名称	住所
		56	すずらん車場	秋葉区車場1-7-14
		57	あいおいの里 三枚潟	秋葉区覚路津1267-1
		58	高齢者専用賃貸住宅 福寿荘	秋葉区美幸町1-3-2
		59	はあとふるあたご介護付有料老人ホームおぎかわ (特定)	秋葉区車場897-1
		59	はあとふるあたご住宅型有料老人ホームおぎかわ	秋葉区車場897-1
		60	希望の庵 良寛 (有料)	秋葉区滝谷町4-26
		61	さくらすまいる新津東町 (有料)	秋葉区新津東町1-5-26
		62	メディクオール秋葉(有料)	秋葉区新町1-5-18
		63	ショートステイ「藍の里」	秋葉区市之瀬1030-1
		64	新津ショートステイ花はな	秋葉区新津4528-1
		65	ショートステイスマイル花はな	秋葉区小戸下組24-1
	老人福祉施設	66	ショートステイすずらん川口	秋葉区川口144
		67	デイサービスセンターかんばらの里	秋葉区古田616-7
福祉施設		68	さぽ~とハウスこでまり	秋葉区荻島3-20-24
	//E gx	47	小規模多機能型居宅介護事業所よってけ亭	秋葉区滝谷町4-19
		69	なじみの家きなせや荻川	秋葉区荻野町1-38
		70	ささえ愛きたかみ	秋葉区北上2-13-7
		71	小規模多機能型居宅介護事業所こもれび亭	秋葉区大鹿514-1
		72	さぽ~とハウスひなぎく	秋葉区七日町826-1
		73	さぽ~とハウスさつきの	秋葉区さつき野4-15-39
		59	はあとふるあたご小規模多機能ホームおぎかわ	秋葉区車場897-1
		74	はあとふるあたご看護小規模多機能ホームあきは	秋葉区荻野町2-10
		75	白根やすらぎの里	南区鷲ノ木新田4018-1
		76	グループホームうすい	南区臼井1435-3
		75	ケアハウスやすらぎ	南区鷲/木新田4018-1
		75	白根やすらぎ	南区鷲ノ木新田4018-1
))) -t- 1 -		76	小規模多機能ホームうすい	南区臼井1435-3

注) 表中の(*1)はユニット型施設を示す。

出典:「新潟県社会福祉施設等名簿(令和5年度)」(令和5年4月 新潟県福祉保健部)

表 3.3.2(12) 医療機関

分類		番号	名称	住所
医療機関	病院	1	猫山宮尾病院	中央区湖南14-7
		2	新潟市民病院	中央区鐘木463-7
		3	亀田第一病院	江南区西町2-5-22
		4	下越病院	秋葉区東金沢1459-1
		5	新津医療センター病院	秋葉区古田610
		6	新津信愛病院	秋葉区中村271

出典:「医療情報ネット(ナビイ)」(厚生労働省)

「病院名簿 救急病院等一覧表(令和6年4月1日現在)」(新潟県福祉保健部地域医療政策課)

表 3.3.2(13) 文化施設

分	類	番号	名称	住所
		1	亀田図書館	江南区茅野山3-1-14
		2	新津図書館	秋葉区日宝町6-2
	図書館	3	曽野木地区図書室	江南区天野2-7-2
	凶官時	4	両川地区図書室	江南区酒屋町821-8
		5	横越地区図書室	江南区いぶき野1-1-2
		6	荻川地区図書室	秋葉区中野5-1-50
	資料館	1	江南区郷土資料館	江南区茅野山3-1-14
	貝代昭	2	新津鉄道資料館	秋葉区新津東町2-5-6
		1	HARD OFF ECOスタジアム新潟	中央区長潟570
		2	MGC三菱ガス化学 アイスアリーナ	中央区鐘木257-17
	運動施設	3	かわね公園多目的グラウンド	江南区亀田工業団地1-2528-17
		4	亀田運動広場	江南区亀田緑町1-810-3
		5	横越総合体育館	江南区いぶき野1-1-1
文化施設		6	亀田総合体育館	江南区茅野山3-1-13
		7	横越体育センター	江南区二本木3-2-50
		8	第1やすらぎ公園テニスコート	江南区木津工業団地
		9	市之瀬運動広場	秋葉区市之瀬746-1
		10	新津B&G海洋センター	秋葉区七日町2186-9
		11	新津七日町運動広場	秋葉区七日町2186-11
		12	新津東部運動広場庭球場	秋葉区古田ノ内大野開13
		12	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開13
		13	新津東町庭球場	秋葉区新津東町1-246-1
		14	新津地域学園(体育施設)	秋葉区新津東町2-5-6
		15	新津金屋運動広場	秋葉区金屋260-1
		16	阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新594-13地先
		17	秋葉区総合体育館	秋葉区程島2009
		17	新津武道館	秋葉区程島2009

出典:「新潟市地図情報サービス「にいがたeマップ」」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(14) 廃棄物処理施設

区分	名称	所在
中継施設	新津クリーンセンター	新潟市秋葉区小口1289番地1
し尿処施設	舞平清掃センター	新潟市江南区平賀161番地1
下水道投入施設	新津浄化センターし尿受 入施設	新潟市秋葉区古田ノ内大野開 2番地

出典:「廃棄物処理施設一覧」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(15) 一般廃棄物処理業者

名称	所在	取扱廃棄物
14 限学社ハイオマス 1 1 1 1		堆肥化(木くず類、 食品系廃棄物)
有限会社ケイ・エス環境興業	新潟市秋葉区子成場271番地2	破砕(木くず類)

出典:「一般廃棄物処理業許可業者(令和6年2月20日現在)」 (新潟市ホームページ)

表 3.3.2(16) 産業廃棄物処理業者

名称	所在	区分
新潟特殊企業 株式会社	新潟市江南区丸潟新田726番地1	中間処理施設
有限会社 ウッドリサイクル	新潟市秋葉区新町三丁目13番16号	中間処理施設
有限会社 窪田水研	新潟市江南区曙町三丁目12番12号	中間処理施設
有限会社 ケイ・エス環境興業	新潟市秋葉区子成場271番地2	中間処理施設
株式会社 小山セメント工業所	新潟市秋葉区覚路津字下等別当2481 番地2	中間処理施設
坂上興産 株式会社	新潟市秋葉区子成場字長左衛門沼274 番地1	中間処理施設
有限会社 シンキ	阿賀野市下黒瀬1362番地1	中間処理施設
有限会社 田邊木材	新潟県新潟市秋葉区東島592番地1	中間処理施設
株式会社 新潟エコテック	新潟県新潟市秋葉区古田ノ内大野開 143番地3	中間処理施設
一般財団法人 新潟県環境分析センター	新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1	中間処理施設
有限会社 新津清掃社	新潟県新潟市秋葉区川口字乙580番地 23	中間処理施設
株式会社 布川産業	新潟県新潟市秋葉区荻島二丁目32番6 号	中間処理施設
有限会社 バイオマスJUN	新潟市秋葉区新町一丁目2番37号	中間処理施設
有限会社 山崎銅鉄店	新潟県新潟市江南区横越中央7丁目2 番20号	中間処理施設

出典:「(処分業)許可業者一覧(令和6年2月29日現在)」(新潟県環境局資源循環推進課)「産業廃棄物処分業者一覧(令和6年4月10日現在)」(新潟市環境部廃棄物対策課)

表 3.3.2(17) 一般廃棄物処理状況

(令和4年度)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	処理・処分内訳				
市町村名	直接焼却量(t)	焼却以外の中 間処理量 (t)	直接最終 処分量 (t)	直接資源化量 (t)	合計
新潟市	194, 992	32, 375	2, 723	26, 314	256, 404
新潟県	584, 324	111, 224	5, 561	62, 567	763, 676

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度」

(令和6年4月19日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

表 3.3.2(18) し尿処理状況

(令和4年度)

市町村名		処理内訳		合計
川町刊石	し尿処理施設 (KL/年)	下水道投入 (KL/年)	その他 (KL/年)	<u>'</u>
新潟市	11, 339	1, 614	0	12, 953
新潟県	62, 981	12, 874	0	75, 855

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度」

(令和6年4月19日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

表 3.3.2(19) 大気汚染 (大気質に係る環境基準)

物質	環境上の条件	告示
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1	昭和48年5月16日
(SO ₂)	時間値が0.1ppm以下であること。	環境庁告示第35号
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、	昭和48年5月8日
(SPM)	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	環境庁告示第25号
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの	昭和53年7月11日
(NO ₂)	ゾーン内又はそれ以下であること。	環境庁告示第38号
光化学オキシダント (0 _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表 3.3.2(20) 大気汚染(有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準)

物質	環境上の条件	告示
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	平成30年11月19日 環境省告示第100号
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第30号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない
- 注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.3.2(21) 大気汚染 (ダイオキシン類に係る大気の環境基準)

物質	環境上の条件	告示
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 注2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3.3.2(22) 大気汚染(微小粒子状物質に係る大気の環境基準)

物質	環境上の条件	告示
做小粉,十状物值	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること	平成21年9月9日 環境省告示第33号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.3.2(23) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準	進値
地域の類空	昼間 夜間	
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
С	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後 10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置 される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

表 3.3.2(24) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値		
地域の区分	昼間	夜間	
A地域のうち2車線以上の車線を有す る道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	60デシベル以下	

- 注1)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後 10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 注2) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の 幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

表 3.3.2(25) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値		
昼間 夜間		
70デシベル以下	6 5 デシベル以下	

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注1)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後 10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 注2)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道 及び4車線以上の市町村道である。
- 注3)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりである。 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまで。 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまで。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

表 3.3.2(26) 騒音に係る規制基準(騒音規制法に基づく特定施設)

特定施設の種類、規模及び能力

金属加工機械

- ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
- ・製管機械
- ・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ・液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ・機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
- ・せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- 鍛浩機
- ・ワイヤーフォーミングマシン
- ・ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。)
- ・タンブラー
- ・切断機(といしを用いるものに限る。)

空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原 動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

織機(原動機を用いるものに限る。)

建設用資材製造機械

- ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
- ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)

穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

木材加工機械

- ・ドラムバーカー
- ・チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- 砕木機
- ・帯のこ盤(製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- ・丸のこ盤(製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- ・かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)

抄紙機

印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

合成樹脂用射出成形機

鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典:「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号)

表 3.3.2(27) 騒音に係る規制基準 (新潟市条例に基づく指定施設)

番号		施設の種類	規模能力	
		(1) 圧延機械		
		(2) ベンディングマシン (ロー ル式のものに限る。)		
		(3) 機械プレス		
1	金属加工機械	(4) せん断機 (原動機を使用す るものに限る。)	すべてのもの	
		(5) 研磨機 (工具用を除く。)		
		(6) 高速切断機		
		(7) 自動旋盤 (棒材加工用のものに限る。)		
2	圧縮機及び送風梯	· ·	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに 限る。	
3	撚糸機		すべてのもの	
		(1) チッパー	9	
4	 木材加工機械	(2) 帯のこ盤	「百動機の党牧山もぶ0.75キョロ↓ DI Lのよのに	
_	/下付 // / / 工 / / / / / / / / / / / / / / /	(3) 丸のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに 限る。	
		(4) かんな盤		
5	バーナー		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの。	
6	電気炉		すべてのもの	
7	キューポラ		, (3)	
8	遠心分離機		直径が1.2メートル以上のものに限る。	
9	コンクリート管、 ブロック製造機	コンクリート柱又はコンクリート	+ ~ 7 0 + 0	
10	ドラム缶洗浄機		すべてのもの 	
11	スチームクリープ	<u></u>		
12	ポンプ		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに 限る。	
13	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに 限る。	
14	集じん機			
15	冷凍機(往復動式、ロータリー式又は遠心式のものに限る。)		すべてのもの	
16	クーリングタワ-	-	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに 限る。	
	1		1	

表 3.3.2(28) 騒音に係る規制基準(特定(指定)施設)

区域の	昼間		夕		夜間		朝														
区分	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間													
第1種 区域	50デシベル	午前8時~	40デシベル	午後6時~		午後6時~	午後6時~	午後6時~	午後6時~	午後6時~	午後6時~	午後6時~	午後6時~	午後6時~	40デシベル	午後9時~		I IX JAN		40デシベル	
第2種 区域	55デシベル	午後6時	50デシベル	午後9時	45デシベル	· 翌日午前 - 6時	50デシベル	午前6時~													
第3種 区域	65デシベル	午前8時~	午前8時~ 60デシベル 午後8時~ 50デシベル	1 10 10 11	60デシベル	午前8時															
第4種 区域	70デシベル	午後8時	65デシベル	午後10時	60デシベル	翌日午前 - 6時						65デシベル									

- 注1) 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 注2) 第3種区域及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベルを減じた値とする。

出典:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.2(29) 騒音に係る規制基準(騒音規制法に基づく特定建設作業)

作業内容

- 1.くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2. びょう打機を使用する作業
- 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上の ものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5. コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6. バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。) を使用する作業
- 7.トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
- 8. ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

出典:「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号)

表 3.3.2(30) 騒音に係る規制基準 (新潟市条例に基づく指定建設作業)

- 1 ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
- 2 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)

表 3.3.2(31) 騒音に係る規制基準(特定(指定)建設作業)

	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所		
基準値	付表1の 区域	付表2の 区域	付表1の 区域	付表2の 区域	における 作業期間	作業日	
騒音:85dB	午後7時 ~ 翌日午前7時	午後10時 ~ 翌日午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日 を超えない こと	日曜日その 他の休日で ないこと	

付表

- 1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域
- (1) 第1種区域
- (2) 第2種区域
- (3) 第3種区域
- (4) 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
- ア 学校教育法第1条に規定する学校
- イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
- ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者 の収容施設を有するもの
- エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条 第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1に掲げる区域以外の区域

表 3.3.2(32) 騒音に係る届出及び規制基準が適用される指定地域

区域	用途地域	その他の指定地域
第1種区域	風致地区 (秋葉風致地区を除 く) 第一種低層住居専用 地域 第二種低層住居専用 地域	西区:寺地の一部
第2種区域	第一種中高層住居専用 地域 第二種中高層住居専用 地域 第一種住居地域 第二種住居地域 第二種生居地域	北 区:浦ノ入の一部、橋ノ入の一部、横越上町一日、東通二丁目、東通二丁目、小須戸の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目の一部、高井東三丁目の一部、高井東三丁目の一部、大倉田の一部、大倉田の一部、大田田田の一部、大田田田の一部、大田田田の一部、大田田田の一部、大田田田の一部、大田田田の一部、大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	北 区:木崎の一部、笹山の一部 江南区:横越上町一丁目の一部 秋葉区:小須戸の一部 南 区:上塩俵の一部、下塩俵の一部、中塩俵の一部、根岸の一部、居宿の一部、今場別の一部、神屋の一部、小坂の一部、七軒の一部、保坂の一部、戸頭の一部、白根古川の一部、西白根の一部、上新田の一部、新飯田の一部、大野町の一部、上野町の一部、高野宮の一部、大野町の一部、高野宮の一部、小吉の一部、長場の一部、針ヶ曽根の一部、東小吉の一部、門田の一部、六分
	工業地域	北 区:内島見の一部、木崎の一部、笹山の一部、 樋ノ入の一部 西蒲区:赤鏥の一部、安尻の一部、下和納の一部

出典:「騒音指定地域」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(33) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		
区域の区方	昼間	夜 間	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の境界線から20mまでの範囲をいう。)については、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

- 注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から 翌日の午前6時までの間とする。
- 注2) a~c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。 ア a区域とは、専ら住居の用に供される区域。
 - イ b区域とは、主として住居の用に供される区域。
 - ウ c区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。
- 出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境 部環境政策課)

表 3.3.2(34) 振動に係る規制基準(振動規制法に基づく特定施設)

特定施設の種類、規模及び能力

金属加工機械

- ・液圧プレス(矯正プレスを除く)
- 機械プレス
- ・せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
- 鍛造機
- ・ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)

圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

織機(原動機を用いるものに限る。)

コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)

木材加工機械

- ・ドラムバーカー
- ・チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)

印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)

ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)

合成樹脂用射出成形機

鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典:「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)

表 3.3.2(35) 振動に係る規制基準 (新潟市条例に基づく指定施設)

番号		施設の種類	規模能力	
1	金属加工機械	 (1) 圧延機械 (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン (4) 液圧プレス (矯正プレスに限る。) (5) ワイヤーフォーミングマシ 	すべてのもの	
2	圧縮機ポンプ	<u>ν</u>	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに 限る。	
4	遠心分離機		直径が1.2メートル以上のものに限る。	
5	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい又は分 級機		すべてのもの	
6	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリート ブロック製造機		19 17 (0) 60)	
7	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン (船舶又 は車両の原動機として使用するものを除く。)		定格出力が15キロワット以上のものに限る。	
8	オシレーティンク	ブコンベア	すべてのもの	

表 3.3.2(36) 振動に係る規制基準(特定(指定)施設)

区域の	昼	間	夜間		
区分	振動	時間	振動	時間	
第1種区域 第2種区域	60デシベル	午前8時~ 午後7時	55デシベル	午後7時~ 翌日午前8時	
第3種区域 第4種区域	65デシベル	午前8時~ 午後8時	60デシベル	午後8時~ 翌日午前8時	

注) 第3種区域及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療 所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50 メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベルを減じた値とする。

出典:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号) 「振動規制基準」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(37) 振動に係る規制基準 (振動規制法に基づく特定建設作業)

作業内容

- 1.くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打 くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3.舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 4. ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

出典:「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)

表 3.3.2(38) 振動に係る規制基準 (新潟市条例に基づく指定建設作業)

1 ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業 2 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)

出典:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.2(39) 振動に係る規制基準(特定(指定)建設作業)

	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所		
基準値	付表1の 区域	付表2の 区域	付表1の 区域	付表2の 区域	における 作業期間	作業日	
騒音:75dB	午後7時 ~ 翌日午前7時	午後10時 ~ 翌日午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日 を超えない こと	日曜日その 他の休日で ないこと	

付表

- 1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域
- (1) 第1種区域
- (2) 第2種区域
- (3) 第3種区域
- (4) 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
- ア 学校教育法第1条に規定する学校
- イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
- ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者 の収容施設を有するもの
- エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1に掲げる区域以外の区域

表 3.3.2(40) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

	時間の区分					
区域の区分	昼間		夜 間			
	振動レベル	時間	振動レベル	時間		
第1種区域	65デシベル	午前8時~ 午後7時	60デシベル	午後7時~ 翌日の午前8時		
第2種区域	70デシベル	午前8時~ 午後8時	65デシベル	午後8時~ 翌日の午前8時		

- 注) 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。
 - ア 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする 区域。
 - イ 第2種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、 その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある 区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の 生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典:「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)

表 3.3.2(41) 振動に係る届出及び規制基準が適用される指定地域

区域	用途地域	その他の指定地域
第1種区域	風致地区 (秋葉風) (秋葉風) (秋葉風) (秋葉風) (東田) (東田) (東田) (東田) (東田) (東田) (東田) (東田	北 区:浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部 江南区:横越上町一丁目の一部、横越の一部、早通一丁目、早通二丁目 秋葉区:小須戸の一部 南 区:北田中の一部、高井東町の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、田田町の一部、大倉の一部、上田町の一部、大倉の一部、大倉の一部、上田町の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大倉の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田町の一部、大田の一、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一部、大田の一、大田の一、大田の一、大田の一、大田の一、大田の一、大田の一、大田の一
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	北 区:内島見の一部、木崎の一部、笹山の一部、

出典:「振動指定地域」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(42) 悪臭に係る規制基準 (新潟市内の規制概要)

事業場の場所	規制の概要			
旧新潟市かつ規制区域内	悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排出水に おいて、特定悪臭物質濃度の基準を遵守する。 新潟市生活環境の保全等に関する条例により、指定施設を設置する事業 場は、敷地境界及び排出口において、臭気濃度の基準を遵守、新潟市に 届け出る。			
	悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排出水に おいて、臭気指数の基準を遵守する。			

注) 平成17年合併以前に新潟市に属していた地域を「旧新潟市」という。

出典:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(43) 悪臭に係る規制基準 (悪臭防止法による規制基準 (特定悪臭物質))

物質名	A区域基準	B区域基準
物質石	(ppm)	(ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(44) 悪臭に係る規制基準 (特定悪臭物質規制区域)

区域	対象地域
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層 住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 他 上記に相当する地域
B区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典:「悪臭防止対策に関するパンフレット」(新潟市)

表 3.3.2(45) 悪臭に係る規制基準 (悪臭防止法による規制基準 (排出水))

対象となる特定悪臭物質	排出水の流量 (m³/s)	A区域基準 (mg/L)	B区域基準 (mg/L)
	0.001以下	0.03	0.06
メチルメルカプタン	0.001を超え、0.1以下	0.007	0.01
	0.1を超える	0.002	0.003
	0.001以下	0. 1	0.3
硫化水素	0.001を超え、0.1以下	0.02	0. 07
	0.1を超える	0.005	0.02
	0.001以下	0.3	2
硫化メチル	0.001を超え、0.1以下	0.07	0.3
	0.1を超える	0.01	0.07
	0.001以下	0.6	2
二硫化メチル	0.001を超え、0.1以下	0. 1	0.4
	0.1を超える	0.03	0.09

出典:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(46) 悪臭に係る規制基準(指定施設)

	 施設の種類	規模又は能力
1	鶏、豚又は牛の飼養の用に供する施設であって、次に 掲げるもの (1) 飼養施設 (2) ふん尿処理施設(次号に掲げるものを除く。)	770 300 111 11-71
2	有機質肥料の製造(原料として家畜及び家きんのふん 尿を使用するものに限る。)の用に供する施設であっ て、次に掲げるもの (1) 強制発酵施設 (2) 乾燥施設	原料の処理能力が1日当たり500キログラム未満の工場等に係るものを除く。
3	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料の製造(原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、羽毛、臓器等を使用するものに限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (4) 乾燥施設 (5) 真空濃縮施設 (6) 排水処理施設 (蒸解施設を含む。) (7) 発酵施設	
4	塗装業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設	(1) の吹付施設の塗料及び溶剤の吹付能力が1時間当たり3リットル未満の工場等に係るものを除く。
5	し尿処理の用に供する施設(当該施設と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。)	建築基準法施行令 (昭和25年政令第 338号) 第32条第1項の表に規定する算 定方法により算定した処理対象人員が 3,000人未満のし尿浄化槽(当該し尿 浄化槽と一体として使用する汚泥又は し渣の乾燥施設及び焼却施設を含 む。)を除く。

出典:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(47) 悪臭に係る規制基準(臭気濃度(敷地境界及び排出口))

	許容限度		
区域の区分	指定工場等の敷地の境界線の 地表における臭気濃度	指定施設の煙突その他の気体 排出口における臭気濃度	
第1種区域	10	1,000	
第2種区域	15	2,000	
第3種区域	20	3, 000	

出典:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.2(48) 悪臭に係る規制基準(臭気濃度規制区域)

区域	対象地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域他 上記に相当する地域
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成8年3月1日規則第5号)

表 3.3.2(49) 悪臭に係る規制基準(臭気指数(敷地境界線及び排出水の規制基準))

区域の区分	敷地境界線の基準 (単位:臭気指数)	排出水の基準 (単位:臭気指数)
第1種区域	10	26
第2種区域	12	28
第3種区域	13	29

出典:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(50) 悪臭に係る規制基準(臭気指数(排水口の規制基準))

区分	排出口の高さ		
区力	15メートル以上	15メートル未満	
規制基準	号に規定する計算式を用いて算出さ	悪臭防止法施行規則第6条の2第1項2 号に規定する計算式を用いて算出さ れた臭気指数	

出典:「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.2(51) 悪臭に係る規制基準(臭気指数規制区域)

区域	対象地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典:「悪臭防止対策に関するパンフレット」 (新潟市)

表 3.3.2(52) 水質に係る環境基準 (人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、 その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により 測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定され た亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.3.2(53) 水質に係る環境基準(生活環境の保全に係る環境基準(河川))(1/2)

項目			基	準	値	
類型	利 用 目 的の適 応 性	水素イオン 濃度(p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水 道 1 級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級水産1級水下の場に場所場所	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及び C 以 下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	_
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	_
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ご浮めい ここり こうしゅう こうしゅう こうしゅう こっぱん とっぱん こっぱん しゅうしゅう こうしゅう こうしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいりゅう かいりょう こうかい こうかい かいりょう こうかい かいりょう はいりょう かいりょう かいり かいりょう かいり	2mg/L以上	_

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目 (nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた 整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、 計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているも のをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 (湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mLとし、 大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の 水産生物用
 - 水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工 業 用 水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3.3.2(53) 水質に係る環境基準 (生活環境の保全に係る環境基準 (河川)) (2/2)

項目		基準値			
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

|備考 | 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 3.3.2(54) 水質に係る環境基準 (生活環境の保全に係る環境基準 (湖沼)) (1/2)

項目			基	準	値	
類型	利 用 目 的の適 応 性	水素イオン 濃度(p H)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級級産環場以ス以なみはよよよ <t< th=""><th>6. 5以上 8. 5以下</th><th>1mg/L以下</th><th>1mg/L以下</th><th>7.5mg/L以上</th><th>20CFU/ 100mL以下</th></t<>	6. 5以上 8. 5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級級 水水産2、3級級 水水 下の個に掲げるのの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
В	水 産 3 級 工業用水1級 農 業 用 水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	_
С	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ご 等 が れ な い こ と 。	2mg/L以上	_

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1000CFU/100mL以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、 大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級 、 3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作

を行うもの

3 水 産 1 級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の

水産生物用

水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水 産 3 級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3.3.2(54) 水質に係る環境基準 (生活環境の保全に係る環境基準 (湖沼)) (2/2)

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
類型		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

|備考 | 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 3.3.2(55) 水質に係る環境基準(地下水の水質汚濁に係る環境基準)

項目	基準値	
カドミウム	0.003mg/L以下	
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
РСВ	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
クロロエチレン	0.002mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	マジン 0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により 測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定され た亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

表 3.3.2(56) 水質に係る規制基準(水質汚濁防止法に係る排水基準)(1/2)

有害項目

有害項目 項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物	
(パラチオン,メチルパラチオン,メチルジメトン及びEPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
1,4-ジオキサン	100mg/L 0.5 mg/L
	111 37 2

備考

- 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 3.3.2(56) 水質に係る規制基準(水質汚濁防止法に係る排水基準)(2/2)

その他の項目

[2] [2] [3] [3]	1
項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外 5.8-8.6
小水 ↑ ¼ ↓	海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L
2 N 10 7 N N N N N N N N N N N N N N N N N N	(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(СОД)	160 mg/L
10 7 10 7 12 (1 1 2 7	(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L
	(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
□ 窒素含有量 □ 窒素含有量	120 mg/L
土水口口里	(日間平均 60mg/L)
	16 mg/L
/// 中 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(日間平均 8mg/L)

備考

- 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 3.3.2(57) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、 農用地においては、米1kgについて0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、 土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
РСВ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、 土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては「環境庁告示第46号付表」に定める方法により 検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 注2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.005mg、0.00mg 0.00mg 0.00mg
 - 0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1しにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果 が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 注5) 1、2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 出典:「土壤環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)